

入間市障害者プラン



ささえあう元気な人間

【5 年計画】

2003年4月

ごあいさつ

入間市は武蔵野の緑と恵まれた自然に囲まれた環境豊かな中にあり、地域のつながりやさまざまな市民活動を通じて、人々の生活・福祉がささえられております。

しかし、近年の高齢社会の到来により、障害者の増加や重度化、さらに重複化が進行しています。

このような中、ノーマライゼーションの理念のもと、障害の有無に関わらず、すべての人々による障害者福祉の向上を図るため「入間市障害者プラン～ささえあう元気な入間～」を策定いたしました。

この計画は、本年4月から実施される支援費制度の基盤整備を進めるとともに、障害者をささえる地域づくりをさらに推進し、障害者の自立と社会参加がより一層図られるようさまざまな施策をまとめたものです。

この計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただいた障害者団体をはじめ、市民の皆様、さらに熱心なご審議をいただいた入間市障害者福祉審議会の委員の方々に心からお礼を申し上げます。

今後とも市民の皆様と共に計画を推進し、「元気な入間」を築いてまいります所存です。

障害者福祉の一層の向上のために、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



入間市長

木下 博

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要

計画の背景	1
計画の目的	2
計画の法的位置付け	3
計画の基本理念	3
計画期間	4
計画の推進体制	4

第2章 入間市における障害者等の現況及び将来推計

身体障害者	5
知的障害者	7
精神障害者	8
難病患者	9

第3章 障害者福祉の基本目標および施策の推進

基本方針	10
重点課題への取り組み	
1 地域生活基盤の整備	11
2 福祉サービスの提供	12
(1) 支援費制度	
(2) 相談支援体制	
数値目標	13

第4章 事例に基づくサービスのあり方

身体障害児の事例	14
知的障害者の事例	14
精神障害者の事例	15
難病者の状況	15
事例分析	15

第2部 各論

第1章 施策の体系

16

第2章 個別課題に対する施策

保健・医療の充実	17
1 保健サービスの充実	
2 医療サービスの充実	
3 保健施設機能の充実	
保育・教育の充実	20
1 就学前保育の充実	
2 学校教育の充実	

3	生涯学習の充実	
	雇用・就労の促進	2 4
1	雇用の促進	
2	就労の促進	
	生活環境の整備	2 7
1	生活場面の整備	
2	移動手段の充実	
3	緊急時体制の整備	
	社会参加への促進	3 2
1	啓発・交流事業の促進	
2	地域ボランティア活動の推進	
3	社会参加の推進	
4	権利擁護の推進	
	福祉サービスの充実	3 7
1	在宅サービスの充実	
2	施設サービスの充実	
3	福祉機能施設の活用	
4	相談機能の充実	
	計画の推進体制	4 2
1	庁内推進体制の整備	
2	福祉マンパワーの充実	
3	福祉活動への市民参加の促進	
4	コミュニケーション活動の推進	
第3部 関係資料		
	統計資料	4 6
	アンケート調査結果	5 7
	障害者福祉審議会	9 3
	用語集	9 5

I 計画の背景

障害者の施策は、国においては、昭和57（1982）年3月「障害者対策に関する長期計画」を策定し、さらに昭和62（1987）年6月に「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策として、啓発広報、保健・医療、教育・育成、雇用・就労等の課題別に重点的に推進するとした。平成5（1993）年3月には「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」が策定された。平成5（1993）年12月には「心身障害者対策基本法」の一部が改正され、障害者基本法が策定された。平成7（1995）年12月にはその重点施策実施計画として「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」が策定され7か年に達成すべき数値目標が掲げられました。

埼玉県においては、平成6（1994）年3月に「障害者対策に関する埼玉県長期計画～ふれあい彩の国プラン21～」を策定し、この長期計画の重点実施計画として平成10（1998）年3月に「彩の国障害者プラン～バリアフリー社会をめざして～」を策定し、平成15（2003）年4月からの新障害者プランの策定を進めているところです。

入間市では、平成5（1993）年3月に「入間市障害者福祉ビジョン＜最終報告書＞」を策定した。その基本理念を踏まえた「入間市障害者福祉計画」を平成11（1999）年3月に策定し「ノーマライゼーション」の実現に向けて総合的に障害者施策を進めてきました。この計画は平成14（2002）年度が最終年度となっております。

この間、本格的な高齢社会の到来により障害者の高齢化や障害の重度・重複化が伸展してきました。また、価値観の多様化等に伴うライフスタイルの変化や、IT社会の進展など、社会環境の変化は著しいものがあります。このような変化の中で、障害者の自立や社会参加の意欲はますます高まっています。

そして、3年間の経過措置を経て、平成15（2003）年4月からは、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な立場に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みである支援費制度が開始されます。

このため、入間市ではこれら国等の動向に的確に対応するとともに、障害者施策の一層の推進を図り、ノーマライゼーションの理念のさらなる定着と、21世紀の新たな障害者福祉の確立をめざし、ここに新たな障害者福祉計画を策定するものです。

図－1 障害者福祉施策の流れ

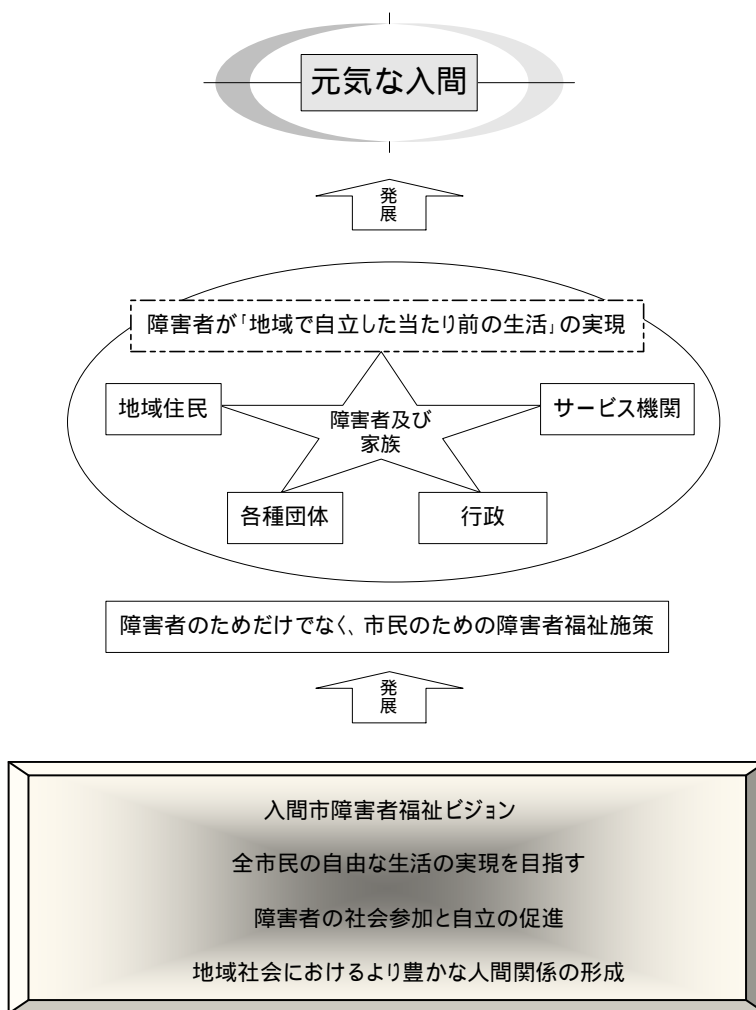
	1982	1987	1993	1994	1995	1998	1999	
国	○長期計画		☆基本法改正					2003年4月 から 2008年3月 の 新計画を 策定
県		○後期重点施策	○新長期計画					
市				○長期計画		○彩の国障害者プラン		
			○障害者福祉ビジョン				○障害者福祉計画	

II 計画の目的

この計画は、平成 5（1993）年 3 月に策定した「入間市障害者福祉ビジョン（最終報告書）」に示されている、当市における障害者福祉に対する基本的な考え方である「全市民の自由な生活の実現をめざす」、「障害者の自立の促進を図る」、「地域社会におけるより豊かな人間関係の形成をめざす」を今後も推進し、現在までの社会環境の変化に対応しながら、より発展するための具体的な実施計画として策定したものです。

なお、個々のサービスの具体化にあたり、基本におこななければならない点、それは、常に障害者のどのようなニーズにも対応でき、その自立を支援するためにきめ細かい配慮で、行き届いた施策を進める必要があります。

また、市民と行政の協働による施策・事業の推進と行政の責任において今後の入間市における障害者福祉施策を推進する基本計画であり、平成 13（2001）年 11 月の「元気な入間」都市宣言の目的にも繋がる計画として策定したものです。



図ー2 計画の目的概念図

入間市障害者福祉ビジョンは、障害者のみでなく全市民を対象としております。

これは、障害者福祉施策を推進することは、同時に高齢者や児童等をささえることにも繋がるため、今後の少子高齢社会の進展とともに、ますます重要となる、地域のささえあいを構築することとなります。

障害者及び家族は、地域住民をはじめ、各種団体、行政機関、サービス機関の連携によりささえられ、地域で自立した当たり前の生活が実現されるよう、また、入間市が進める、元気な入間の重要な基盤となります。

Ⅲ 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第7条の2第3項に基づき、国の障害者基本計画及び埼玉県障害者計画を基本とし、さらに地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づいて策定された入間市総合振興計画・基本構想などに即した、当市における障害者のための施策に関する基本的な計画として位置付けられます。同時にこの計画は、平成15(2003)年4月から開始される支援費制度の基本理念とも十分整合性をもった計画です。

また、社会福祉法第107条に基づく、市町村地域福祉計画の策定においても、本計画と十分整合性が図られることとなります。

Ⅳ 計画の基本理念

2001年5月、世界保健機構(WHO)では、障害についての考え方を従来の「国際障害分類」から「国際機能分類」に改めました。これは、障害者個々の特性(身体の状態)として捉えるだけでなく、社会生活を送るうえでの活動制限や参加制約の全てを含むものであると捉え、このことにより、人と環境との関係に焦点を置き、障害者の身体面、心理面、社会面を総合的に捉えて支援すること、すなわち生活支援を重点におくことの重要性を指摘しています。

これは、支援費制度の目的とも一致する考え方であり、入間市においても障害者の問題を総合的に捉え、生活支援を行うことを基本といたします。

1 全市民の自由な生活の実現をめざします。

障害のある人も、ない人も、すべての市民の協力によって、潤いと活力のある自由な生活が営める地域社会を築くことをめざします。

自由な生活とは「人間性の尊重と人権の保障」が守られることであり、地域の生活は、これを保障する場として重要な意味を持つということです。

2 障害者の社会参加と自立の促進を図ります。

障害者福祉施策の推進にあたっては、障害者の社会参加と自立を援助することを基本とし、地域社会の中で安心した生活が送れるよう在宅福祉サービス(生活支援)を総合的に推進します。

3 地域社会においてより豊かな人間関係の形成をめざします。

すべての市民が、家庭や地域社会において、より良い人間関係を形成し、ともに生活し、また活動していく地域社会の構築をめざします。

V 計画期間

本計画は国及び県の「新障害者プラン」の計画期間に合わせ、平成 15（2003）年 4 月から平成 20（2008）年 3 月までの 5 年間とします。

VI 計画の推進体制

- 1 障害者福祉施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境等多くの分野にまたがっており、障害の内容やライフステージに応じたきめ細かい一貫したサービスが提供できるよう関係部局が連携し、総合的に取り組みます。
- 2 市民公募、障害者福祉の関係者、有識者などで構成している「障害者福祉審議会」に計画の進捗状況等を年度毎に報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。
- 3 社会経済状況の変化、支援費制度実施後の変化、関係する諸制度・法令の改正等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。
- 4 各年度における予算編成にあたっては、この計画を指針として具体化を図り、目標の達成をめざします。また、この計画の改定が必要になった場合でも、本計画の目標を妨げるものであってはなりません。

I 身体障害者

身体障害者手帳の所持者数は、平成13年度末で、3,135人となっています。過去5年間では、平均3.3%の伸びを示しており、平成19年度末には3,811人になることが予想されます。

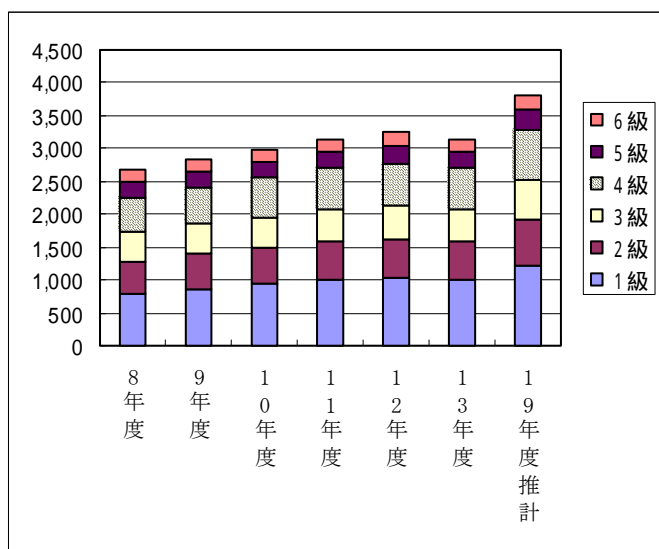
障害の程度別に見た場合、1・2級で重度者の占める割合は平成11年度からほぼ半数の50.0%となっており、2人に1人が重度障害者となっています。

また、障害種類別では、肢体不自由が56.3%で最も多く、次いで内部障害（心臓障害、じん臓障害、呼吸器障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、免疫機能障害）25.6%、聴覚障害が8.6%、視覚障害8.3%、言語障害1.1%の順になっており、内部障害の割合が年々高くなっています。（表-1, 2, 3 参照）

表-1 身体障害者手帳所持数の推移（障害程度別）

各年度末 単位：人

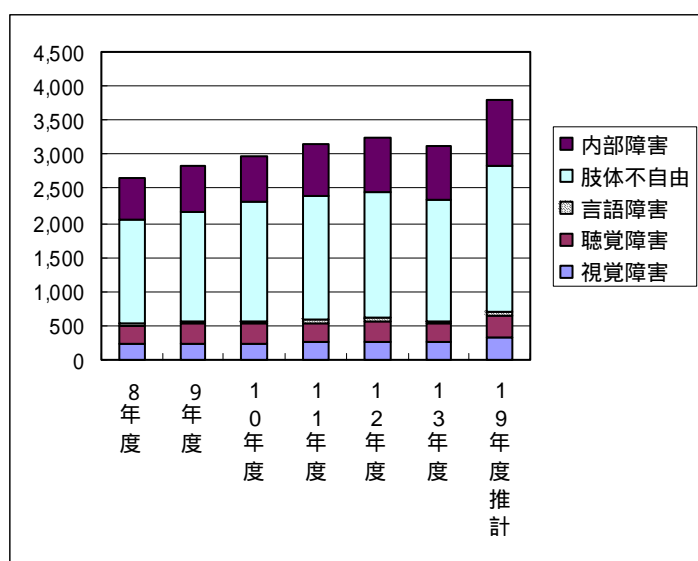
等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
8年度	776	514	428	541	223	190	2,672
9年度	862	525	457	566	235	194	2,839
10年度	937	557	466	594	240	199	2,993
11年度	1,001	578	487	626	245	208	3,145
12年度	1,026	586	504	665	251	215	3,247
13年度	1,005	573	489	638	237	193	3,135
19年度推計	1,221	696	595	776	288	235	3,811



表－２ 身体障害者手帳所持数の推移（障害種類別）

各年度末 単位：人

障害種類	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	総数
8年度	231	261	35	1,533	612	2,672
9年度	241	274	36	1,622	666	2,839
10年度	246	278	35	1,735	699	2,993
11年度	253	286	38	1,805	763	3,145
12年度	267	291	44	1,841	804	3,247
13年度 (割合)	259 (8.2%)	271 (8.6%)	35 (1.1%)	1,766 (56.3%)	804 (25.6%)	3,135
19年度推計	315	329	43	2,147	977	3,811



表－３ 身体障害者手帳所持者の18歳到達者人数（各年4月時）

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
9	4	9	1	6

Ⅱ 知的障害者

療育手帳の所持者数は、平成 13 年度末で 491 人となっています。過去 5 年間で平均して 5.5 % の伸びを示しており、平成 19 年度末には 646 人になることが予想されます。

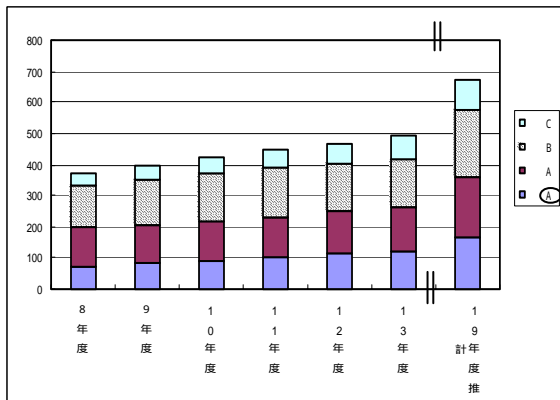
障害の程度別に見た場合、㊤（最重度）、A（重度）、の重度者の占める割合は平成 13 年度に入り 50.0% を超え、障害の重度化が進んでいます。

また、療育手帳所持者のうち、今後 5 年間の 18 歳到達者（高等学校卒）人数は、徐々にですが増加することが予想されます。（表-4, 5 参照）

表-4 療育手帳所持者数の推移（障害程度別・年齢別） 各年度末 単位：人

障害程度	㊤	A	B	C	総数	18歳未満	18歳以上
8年度	73	123	134	44	374	111	263
9年度	83	125	146	44	398	124	274
10年度	91	127	152	54	424	133	291
11年度	100	131	158	57	446	134	312
12年度	113	138	154	65	470	146	324
13年度 (割合)	120 (24.4%)	140 (28.5%)	158 (32.1%)	73 (14.8%)	491	153	338
19年度推計	158	184	208	96	646	201	445

障害程度別グラフ



年齢別グラフ

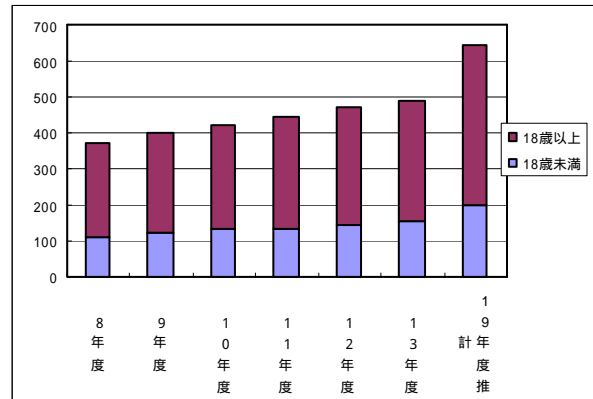


表-5 療育手帳所持者の18歳到達者人数（各年4月時）

平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
10	7	11	12	14

Ⅲ 精神障害者

精神障害者通院医療費の公費負担を受けている患者数は、平成 8 年度末の 178 人が、平成 13 年度末には 830 人に増加しており、このまま推移すると平成 19 年度末には約 1,660 人になることが予想されます。

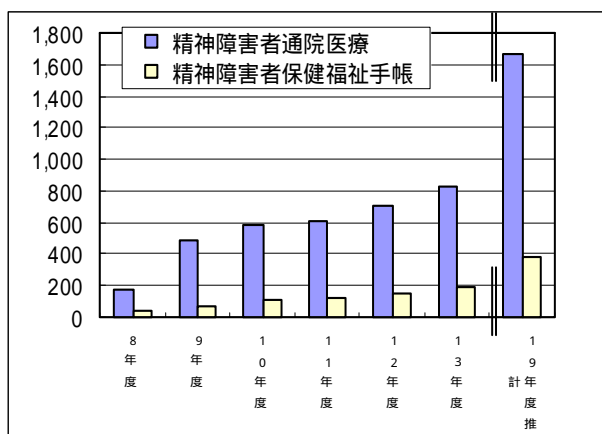
そのうち、精神障害者保健福祉手帳所持者は、手帳制度がスタートした平成 8 年度末の 40 人が、平成 13 年度末には、188 人とやはり大幅な増加の傾向にあります。

また、通院医療の割合は平成 13 年度で保健福祉手帳所持者の 4.4 倍となっており、実際に障害である方でも、手帳取得の割合が少ない状況です。（表-6 参照）

表－6 精神障害者数の推移

各年度末 単位：人

区分	通院医療	保健福祉手帳
8 年度	178	40
9 年度	491	63
10 年度	578	103
11 年度	606	124
12 年度	705	152
13 年度	830	188
19 年度推計	1,660	376



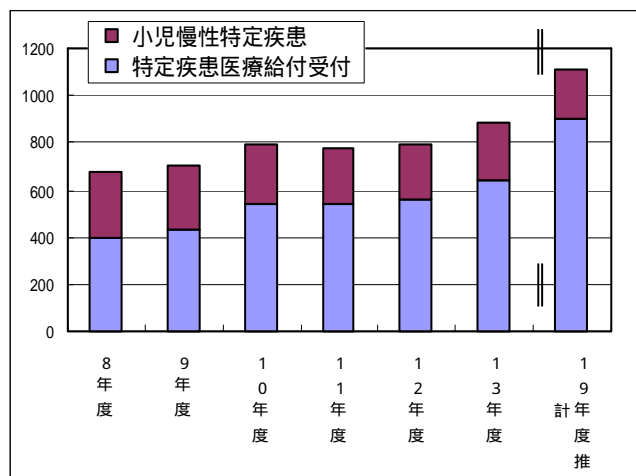
IV 難病患者

特定疾患医療給付の受付数は、平成 8 年度末の 399 人が、平成 13 年度末には 643 人になるなど、大幅に増加しています。

また、小児慢性特定疾患医療給付の受給者数については、少子化のためとされますが、減少傾向になっています。（表-7 参照）

表-7 難病患者数の推移 各年度末 単位：人

区分	特定疾患 医療給付受付	小児慢性 特定疾患	合計
8 年度	399	275	674
9 年度	436	265	701
10 年度	537	253	729
11 年度	540	237	758
12 年度	559	234	789
13 年度	643	241	820
19 年推計	900	210	1,110



I 基本方針

1 障害者の個人としての尊重、そして主体性の尊重

障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本とする支援費制度の趣旨に基づき、障害者の個人としての尊厳が十分尊重されるよう諸施策を推進いたします。

また、意思決定をすることが困難な障害者に対しては、その権利擁護を支援する取り組みを進めます。

2 障害者の社会参加の促進

障害者が障壁のない社会生活を送るためには、情報収集やコミュニケーション手段の確保は重要な課題です。このため、バリアフリー化を一層進め、IT（情報通信技術）を活用するほか、情報提供におけるバリアフリー化を推進いたします。

また、障害者の就労を促進するため、国・県の事業と連携した事業を活用して支援してまいります。

3 障害者の自立した地域生活の促進

障害者のもっている能力を最大限に生かし、地域で自立した生活が送れるよう、グループホームなどの住まいを確保するとともに、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスの充実を図り、障害者が地域で暮らすことが可能になるような施策の推進を図ります。

4 こころのバリアフリー

障害者に対する偏見など人々の心の中にある「意識上の障壁」が今なお存在しています。今後、自立した地域生活を送る障害者にとってこの障壁の除去は欠かせない重要な要件です。このため、障害者に対する差別・偏見を無くすための諸施策を積極的に進めます。

5 効率的な施策の推進

長引く不況の影響により、国、県、市の財政状況は厳しくなり、その回復の気運が見えてきません。このような財政状況を踏まえつつも、障害者施策は障害者一人ひとりの特性に合わせた効率的な支援及び、施策の重点化を図る必要があります。

Ⅱ 重点課題への取り組み

1 地域生活基盤の整備

障害者が地域生活を送るうえで必要となる生活の場や支援体制として次の点を重点的に推進いたします。

(1) グループホーム・生活ホームの整備推進

障害者が地域生活を送るための生活の場としてのグループホームや生活ホームの設立について、国や県と協議を進めながら推進してまいります。

(2) 居宅生活支援事業者への支援

ホームヘルプサービスやレスパイトサービスについては、障害者の生活支援を行う基本的サービスと位置づけ、サービス事業者への支援を行います。

(3) ユニバーサルデザインの積極的な採用

障害者だけでなく、子どもや高齢者等全ての市民にやさしいまちづくりをめざし、ユニバーサルデザインの研究を進め、積極的に採用いたします。

(4) ケアマネジメント体制・相談支援体制の確立

支援費制度を効果的に推進するため、市及びサービス事業者の障害者ケアマネージャーを育成し、障害者一人ひとりの生活支援が十分に行えるよう、市及び事業者のケアマネージャーが連携する体制を確立いたします。

(5) NPO、ボランティアを活用したサポート体制の確立

障害者が地域生活を送る際に、NPOやボランティアの力は欠かせません。このため、ボランティア活動を支援するとともに、市が行うサービスと連携したサポート体制の確立を目指します。

(6) 偏見の解消、こころのバリアフリーの推進

いまだ存在する偏見の問題は、地域生活を望む障害者にとって大きな障壁となります。この見えない大きな障壁の解消は全ての障害者施策の推進にとって重要なことです。このため、各種情報提供、交流教育、福祉講座等を充実させ、障害者が安心して生活できる地域づくりを推進いたします。

(7) 情報提供の充実

障害者の自己選択、自己決定を支援するため、訪問を含めたさまざまな手段で情報提供を充実いたします。

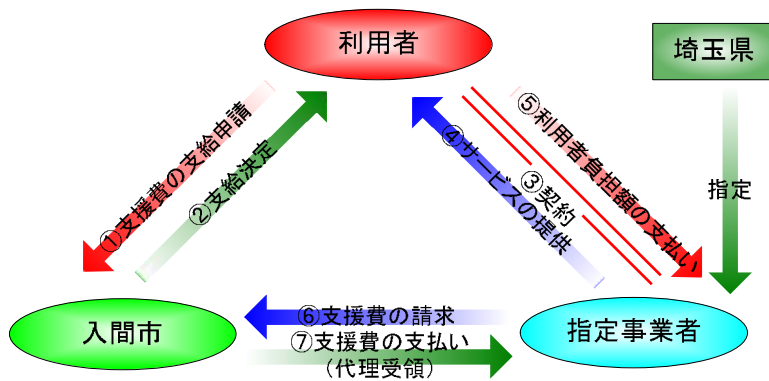
2 福祉サービスの充実

(1) 支援費制度

平成 15 年 4 月から身体障害者福祉と知的障害者福祉及び障害児福祉の一部のサービスは、これまでの行政機関による「措置制度」から「支援費制度」へと移行します。

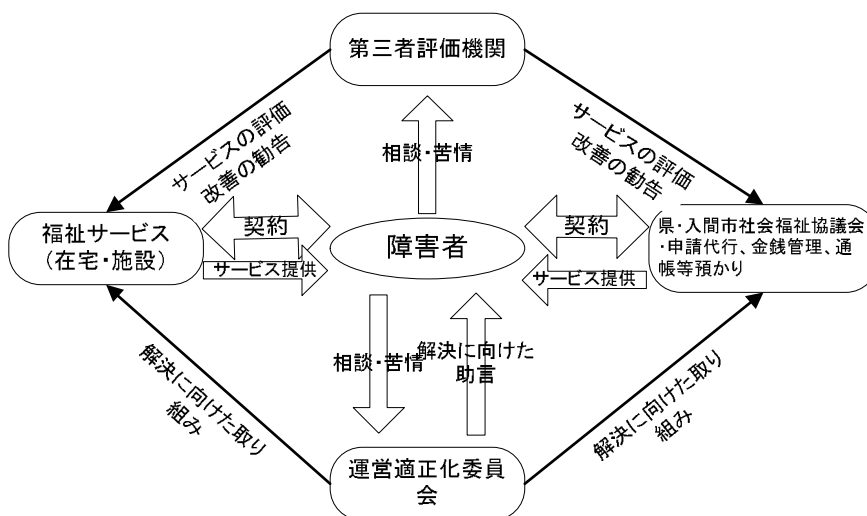
このような国の制度改正にも適切に対応し、福祉サービスの利用者と提供者との対等な関係を確保するため、福祉サービス基盤の充実をはじめ、情報提供や権利擁護、サービス評価の体制づくりなどの諸施策が求められています。

図-3 支援費制度の仕組み



- ①利用者から市へ支援費の支給申請
- ②市から利用者へ支給決定と受給者証の交付
- ③利用者が指定事業者を選択して契約
- ④指定事業者が契約にもとづきサービスの提供
- ⑤利用者が指定事業者へ利用者負担額を支払う
- ⑥事業者が市へ支援費の請求
- ⑦市から事業者へ支援費の支払(代理受領)

図-4 権利擁護の仕組み



埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター内

意志判断能力が十分でなく、権利を侵害されやすい障害者が安心して生活が送れるよう権利擁護のしくみが必要となります。

各障害者福祉サービスに対する相談・苦情等を運営適正化委員会が、解決に向けた取組みを行います。また、評価の公表や改善の勧告等により、適正なサービスが受けられるよう第三者機関による支援が必要となります。

(2) 相談支援体制

障害者並びに家族から相談を受けた時点で、既に問題が深刻化している場合が多く、解決するのに困難な場合があります。

そのため、障害者が相談しやすい体制を整えることは、日常的な安心感を与え、早期の相談及び問題解決に繋がることになるため、気軽に相談できる体制を整備いたします。

Ⅲ 数値目標

個別課題に対する施策について可能な限り数値目標を設定いたします。また、数値化できない施策においても実施評価のし易い具体的内容で目標を設定いたします。

表－7 数値目標（入間市内）

区分	内容		H13 年度末の状況	H19 年度末の目標
地域生活支援	ホームヘルプサービス	身体	1 事業所	5 事業所
		知的	1 事業所	5 事業所
		精神	なし	3 事業所
	ショートステイ	身体	1 事業所	現状維持
		知的	1 事業所	現状維持
		精神	県内 2 事業所	近郊 1 事業所増
	デイサービス	身体	1 事業所、15 人分	現状維持
		知的	県内 1 事業所	近郊 1 事業所増
	生活支援センター		保健所管内 1 ヲ所	保健所管内 2 ヲ所
手話通訳者人数		5 人	10 人	
住まい働く場	グループホーム生活ホーム	身体	2 施設、13 人分	4 施設、23 人分
		知的		
		精神		
	生活訓練施設	精神	1 施設、20 人分	現状維持
	福祉ホーム	精神	1 施設、10 人分	現状維持
	入所施設（法人）	身体	1 施設、50 人分	現状維持
		知的	1 施設、50 人分	現状維持
		精神	2 施設、30 人分	現状維持
	通所施設（法人）	身体	2 施設、24 人分	6 施設、164 人分
		知的	3 施設、89 人分	
		精神	2 施設、38 人分	
	デイケア施設	身体	6 施設、114 人分	5 施設、95 人分 1 施設が法人化の予定
知的				
福祉のまちづくり	駅バリアフリー		2 駅 入間市、武蔵藤沢	3 駅 元加治駅を予定

I 事例

現状の課題と目標を明確にするため、具体的な事例により分析いたしました。

身体障害児の事例：脊髄性筋萎縮症、小学校低学年、両親、兄弟と同居

本人が抱える問題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校のバリアフリー化 進級するほど上層階になるため、エレベーターが必要となる ・通学時の介助 ・都立病院へ通院、救急時にも都立病院が受け入れることとなる。
家族が抱える問題	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリセンター（上尾）までの毎週通院 ・住宅問題 リフォーム相談や財政的支援 ・将来への不安、親亡き後、障害基礎年金、福祉的就労のみで生活できるだろうか
現状の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・保育・学校施設のスロープ等バリアフリー化 ・小学校に介助員の配置、学童保育入所による職員対応 ・医療費助成 乳幼児医療費・重度心身障害者医療費扶助 ・社会手当 特別児童扶養手当、障害児福祉手当 ・補装具支給 車いす ・通院交通費 ガソリン費、タクシー券
具体的サービスの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特定障害者に対する緊急救急時対応の整備 ・通学時介助の支援充実 ・移送サービスの整備 ・生活全般にわたる相談の受け入れ及び調整（支援）の実施 ・排痰等の医療的ケアに係る支援
本人の特性に応じた生活支援体制の整備が必要	

知的障害者の事例：自閉症、養護学校中学部、両親、兄弟と同居

本人が抱える問題	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症はコミュニケーション障害ともいわれ、意思伝達が困難。
家族が抱える問題	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校通学において、レスパイトサービスを利用しているが、年間150時間までのため、不足している。 ・親亡き後、入所施設に入ることよりも生まれ育った地域に暮らせることを希望 ・卒業後の不安。自立できる収入を確保できるか。
現状の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活サポート年150時間の支援
具体的サービスの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス 見守り、移動介護による支援 ・レスパイトサービスの充実 ・日常生活用具等の一時貸与（コミュニケーション装置） ・グループホーム、生活ホームの整備
権利擁護体制及び生活支援体制の整備が必要	

精神障害者の事例

<p>障害者が単身の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所が休みの時、全てがおっくうとなり服薬が不規則になり妄想等を引き起こす。 	
<p>障害者が独身で家族（親・兄弟姉妹）と同居の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の負担となっていることが心苦しく、勤めがないことで人目が気になる。親が高齢になることで将来への不安により病気に影響する。 ・自室が無い場合は心理的に休まる場が無い。 ・家族の支援に限界があり、別居を選択する場合がある。 ・心理的負担により、家族へも精神的疾病が起こる場合がある。 	
<p>障害者が妻子を持っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害により退職した父親は、家計を維持するため、さまざまな仕事に就くが症状を悪化させて入院する場合がある。 	
<p>作業所が抱える問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退院後のリハビリ施設や就労支援体制が無いため、作業所スタッフが支援しなければならない状況。 	
現状の施策	<ul style="list-style-type: none"> ・通院医療費の助成 ・生活相談 訪問、関係者会議 ・作業所運営費補助 ・作業所通所者奨励金
具体的サービスの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援 ホームヘルパーの派遣 ・生活給の確保 各種手当 ・妻、子どもへの精神的ケアサポート
<p>本人のみならず、家族の状況に応じた生活支援体制の整備が必要</p>	

難病患者の状況

現在では 119 疾患においてホームヘルパーの派遣及び日常生活用具が給付されます。また、県の医療給付制度により、「特定疾患」、「小児慢性特定疾患」、「先天性血液凝固因子欠乏症」等の指定疾患について公費負担が行われています。

しかし、難病は一般的に不治の病ととらえられることが多く、患者本人・家族の精神的不安は非常に大きく、相談支援をはじめ、さまざまな福祉サービスが求められます。（⇒98ページの埼玉県指定疾患一覧表をご覧ください。）

I 事例分析

障害の種類や程度にそれぞれ差があるにせよ、「福祉」、「保健・医療」、「教育」、「雇用問題を含む経済的支援」等、諸制度が有効かつ効果的に機能できていない面があり、障害者本人をはじめ家族の方々の負担がかなり重くなっている実態が示されている。このことから、障害者ケアマネジメントを活用した「障害者一人ひとりの障害の内容や程度に応じた、必要で、かつ適切なサービスを提供する」ための相談支援体制が必要である。

第2部 各論

第1章 施策の体系

保健・医療の充実	1 保健サービスの充実	(1)乳幼児の保健サービスの充実 (2)成人の保健サービスの充実
	2 医療サービスの充実	(1)医療費助成制度の充実 (2)医療体制の充実
	3 保健施設機能の充実	(1)保健施設機能の充実
保育・教育の充実	1 就学前保育の充実	(1)障害児の保育・療育の充実
	2 学校教育の充実	(1)設備の充実 (2)指導体制の充実 (3)交流・統合教育の充実
	3 生涯学習の充実	(1)学習推進体制の充実 (2)学習施設の整備
雇用・就労の促進	1 雇用の促進	(1)障害者雇用機会の拡大 (2)職業紹介の促進
	2 就労の促進	(1)障害者の職業的自立の促進
生活環境の整備	1 生活場面の整備	(1)福祉のまちづくりの推進 (2)住宅環境の整備 (3)道路環境の整備
	2 移動手段の充実	(1)交通機関利用の促進 (2)移動手段の確保
	3 緊急時体制の整備	(1)緊急時対応の整備
社会参加の促進	1 啓発・交流事業の促進	(1)啓発活動の推進 (2)交流事業の充実 (3)障害者団体の育成
	2 地域ボランティア活動の推進	(1)ボランティア活動の推進 (2)ボランティア活動の支援体制の充実
	3 社会参加の推進	(1)社会参加の推進
	4 権利擁護の推進	(1)権利擁護の推進
福祉サービスの充実	1 在宅サービスの充実	(1)在宅援護の推進 (2)在宅介護の充実 (3)福祉機器利用の促進 (4)相談機能の充実
	2 施設サービスの充実	(1)施設利用サービスの充実 (2)入所施設の確保 (3)精神障害者への支援
	3 福祉機能施設の活用	(1)福祉機能施設の活用
計画の推進体制	1 庁内推進体制の整備	(1)財政面での充実 (2)職員の意識の向上
	2 福祉マンパワーの充実	(1)福祉専門職員の充実
	3 福祉活動への市民参加の促進	(1)ボランティア活動の推進 (2)ボランティア活動に対する支援 (3)地域福祉計画の策定
	4 コミュニケーション活動の推進	(1)広報・広聴活動の充実 (2)情報提供機能の充実

 は見直された体系

I 保健・医療の充実

障害者の中には、引き続き治療や訓練を受けながら生活している人、在宅で保健・医療面での援助を必要としている人も多く、こうしたニーズに対応した保健・医療施策及び障害の程度に合ったリハビリテーションの実施やその体制の充実を図ることが望まれます。

また、乳幼児及び成人を対象とする健康診査、健康教育等を充実し、発達遅滞児とその家族においては専門職による相談や各種教室を開催し、子育て支援を行います。また、生活習慣病注意者については保健相談指導を行ったり、脳卒中後遺症者等へのリハビリテーションの充実を図ります。

平成 15 年 4 月には、これらの諸施策を推進する総合的な拠点として入間市健康福祉センターを開設します。

1 保健サービスの充実

(1)乳幼児の保健サービスの充実	1	子育て支援の充実
(2)成人の保健サービスの充実	2	生活習慣病予防事業の充実
	3	在宅障害者リハビリテーション等の充実

2 医療サービスの充実

(1)医療費助成制度の充実	4	乳幼児医療費の助成
	5	重度心身障害者(児)医療費の助成
(2)医療体制の充実	6	障害者歯科診療の検討
	7	指定医・指定医療機関の拡充

3 保健施設機能の充実

(1)保健施設機能の充実	8	入間市健康福祉センターの運営・活用
--------------	---	-------------------

は新規の施策

施策の表の見かた

- ・ 施策の表の右側に“新規”と記載している施策は、前計画から追加された施策です。記載されていない施策は、前計画から現状と目標を見直しています。
- ・ 現状欄の内容は、特に記載の無い限り、平成 14 年 10 月 1 日を基準にしています。

施策名	1 子育て支援の充実
担当部所	親子支援課、児童福祉課
現 状	<p>乳幼児健康診査 3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。</p> <p>乳幼児健康相談 保護者の育児に対する不安を軽減し、乳幼児の心身の健全な成長発達を支援するため、保健センター及び各地区公民館で実施しています。</p> <p>乳幼児訪問指導 乳幼児健診、乳幼児相談等において、事後指導の必要なケースに対して、適宜、家庭訪問による保健指導を実施しています。</p> <p>すくすく教室 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児健康相談等で発育・発達等に不安があり、育児支援が必要と思われる子どもとその保護者を対象に、遊びを主とした関わりを通し、保護者がその子どもの発達にあった育児ができるよう支援しています。</p> <p>子ども相談室 個別に相談支援が必要な親子に対しては、月に1回、臨床心理士による相談を実施しています。</p> <p>保育相談 保護者の育児に対する不安や悩みごとに対しての相談を、家庭児童相談室及び保育所で行っています。</p> <p>ひまわりひろば 地域の4歳未満児とその親に、土曜日の保育所を遊び場として提供し、親同士の交流の場として活用し、子育てに関する情報提供や子育て相談を行っています。</p>
目 標	保護者の育児不安等の解消及び子どもの健康の保持増進に努めるため、育児に関する相談窓口の整備と教室を開催します。

施策名	2 生活習慣病予防事業の充実
担当部所	健康管理課、健康福祉課
現 状	<p>基本健康診査 心臓病をはじめとする循環器疾患等を早期に発見し、生活習慣病を予防するため健康診査を行っています。</p> <p>がん検診 乳がん、子宮頸がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診を行っています。</p> <p>健康教育 生活習慣病予防などの健康に関する正しい知識を広め、壮年期からの健康に役立てるため、肥満予防教室、貧血予防教室、糖尿病予防セミナー、高脂血症予防教室等を行っています。</p> <p>健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に役立てるためのものであり、生活習慣病予防等に関する一般相談のほか、病態別栄養相談、歯科相談、高齢者健康相談といった重点健康相談を実施しています。</p>
目 標	<p>基本健康診査、がん検診の受診率向上を図るとともに、基本健康診査結果に基づいた相談指導の促進を図ります。また、平成15年度から健康福祉センターにおいて人間ドックを実施します。</p> <p>健康相談については、保健師、管理栄養士等の専門スタッフの連携を図ることにより、相談者のニーズに応じた情報の提供に努めます。</p> <p>さらに、各種教室の内容を充実するとともに、健康増進機器を健康福祉センターに備え、市民一人ひとりの健康づくりの実践が図れるよう、環境づくりに努めます。</p>

施策名	3 在宅障害者リハビリテーション等の充実
担当部所	健康管理課、健康福祉課
現 状	健康福祉センターでは、脳卒中等の後遺症などにより言語の障害がある方を対象に、コミュニケーション機能の維持・回復を図るため、言語リハビリ教室を実施し、言語聴覚士・保健師等による指導を行っています。
目 標	心身に障害がある人に対し、機能の維持向上、ひいてはQOL（生活の質）の向上を目的にリハビリテーション等の充実を図ります。また、保健師等による訪問指導の充実を図ります。

施策名	4 乳幼児医療費の助成
担当部所	児童福祉課
現 状	<p>乳幼児が必要とする医療を容易に受けられるようにするため、乳幼児に対する医療費の一部を支給することにより、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図っています。</p> <p>平成13年度に入院分に係る医療費の対象年齢を小学校就学前まで拡大しました。</p>
目 標	乳幼児医療費の助成を継続し、経済的負担の軽減を図ります。

施策名	5 重度心身障害者（児）医療費の助成
担当部所	障害福祉課
現 状	<p>重度心身障害者の医療費の助成に関する条例に基づき、重度心身障害者に対し医療費の一部を助成し、その生活の向上と福祉の増進を図っています。</p> <p>・対象者</p> <p>(1) 身体障害者手帳（1～3級）の交付を受けている人</p> <p>(2) 療育手帳㊦・A・B の交付を受けている人</p> <p>(3) 老人保健法で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受けた65歳以上の人</p>
目 標	<p>重度心身障害者（児）の医療費の助成を継続し、経済的負担の軽減を図ります。</p>

施策名	6 障害者歯科診療の検討
担当部所	親子支援課、健康管理課、障害福祉課
現 状	<p>一般の歯科医院での治療が困難な障害者のために県立の施設で歯科診療を行っており、診療を受けるには、一般歯科医師の紹介状と予約が必要です。</p>
目 標	<p>狭山保健所を中心として障害者歯科治療等の特殊歯科診療体制を歯科医師会、保健所及び市で検討していきます。</p>

施策名	7 指定医・指定医療機関の拡充
担当部所	障害福祉課
現 状	<p>身体障害者手帳の取得及び補装具の交付申請のためには、身体障害者福祉法15条の指定医師の診断書が必要です。また、更生医療・育成医療では、指定医療機関で治療等を行います。なお、重度の障害のため、医療機関等に行き診断を受けることが困難な場合、市で法指定医を派遣して身体障害者手帳の取得、補装具の交付等に利便を図っています。</p>
目 標	<p>身体障害者福祉法に基づく各種援護の適用が容易となるよう、指定医及び指定医療機関との連携の充実に努めます。また、指定医の増員を図ります。</p>

施策名	8 入間市健康福祉センターの運営・活用	新 規
担当部所	健康福祉センター	
現 状	<p>入間市健康福祉センターを平成15年4月から運営します。</p>	
目 標	<p>市民一人ひとりの健康づくり、地域福祉推進の拠点であるとともに、保健・医療・福祉・健康増進に係わる行政、機関及び諸団体（市民）との連携を図り、地域ぐるみの市民健康づくり・地域福祉の向上を目指す「市民の健康・地域福祉ネットワーク」を構築し、調整機能を持った拠点施設として運営します。</p>	

Ⅱ 保育・教育の充実

障害児の保育・教育については、社会的に自立した生活を目指して、障害児一人ひとりの能力、適性、障害の種類、程度等に応じた適切な指導が受けられるよう、必要な諸条件の改善に努めます。

このため、地域の保育所（園）、幼稚園において受け入れ可能な障害児については、その受け入れの促進に努めます。

また、発達支援事業を実施し、就学前の発達に遅れのある児童や障害を有する児童に対し個々の児童の発達に応じた指導等を充実し、保護者に対する相談事業も合わせて行うことにより、児童の発達に対する支援と福祉の増進に努めます。

さらに、障害児に対して最も適切な教育の場を提供するため、就学指導の専門性の向上、教育内容・教育方法等の一層の改善と充実、教職員の研修等、就学指導体制及び教育の場を確保し、障害の種類や程度に応じた教育が受けられるよう必要な諸条件の整備を図ります。

生涯教育（社会教育を含む）の分野でも、障害者に対する市民の理解を深めるための学習活動（福祉講座や講演会など）を充実させるとともに、障害の有無にかかわらず、だれもが参加しやすい学習体制の整備を図ります。

1 就学前保育の充実

(1)障害児の保育・療育の充実	9	発達支援事業の充実
	10	統合保育の充実
	11	保育施設の整備

2 学校教育の充実

(1)設備の充実	12	教育設備の充実
	13	特殊教育情報の提供
(2)指導体制の充実	14	教育相談・指導体制の充実
	15	教職員の研修等の充実
(3)交流・統合教育の充実	16	交流教育・統合教育の推進
	17	学校における福祉教育の充実

3 生涯学習の充実

(1)学習推進体制の充実	18	学習情報の提供・相談体制の充実
	19	福祉講座の充実
	20	教室、講座等への参加の推進
(2)学習施設の整備	21	図書館利用の促進
	22	学習施設の充実

施策名	9 発達支援事業の充実
担当部所	親子支援課
現 状	<p>すくすく教室 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児健康相談等で発育発達に不安があり、育児支援が必要と思われる子どもとその保護者を対象に、遊びを主としたかかわりを通し、保護者がその子どもの発達に合った育児ができるよう支援しています。また、必要に応じて療育機関の紹介や月1回臨床心理士による「子ども相談室」を行っています。</p> <p>のびのび教室 発達に遅れのある幼児およびその保護者に対し、療育相談事業を行い、障害児に対してはグループ指導（プレイルーム）を通して健やかな育成を図り、保護者に対してはグループ相談、個別相談などの療育相談を行っています。また、保育所、幼稚園に通っている幼児も月に1回療育相談として教室に参加するほか、保育所保育士も研修として教室に参加しています。</p>
目 標	<p>のびのび教室は、平成15年4月1日から健康福祉センター内に活動拠点を移し、新たに発達支援事業（元気キッズ）を実施します。このことにより、個々の就学前児童の発達段階に応じたきめ細かい療育指導の充実と参加回数の増加や活動時間の延長を図ります。</p> <p>すくすく教室、発達支援事業ともに健康福祉センター内で事業を行うことにより、一層の連携を深めていきます。また、保育所、幼稚園や医療機関とも連携を深め、児童の福祉向上に貢献していきます。</p> <p>事業実施に際しては、保育士、臨床心理士、言語聴覚士などの現スタッフのほか、作業療法士、児童指導員等のスタッフを確保し、内容の充実を図ります。保護者に対しては、引き続き療育相談を行うほか、様々な情報提供を行い、就学児の療育相談についても検討していきます。</p>
施策名	10 統合保育の充実
担当部所	児童福祉課、学校教育課
現 状	<p>成長、発達に遅れのある幼児や障害のある幼児を保育所や幼稚園に受け入れ、児童の健やかな成長を促しています。また、健常児にとっても、幼いころからノーマライゼーションを体験できる機会となり、お互いに協力し合い成長し合う場となっています。</p> <p>保育所では、保育士が発達支援事業（のびのび教室）に研修として参加するほか、障害児保育の研修などを通じ、保育の資質の向上を行っています。</p>
目 標	<p>各保育所では、今後も障害児の受け入れを継続するとともに、障害児に対応できる保育士の確保に努めます。また、成長、発達に遅れのある幼児や障害のある幼児の私立保育園や幼稚園への受け入れを呼びかけていきます。</p> <p>すくすく教室や発達支援事業（元気キッズ）と連携をとり、成長、発達に遅れのある幼児や障害のある幼児に対する適切な保育を行っていけるよう、さらに資質の向上に努めます。</p>
施策名	11 保育施設の整備
担当部所	児童福祉課、親子支援課
現 状	<p>現在、各保育所では、軽度、中度の障害のある幼児の受け入れを行っています。施設の整備は計画的に実施し近年では藤沢保育所、藤沢第二保育所を整備しました。（11 施設中 2 施設整備済み）また、健康福祉センター内で発達支援事業（元気キッズ）を実施し、発達に遅れのある児童や障害のある幼児の指導や保護者の療育相談に適した施設の整備を行いました。</p>
目 標	<p>各保育所では障害児が潤いのある環境の中で生活できるよう、逐次、施設の整備に努めます。</p> <p>発達支援事業（元気キッズ）では、個々の障害に対応するため療育機材等の整備に努めます。</p>
施策名	12 教育設備の充実
担当部所	総務課、学校教育課
現 状	<p>障害児が通学する学校のトイレ改修、昇降口スロープ、階段手すり、水飲み場改修等を進め、身辺自立の補助をするための介助員を配置しています。また、小学校6校、中学校2校に特殊学級を設置しています。</p>
目 標	<p>障害種別、障害の程度に応じてバリアフリーの教育環境が実現できるよう努めます。</p>

施策名	13 特殊教育情報の提供
担当部所	学校教育課
現 状	障害に配慮した教育のリーフレットを作成しています。
目 標	教育研究所において特殊教育情報を蓄積し、障害児を持つ保護者への情報の提供に努めます。

施策名	14 教育相談・指導体制の充実
担当部所	学校教育課
現 状	教育研究所の教育相談室において、幼児、小・中学生及びその保護者に対し、教育相談及び教育指導を行っています。また、年間を通して、障害児を持つ保護者からの就学相談を行い、保護者が自分の子の就学先等の指導や判断ができるように情報を提供し、指導助言を行っています。
目 標	教育研究所において、障害児を持つ保護者が早期から教育相談や就学相談を受けることができるよう体制の整備をさらに図ります。また、保育所、保育園、幼稚園、教育研究所、福祉担当者及び各中学校区のさわやか相談員等との連携協力を図り、よりよい指導体制づくりに努めます。

施策名	15 教職員の研修等の充実
担当部所	学校教育課
現 状	県教育委員会主催研修会、教育研究所主催研修会、特殊学級担任者授業研究会等の研修会への参加を積極的に働きかけ、教職員の資質の向上を目指しています。また、特殊教育担当指導主事が各学校を訪問し、教育指導を行っています。
目 標	障害児について、正しい理解と認識を深めるため、研修等の一層の充実を図ります。

施策名	16 交流・統合教育の推進
担当部所	学校教育課
現 状	学校行事や授業において、障害のない児童生徒と障害のある児童生徒、高齢者等と活動を共にし、心豊かで思いやりのある人間の育成を図っています。 一例として、特殊学級合同学習発表会では、狭山養護学校の児童生徒、関係保護者、及び担当の先生方等を招いてお互いの交流を深めています。また、市内の小・中学校では、特別活動を中心として運動会や体育祭に地域在住の高齢者を招待したり、昔の遊びを一緒にしたりするなど、直接的交流を推進しています。
目 標	埼玉県障害者プランでは、「障害のあるなしにかかわらず、子どもたちから共に育ち、共にまなぶ」との理念により、統合教育の推進を図ることとしています。本市においても、県の統合教育関連事業と連携しながら統合教育の推進に努めます。

施策名	17 学校における福祉教育の充実
担当部所	学校教育課
現 状	学校生活全般にわたり、また、特に総合的な学習の時間等で福祉教育を推進し、実践しています。
目 標	障害者に対する理解と認識を高めるため、小・中学校等において福祉教育や交流教育の推進を図ります。また、地域の高齢者の会や自治会、社会福祉施設、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など多くの人々との連携によって、学校における福祉教育を積極的に推進します。

施策名	18 学習情報の提供・相談体制の充実					
担当部所	公民館、生涯学習課、健康福祉課					
現 状	教室、講座、イベントなどの学習機会やサークル活動に関する情報などを掲載した「生涯学習ガイドブック」、「いるま学びの場」、「公民館だより」を冊子で提供し、特に「生涯学習ガイドブック」、「いるま学びの場」はホームページでも提供しています。					
目 標	障害者が公民館等の施設で実施される各種教室、講座へ参加できるよう、情報の提供、相談体制の充実に努めます。	<table border="1"> <tr> <th>現況水準、現在値</th> <th>5か年計画、事業量</th> </tr> <tr> <td>現状のとおり</td> <td>各公民館ホームページを制作し、情報提供を充実する。</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	現状のとおり	各公民館ホームページを制作し、情報提供を充実する。
現況水準、現在値	5か年計画、事業量					
現状のとおり	各公民館ホームページを制作し、情報提供を充実する。					

施策名	19 福祉講座の充実					
担当部所	公民館、生涯学習課、健康福祉課、障害福祉課					
現 状	障害者に対する市民の理解を高めるため、福祉講座や人権講座を実施していますが、今後も継続して実施することが必要です。					
目 標	ひとりでも多くの市民が障害者に対する理解を深めることが出来るよう、福祉講座や人権講座の実施回数が増加と内容の充実を図り、市民の福祉意識の向上を目指します。	<table border="1"> <tr> <th>現況水準、現在値</th> <th>5か年計画、事業量</th> </tr> <tr> <td>H13年度 1講座 18名 H14年度 2講座 50名</td> <td>H14年度の倍増</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	H13年度 1講座 18名 H14年度 2講座 50名	H14年度の倍増
現況水準、現在値	5か年計画、事業量					
H13年度 1講座 18名 H14年度 2講座 50名	H14年度の倍増					

施策名	20 教室、講座等への参加の推進	
担当部所	公民館、健康福祉課、障害福祉課	
現 状	障害者が参加できる教室、講座は少なく、要望に応え得る体制が整っていない状況にあります。	
目 標	教育、文化、スポーツをはじめとするさまざまな分野における教室、講座等の充実に努めます。特に、公民館などを中心として、社会の変化に対応した各世代に応じた学習プログラムを開発し、障害者の要望に応える教室、講座や、障害のない人との交流の輪が広げられるような障害者が参加しやすい学習体制の整備を図ります。	

施策名	21 図書館利用の促進	
担当部所	図書館	
現 状	ボランティアによる朗読テープ、点字図書の作成や資料の郵送貸出を行い、視覚障害者へのサービスを実施しています。また、視覚障害者から要望がある場合、対面朗読も行っています。	
目 標	障害者（児）が気軽に利用できるよう施設整備の推進に努めます。また、視覚障害者に対する朗読テープ、点字図書、拡大読書機の整備等を図ります。	

施策名	22 学習施設の充実					
担当部所	生涯学習課、総務課、障害福祉課、体育課、公民館、児童センター					
現 状	施設の改修、改築に合わせてバリアフリー化を進めています。また、学校設備は、障害者の在籍状況に応じて改善を進めております。					
目 標	障害者（児）が安心して各施設が利用できるよう、バリアフリー化を計画的に進めます。	<table border="1"> <tr> <th>現況水準、現在値</th> <th>5か年計画、事業量</th> </tr> <tr> <td>公民館 14 館中、トイレ 13、EV5、スロープ 13、自動ドア9、階段手すり 14</td> <td>全整備増 1 館</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	公民館 14 館中、トイレ 13、EV5、スロープ 13、自動ドア9、階段手すり 14	全整備増 1 館
現況水準、現在値	5か年計画、事業量					
公民館 14 館中、トイレ 13、EV5、スロープ 13、自動ドア9、階段手すり 14	全整備増 1 館					

Ⅲ 雇用・就労の促進

障害者自身の努力や意欲的な活動を実現する上で、障害者が安心して仕事に就ける場や機会を確保することは大変重要なことであり、ひいては障害者の自立を促進することになります。

現状において、障害者の雇用状況は経済状況の悪化等により厳しい状況となっており、雇用率は法定雇用率を下回っているのが現状です。

このため、公共職業安定所やパートサテライト等との連携を強化するとともに、民間企業等での雇用促進の啓発に努めます。

また、授産活動等により、障害の程度や各人の能力に合った作業訓練ができる通所授産施設等の基盤整備に努めるとともに、さまざまな就労の場の確保に努めます。

1 雇用の促進

(1)障害者雇用機会の拡大	23	雇用啓発運動の推進
	24	就労対策の充実
	25	市職員への障害者の雇用促進
(2)職業紹介の促進	26	シルバー人材センター機能の活用
	27	障害者雇用率の向上

2 就労の促進

(1)障害者の職業的自立の促進	28	福祉的就労の場の設置
	29	「福祉の店」の運営支援
	30	公的業務の委託の促進
	31	施設通所者等への支援

施策名	23 雇用啓発運動の推進	
担当部所	障害福祉課、商工課	
現 状	厳しい経済状況の中、障害者の雇用に関する法定雇用率が十分に達成されているとは言い難い状況にあり、何よりも雇用主や周辺の理解と協力を得ることが望まれています。	
目 標	9月の障害者雇用月間を中心に、商工会、工業会、繊維工業会等の団体や職業安定所との連携協力により、障害者の雇用に関する研修会の開催、市報への掲載やポスターによる宣伝、標語の募集を行います。また、職業安定所との連絡調整を密にし、雇用の推進を図ります。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	年1回の集団面接会 年2回の障害者就労連絡会議により関係機関が連携	職業安定所だけでなく雇用に関する各種団体の協力を依頼し、雇用促進を図る

施策名	24 就労対策の充実	
担当部所	障害福祉課、商工課	
現 状	職業安定所による障害者雇用面談会の参加により障害者の雇用を推進しています。 障害者が安心して就労するためには、就労施設のバリアフリー化等の整備が必要となりますが、十分に整備されているとは言い難い状況にあります。	
目 標	障害者雇用面談会に積極的に参加するほか、障害者が安心して働くことができ就労環境の整備のために、民間企業等に施設の改善や助言を積極的に進めます。	

施策名	25 市職員への障害者の雇用促進	
担当部所	職員課	
現 状	法定雇用率に対する雇用は確保しています。平成14年6月現在で市長部局2.97%、教育委員会1.95%です。	
目 標	行政自ら積極的に取り組み、法定雇用率の維持はもちろんのこと、民間企業の模範となるよう障害者の雇用に努めます。また、パートタイム職員についても障害者の雇用を検討します。	

施策名	26 シルバー人材センター機能の活用	
担当部所	障害福祉課、商工課	
現 状	シルバー人材センターにおける障害者の登録は少ないのが現状です。	
目 標	障害者向けの業務を確保できるよう努めると共に、障害者の会員加入を促進します。	

施策名	27 障害者雇用率の向上	
担当部所	障害福祉課、商工課	
現 状	景気の低迷とともに障害者の雇用は厳しい状況で、法定雇用率が十分に達成されているとは言い難い状況にあります。一般の民間企業の法定雇用率は1.8%です。	
目 標	職業安定所との連携を図りつつ、学校を卒業する人や施設での訓練を終了する人の状況を把握した上で、障害者の雇用に向けて民間企業等への働きかけを進めていきます。また、パートサテライトでも、障害者の雇用の相談、斡旋、紹介ができるよう要望していきます。 ※知的障害者を算定基準に加えた法定雇用率は1.8%になります。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	パートの求職情報提供、内職相談業務(月～金、水曜は事業所開拓)	相談窓口の業務の多様化に努め、障害者に対しても対応できるように働きかけます。

施策名	28 福祉的就労の場の設置	
担当部所	障害福祉課	
現 状	障害者が働く場として、一般の企業、事業所、公共機関のほか、現在、授産施設や福祉作業所等が設置されています。	
目 標	一般就労が困難な障害者が、指導員のもと安心して授産活動し、自立訓練できる施設整備を充実します。	

施策名	29 「福祉の店」の運営支援	
担当部所	障害福祉課	
現 状	市役所内及び老人福祉センターにおいて、障害者施設及び障害者の手作りによる物品等の展示・販売コーナー「福祉の店」を設置しており、障害者が販売に携わっています。	
目 標	「福祉の店」の運営において、場の確保、販売品の購入及び販売品のPRに対して支援します。	
	現況水準、現在値 2ヶ所の提供	5か年計画、事業量 販売品のPR支援

施策名	30 公的業務の委託の促進	
担当部所	障害福祉課	
現 状	市は、市役所駐車場の管理のほか古布の分別作業などを障害者に委託していますが、公共施設における障害者の活躍の場は十分ではありません。	
目 標	公園の清掃や除草、庁舎や公民館などの公共施設の清掃、駐輪場の管理など公共性のある業務を障害者団体等に委託し、障害者の社会活動の参加を促進します。	

施策名	31 施設通所者等への支援	
担当部所	障害福祉課	
現 状	デイケア施設に障害者が月15日以上通所した場合に、奨励金として月2,000円を支給しています。	
目 標	奨励金を継続するほか、施設での授産活動を支援するため、授産品のPRに協力します。	
	現況水準、現在値 奨励金の支給	5か年計画、事業量 精神施設通所者への支給

IV 生活環境の整備

障害者の自立と社会参加を進めるためには、公共施設をはじめとする施設面のバリアフリーやユニバーサルデザイン化を推進する必要があります。

このため、県の「福祉のまちづくり条例」と市の「人にやさしいまちづくり要綱」に即した地域社会づくりを積極的に推進し、生活環境の整備に努めます。

さらに、市営住宅の建て替え時には、高齢者や障害者の世帯が居住しやすいように整備し、県営住宅、公団住宅に対しても、高齢者や障害者に配慮した住宅の整備を要望してまいります。

また、障害者の屋外での移動を容易にするため、車椅子でも乗降できる低床バスの運行を推進及びホームヘルパーによる移動介護等、移動手段の整備に努るとともに、万一の災害時のために、地域住民と連携した防災体制を構築し、安心して生活できる地域環境の整備に努めます。

1 生活場面の整備

(1)福祉のまちづくりの推進	32	福祉のまちづくり条例の普及・啓発
	33	福祉のまちづくり条例等に基づく整備
	34	人にやさしいまちづくり要綱の普及・啓発
	35	交通バリアフリー基本構想の策定
(2)住宅環境の整備	36	公営住宅バリアフリー化の推進
	37	住宅改造費の助成
	38	生活ホーム・グループホームへの支援
(3)道路環境の整備	39	歩道等の整備
	40	道路等の整備
	41	道路等の維持・管理
	42	安全性の確保

2 移動手段の充実

(1)交通機関利用の促進	43	交通施設の整備促進
	44	交通機関利用への援助
	45	バス輸送等の拡充
(2)移動手段の確保	46	自動車運転免許取得費等の補助事業の充実

3 緊急時体制の整備

(1)緊急時対応の整備	47	緊急時対応の整備
	48	防災訓練の実施

は新規の施策

施策名	32 福祉のまちづくり条例の普及・啓発
担当部所	障害福祉課、建築指導課
現 状	特定関連施設を新築する場合には、窓口で届出の指導をしています。
目 標	この条例のPRを積極的に進めていきます。また、わかりやすいパンフレット等を作成し、条例の普及、啓発に努めます。

施策名	33 福祉のまちづくり条例等に基づく整備
担当部所	障害福祉課、建築指導課
現 状	公共建築物の新築や大規模改修時には、福祉のまちづくり条例に適合する建築物となるよう努めています。また、道路、公園については、計画的に整備を進めています。 特定生活関連施設を新築などする場合には、建築指導課の窓口で届出の指導をしています。また、該当する建築物については、建築指導課を経由して、飯能土木事務所建築課で審査しています。
目 標	福祉のまちづくり条例に沿った公共建築物等の整備に努めます。

施策名	34 人にやさしいまちづくり要綱の普及・啓発
担当部所	障害福祉課、建築指導課
現 状	各催し物会場等において、チラシ等によりPRを行っています。 対象建築物を新築などする場合には、建築指導課の窓口で届出の指導をしています。
目 標	パンフレット等を作成し、窓口での配付及び市報等で内容の周知を図り、要綱の普及に努めます。また、建築指導課窓口での指導の充実に努めます。

施策名	35 交通バリアフリー基本構想の策定	新 規
担当部所	道路管理課、建築指導課、都市計画課、市民生活課、障害福祉課、健康福祉課	
現 状	策定していません。	
目 標	交通バリアフリー法に基づき、区域を指定して基本構想を策定します。	

施策名	36 公営住宅バリアフリー化の推進
担当部所	営繕課
現 状	現在、管理している市営住宅の多くは老朽化した木造平屋住宅のため、建替事業を計画的に実施しています。その際には、公営住宅法に基づき国土交通省の公営住宅建設基準の高齢者等対応仕様に配慮しています。
目 標	建替事業を計画的に行い市営住宅戸数の充実に努めるとともに、高齢者等対応仕様に配慮した市営住宅の整備を目指していきます。また、単身の高齢者や障害者向け住宅を一定の割合で設置するよう検討します。 同様な県営住宅の整備を県に継続的に要望していきます。

施策名	37 住宅改造費の助成
担当部所	障害福祉課
現 状	在宅の重度身体障害者が居宅を改善する場合、その対象工事費の3分の2で、50万円以内を限度として補助しています。
目 標	現行制度を継続するとともに、補助対象者の拡充等の制度の充実に努めます。

施策名	38 生活ホーム・グループホームへの支援	新規
担当部所	障害福祉課	
現 状	市内に生活ホームは2施設あります。グループホームは現在ありません。	
目 標	障害者の社会的自立を図る生活ホーム及びグループホームの設置を積極的に支援します。	

施策名	39 歩道等の整備	
担当部所	道路管理課、道路整備課、都市計画課、各区画整理事務所、市民生活課、障害福祉課	
現 状	都市計画道路では、高齢者や障害者に配慮した整備を進めています。また、一般の市道についても歩道の整備を継続的に進めています。 点字ブロックは、歩道幅員の広い箇所において一部設置されています。また、視覚障害者用の音声付き信号機は数ヶ所の歩道で設置されています。	
目 標	歩道等の新設、改良に際しては、高齢者や障害者に配慮した整備を積極的に推進します。点字ブロックの新たな設置についても積極的に対応します。なお、整備の際には、障害者の意見を障害福祉課が窓口となり伺います。	

施策名	40 道路等の整備	
担当部所	道路管理課、道路整備課、都市計画課、各区画整理事務所	
現 状	都市計画道路では、設計時点から高齢者や障害者に配慮し、継続的に整備を進めています。また、一般の市道は、実道路延長727.0kmに対し、281.9kmが道路改良されています。	
目 標	都市計画道路の久保稲荷線をはじめ、富士見通り線、狭山ヶ原中央通り線の早期完成を目指し継続的に整備を推進していきます。一般の市道の未改良部分についても、高齢者や障害者が安心して通行できる道路づくりを推進していきます。国道、県道については、高齢者や障害者に配慮した道路整備を国県に要望します。	

施策名	41 道路等の維持・管理	
担当部所	道路管理課、道路整備課	
現 状	不良・危険箇所については、直ちに補修工事を実施し、安全対策を施しています。 不良・危険箇所の早期発見のため、全職員に道路に対する情報を求めるとともに、担当課においては、道路パトロールを実施しています。また、歩道や車道に放置された不法看板等の撤去作業を実施しています。 さらに、平成9年度から「道路情報に関する協定」により、郵便局職員による危険箇所等の情報をいただいております。	
目 標	道路等の不良・危険箇所については、早期発見に努め補修工事を実施していきます。また、道路空間の確保のため、歩道や車道に放置された不法看板等の撤去作業を継続的に実施していきます。	

施策名	42 安全性の確保	
担当部所	障害福祉課、道路管理課、市民生活課	
現 状	歩道の段差解消には、高齢者や障害者の意見を聞き積極的に改良に努めています。 視覚障害者用音声誘導装置を市役所他35ヶ所に設置しています。 点字ブロックは、市内の主要な公共施設周辺においても十分に整備されているという状況ではありません。また、バス停留所についても、移動式の物が多いため、歩道、車道を狭め歩行者の通行に支障をきたしています。	
目 標	高齢者や障害者が安心して通行できる歩道づくりに向け、段差解消等の整備を推進します。また、バス停については、歩行者に支障のないよう、可能な限り埋め込み式のバス停留所に切り換えるようバス会社に要望していきます。さらに、視覚障害者用の音声付き信号機の増設を関係機関に強く要望していきます。	

施策名	43 交通施設の整備促進	
担当部所	市民生活課、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所、入間市駅北口土地区画整理事務所	
現 状	<p>入間市駅周辺の駐輪場は、13年度に改修し需要を満たしております。(7,978台)</p> <p>区画整理事業区域内駅周辺のバス停、タクシー乗り場は、区画整理事業の駅前広場計画で整備を進めています。</p> <p>入間市駅には、障害者や高齢者に対応したエレベーターが南口及び各ホームに計3機、車いす対応エスカレーター1機をそれぞれ設置しています。また、武蔵藤沢駅にはエレベーターが1機設置されています。</p>	
目 標	<p>バス停、タクシー乗り場周辺の整備に当たっては、広幅員の歩道及び歩行者専用道路の築造等による安全な公共空間の確保に努めます。また、西武線駅のバリアフリー化について事業者と調整し、武蔵藤沢駅には、障害者が気軽に利用できる乗降スペースも確保するよう努めます。</p>	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	未整備	武蔵藤沢駅西口交通広場は、平成17、18年度整備予定

施策名	44 交通機関利用への援助	
担当部所	障害福祉課	
現 状	<p>重度障害者の人に、タクシー利用券の交付と自動車燃料費の助成をしています。</p>	
目 標	<p>効果的な援助方法や利便性の良い手続き等について研究いたします。</p>	

施策名	45 バス輸送等の拡充	
担当部所	市民生活課、障害福祉課	
現 状	<p>障害者の社会参加を促進するとともに、公共施設への交通手段を確保するため車いす乗降装置のある市内循環バス（ていーろど）を平成9年7月1日から運行をしています。また、高齢者や障害者が市内循環バスを無料で利用することができる特別乗車証を発行しています。</p>	
目 標	<p>市内循環バス（ていーろど）の充実に努めます。</p> <p>民間路線バスについても車いす乗降装置付等の高齢者、障害者に利用しやすい車両の導入を要望していきます。</p>	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	市内循環バス特別乗車証交付件数 7,012件 14年度ノンステップバス2台導入（路線バス）	路線バスについて、年2台ずつノンステップバスを導入するための補助金を交付する

施策名	46 自動車運転免許取得費等の補助事業の充実	
担当部所	障害福祉課	
現 状	<p>身体障害者手帳を所持する人で免許の取得を希望する人に自動車運転免許取得費の一部を補助しています。補助額は免許取得経費の3分の2で、12万円を限度としています。また、重度の障害者が就労等のために自動車を取得する場合、その自動車の改造（ブレーキ等）に要する費用の一部も助成しています。補助額は、改造費の3分の2で10万円が限度です。</p>	
目 標	<p>補助額の増額を県に要望していきます。</p>	

施策名	47 緊急時対応の整備		新 規
担当部所	障害福祉課、消防課、自治文化課		
現 状	<p>救急、火災通報の際、聴覚に障害のある方は、専用FAXで119番通報が可能です。また、110番通報はFAX及び電子メールによる通報が可能となっています。また、手話通訳の緊急体制も整備しています。</p>		
目 標	<p>より迅速な対応のため、障害者本人の希望により、居住地情報を市消防用地図に入力し、緊急時の対応を整備します。また、自主防災組織等で区域内の居宅障害者、高齢者等の情報収集を行い、緊急時対応に備えます。</p>		
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	
	専用FAXの利用実績なし	登録希望者のシステム入力による事前対応の充実	

施策名	48 防災訓練の実施		新規
担当部所	自治文化課、障害福祉課、消防課		
現 状	市内施設の防災訓練は、施設ごとに実施しています。		
目 標	<p>障害者施設での消防・防災訓練を充実するほか、市防災訓練において居宅障害者を考慮した体制づくりを行い、障害者や高齢者を想定した訓練を実施するよう推進します。</p>		
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	
	全施設で消防訓練を実施（H14年度延べ19回）	地域防災訓練の参加	

V 社会参加の促進

障害者が地域社会において豊かな人間関係を形成していくためには、障害者自身が社会参加への意識の高揚を図るとともに、参加しやすい環境づくりを推進していくことが重要です。

このため、広報・広聴活動の充実を図り、分かりやすい情報の提供に努める一方、ボランティア活動や各種講習会等の充実を図り、必要なマンパワーを確保します。また、スポーツ大会や文化活動等の充実を努め、多様な交流の場を確保します。

また、支援費制度等における障害者の権利擁護を支援するため、支援体制を整備します。

1 啓発・交流事業の促進

(1)啓発活動の推進	49	広報活動の充実
	50	広聴活動の充実
	51	福祉講習の充実
	52	欠格事項廃止の啓発
	53	補助犬対応の充実
(2)交流事業の充実	54	交流教育・統合教育の推進(再掲 16)
	55	地域住民と交流の場の推進
(3)障害者団体の育成	56	障害者団体への支援
	57	障害者文化活動への支援

2 地域ボランティア活動の推進

(1)ボランティア活動の推進	58	福祉ボランティア活動の推進
	59	障害者スポーツ活動の支援
	60	近隣助け合い活動の推進
(2)ボランティア活動の支援体制の充実	61	ボランティアセンターの充実

3 社会参加の推進

(1)社会参加の推進	62	精神障害の理解の向上
	63	視覚障害者ガイドヘルパー派遣制度の移行
	64	全身性障害者介護人派遣制度の移行
	65	手話通訳者派遣制度の充実
	66	地域生活支援機能の整備

4 権利擁護の推進

(1)権利擁護の推進	67	成年後見制度の活用
	68	地域権利擁護の整備

は新規の施策

施策名	49 広報活動の充実	
担当部所	障害福祉課、健康福祉課、広報広聴課	
現 状	<p>障害福祉課では、「障害者のしおり」を発刊しております。</p> <p>広報広聴課では、広報いるま、ケーブルテレビ放送、コミュニティー FM 放送、広報用ビデオ等で行政情報をお知らせしています。なお、広報いるま各号は、ボランティアの協力を得て、点字や声の広報を障害者に配布しています。</p>	
目 標	<p>さまざまなメディアでの広報を継続し、障害者の方への情報提供に配慮します。また、広報用ビデオ制作においては、テロップを多用し、手話放送の実施に向けて検討します。</p>	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	声のたより1日号21本 15日号19本 点字広報1・15日号6冊	希望者への対応

施策名	50 広聴活動の充実	
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	<p>障害者団体と継続的な話し合いの場を持ち、可能なことから施策に反映しています。</p>	
目 標	<p>住みよいまちづくりに向けて障害者や障害者団体との話し合いを多く持ち、施策に生かします。</p>	

施策名	51 福祉講習の充実	
担当部所	公民館、福祉部、健康福祉課	
現 状	<p>社会福祉協議会および公民館等において各種講習会を実施しています。</p>	
目 標	<p>福祉に係る地域活動の増進のため、公民館、福祉部、健康福祉課が連携して各種福祉講習を開催します。</p>	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	H13年度2講座53人 H14年度6教室、ほか	介護、身体・知的・精神障害に係る講習（講演）等を増加

施策名	52 欠格事項廃止の啓発	新 規
担当部所	障害福祉課	
現 状	<p>市の規定は、廃止されています。</p>	
目 標	<p>市の規定以外で取り扱い（内規）における欠格事項の廃止及び資格取得時や民間企業等の欠格事項の廃止にむけた啓発を実施します。</p>	

施策名	53 補助犬対応の充実	新 規
担当部所	障害福祉課	
現 状	<p>補助犬法の周知を図り、公共施設において利用制限が無いよう推進しています。</p>	
目 標	<p>公共施設の利用に際しての制限廃止と民間施設の利用制限の廃止に向けた啓発を実施します。</p>	

施策名	54 交流教育・統合教育の推進（再16）	
担当部所	学校教育課	
現 状	<p>学校行事や授業において、障害のない児童生徒と障害のある児童生徒、高齢者等と活動を共にし、心豊かで思いやりのある人間の育成を図っています。一例として、特殊学級合同学習発表会では、狭山養護学校の児童生徒、関係保護者及び担当の先生方等を招いてお互いの交流を深めています。また、市内の小・中学校では、特別活動を中心として運動会や体育祭に地域在住の高齢者を招待したり、昔の遊びを一緒にしたりするなど、直接的交流を推進しています。</p>	
目 標	<p>地域在住の障害児（者）や高齢者と活動を共にする機会を積極的に設けるよう工夫し、可能な限り直接的交流の推進に努めます。</p>	

施策名	55 地域住民と交流の場の推進
担当部所	生涯学習課、障害福祉課、体育課、公民館、児童センター
現 状	障害者の日記念事業、福祉バザール、リサイクルフェアなどを通して障害者と健常者が交流する場を設けています。また、児童センターでは「おもちゃ図書館」で障害児との交流の場を設けています。
目 標	イベントや講演・講座などで障害者の参加を勧め、健常者等との交流の場を設けます。

施策名	56 障害者団体への支援
担当部所	障害福祉課、健康福祉課
現 状	障害者6団体への指導、助言を行うとともに、各種行事の運営支援及び活動に対する運営費補助を行っています。また、健康福祉センター内に障害者団体の活動の場を設けました。
目 標	既存の障害者団体のほか、新たな障害団体の活動の場などを提供します。

施策名	57 障害者文化活動への支援				
担当部所	公民館、生涯学習課、健康福祉課、障害福祉課				
現 状	施設で生活している障害者は、施設のカリキュラムの中で色々な文化活動を行い、施設間の文化交流も行っています。しかし、在宅の障害者が参加し活動できる場は少ないのが現状です。				
目 標	障害者の文化活動への参加を支援し、社会参加の促進を図ります。また、障害者が公民館等で行われる文化活動へも気軽に参加出来るよう努めます。				
	<table border="1"> <tr> <td>現況水準、現在値</td> <td>5か年計画、事業量</td> </tr> <tr> <td>文化祭等の公民館事業への参加の呼びかけ H13年度1館 H14年度1館</td> <td>地域の障害者施設等の連携による参加充実 参加団体、施設の増加</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	文化祭等の公民館事業への参加の呼びかけ H13年度1館 H14年度1館	地域の障害者施設等の連携による参加充実 参加団体、施設の増加
現況水準、現在値	5か年計画、事業量				
文化祭等の公民館事業への参加の呼びかけ H13年度1館 H14年度1館	地域の障害者施設等の連携による参加充実 参加団体、施設の増加				

施策名	58 福祉ボランティア活動の推進
担当部所	障害福祉課、公民館、健康福祉課
現 状	社会福祉協議会主催によるボランティア教室の中で、介護教室をはじめ、朗読、点字、手話教室等を行っています。また、健康福祉センター内にボランティアの活動の場を設けました。
目 標	市民を対象としたボランティア教室の開催等、ボランティアの育成を積極的に支援します。また、ボランティア団体・NPO等と調整を行いながらニーズに応じたサービス提供団体への支援を検討します。

施策名	59 障害者スポーツ活動の支援
担当部所	健康福祉課、障害福祉課
現 状	入間市障害者スポーツ大会の開催のほか、全国、埼玉県などの障害者スポーツ大会の参加を支援しています。
目 標	入間市障害者スポーツ大会のほか、各大会への参加支援を行います。また、障害者スポーツとして注目されているフライングディスク教室、大会を実施し、その他、個人の特性に応じたスポーツ競技の普及を推進します。

施策名	60 近隣助け合い活動の推進
担当部所	生活福祉課
現 状	社会福祉協議会を中心として、市内全(9地区)において「近隣助け合い活動推進会」が設立され活動を展開しています。
目 標	社会福祉協議会における近隣助け合い活動推進会及び関係団体との連携を密にし、一人暮らしの障害者や高齢者等に対する、近隣住民の参加協力による日常的な見守り活動等の推進を支援します。

施策名	61 ボランティアセンターの充実	
担当部所	生活福祉課、障害福祉課	
現 状	社会福祉協議会で専任のコーディネーターが相談業務を行っています。	
目 標	社会福祉協議会のボランティアセンターを整備・拡充するとともに、ボランティアの組織間の連携の推進を支援します。	

施策名	62 精神障害の理解の向上	
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	広報・講演会等を通じ、精神障害に関する正しい知識の普及に努めています。	
目 標	広報・講演会等を通じ、精神障害に関する正しい知識のより一層の普及に努めます。	

施策名	63 視覚障害者ガイドヘルパー派遣制度の移行	
担当部所	障害福祉課	
現 状	視覚障害者の外出支援を行うガイドヘルパーを派遣し、社会参加を促進しています。	
目 標	支援費制度の開始に伴い、ガイドヘルパー派遣サービスは、ホームヘルプサービスの移動支援となります。このため、市内事業者やヘルパーの確保等、基盤整備を推進します。	

施策名	64 全身性障害者介護人派遣制度の移行	
担当部所	障害福祉課	
現 状	在宅の全身性障害者に外出援助等の介護人を派遣することにより、社会参加を促進しています。対象者は、18歳以上の身体障害者手帳1級・2級の人で、特別障害者手当の支給要件に該当する人及び脳性麻痺1級の人です。	
目 標	支援費制度の開始に伴い、全身性障害者介護人派遣サービスは、ホームヘルプサービスの移動支援となります。このため、市内事業者やヘルパーの確保等の基盤整備を推進します。	

施策名	65 手話通訳者派遣制度の充実	
担当部所	障害福祉課	
現 状	社会福祉協議会に実施委託し、登録手話通訳者5名うち専任手話通訳者1名の体制で運営しています。	
目 標	登録手話通訳者10名を目標に養成講習等を実施します。また、専任手話通訳者の体制を検討します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	手話通訳者5人	手話通訳者10人

施策名	66 地域生活支援機能の整備		新 規
担当部所	障害福祉課、健康福祉課		
現 状	地域生活支援センターは、現在ありません。		
目 標	地域生活支援のニーズを把握し、ホームヘルプサービス等の提供とともに、権利擁護、自立・就労等への支援を行い、障害者が主体的に自分らしく力を発揮できる基盤づくりに努めます。また、地域生活支援センターの体制整備を検討します。		
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	
	生活支援センターはない	生活支援センター機能を整備	

施策名	67 成年後見制度の活用		新規
担当部所	福祉部、健康福祉課		
現 状	制度に関する情報提供を行っています。		
目 標	親族による申し立てができない、親族がいないなどの障害者のために、市長が申し立てできる体制を整備するとともに、制度利用の情報提供を充実し、障害者が自分の意思で生活できるよう支援します。		
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	
	予算対応なし 制度案内なし	予算的対応の実施 パンフ等による制度案内の充実	

施策名	68 地域権利擁護の整備		新規
担当部所	障害福祉課		
現 状	支援費制度の開始に伴い、施設サービスや居宅サービス事業者等の審査体制等の整備が求められています。		
目 標	障害者が自らの権利が正当に受けられるよう、施設サービスや居宅サービス事業者の審査体制として、民間活力を生かした審査・指導体制の整備を目指します。		
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	
	未整備	整備	

VI 福祉サービスの充実

障害者福祉の推進に当たっては、多様なニーズを持ち生活している障害者が、可能な限り地域や家庭で快適に生活できるシステムを構築していくことが重要です。

このため、当市では行政をはじめ、地域における専門的なサービス機関、各種の施設等によるネットワーク体制を確立し、総合的な福祉サービスの供給に努めます。また、市内の身心障害者地域デイケア施設に対する援助制度を充実します。

施設利用については、さまざまな障害を持つ人々に対するサービス提供の拠点となるよう人間市健康福祉センターを活用します。

1 在宅サービスの充実

(1)在宅援護の推進	69	知的障害者総合補償制度加入の促進
	70	年金・手当等の充実
	71	地域生活支援機能の整備
(2)在宅介護の充実	72	ホームヘルプサービス事業者の充実
	73	短期入所事業者の充実
	74	入浴サービス事業の継続
	75	全身性障害者介護人派遣事業の移行 (再掲 64)
	76	生活サポート事業の充実
	77	デイサービス事業者の充実
(3)福祉機器利用の促進	78	視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の移行 (再掲 63)
	79	補装具・日常生活用具の給付、貸与の拡充
	80	福祉機器情報の提供及び利用の促進

2 施設サービスの充実

(1)施設利用サービスの充実	81	心身障害者地域デイケア施設の運営支援
	82	生活ホーム・グループホームの整備 (再掲 38)
(2)入所通所施設の確保	83	施設整備の対応
(3)精神障害者への支援	84	精神障害者施設への支援
	85	施設通所者等への支援(再掲 31)

3 福祉機能施設の活用

(1)福祉機能施設の活用	86	人間市健康福祉センターの運営・活用 (再掲 8)
--------------	----	-----------------------------

4 相談機能の充実

(1)相談機能の充実	87	相談機能の充実
------------	----	---------

は新規の施策

施策名	69 知的障害者総合補償制度加入の促進	
担当部所	障害福祉課	
現 状	知的障害者が加入する、本人の傷害（ケガ）と他人に対する傷害賠償（人身・物損）が受けられる総合補償制度について、加入保険料の2分の1で、年額3,500円を上限として助成しています。療育手帳所持者の約4割が助成を受けています。	
目 標	対象者へのPRを行い、加入の促進を図ります。また、低所得者に対する補助額の増額を実施します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	年額3,500円の助成 4割の加入率	年額4,000円の助成 5割の加入率

施策名	70 年金・手当等の充実	
担当部所	保険年金課、障害福祉課	
現 状	障害年金、障害基礎年金、重度心身障害者福祉手当、難病者福祉手当が給付されています。	
目 標	年金については、有資格者が正しく制度を利用できるよう関係機関と連携しながら年金制度の普及に努め利用促進を図ります。 障害者の各種手当については、国・県等の状況に柔軟に対応し、制度の目的が達成できるよう効率的な助成制度となるよう研究します。	

施策名	71 地域生活支援機能の整備（再掲66）	新 規
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	地域生活支援センターは、現在ありません。	
目 標	地域生活支援のニーズを把握し、ホームヘルプサービス等の提供とともに、権利擁護、自立・就労等への支援を行い、障害者が主体的に自分らしく力を発揮できる基盤づくりに努めます。また、地域生活支援センターの体制整備を検討します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	生活支援センターはない	生活支援センター機能を整備

施策名	72 ホームヘルプサービス事業者の充実	新 規
担当部所	障害福祉課	
現 状	日常生活を営むうえで支障のある高齢者、心身障害者及び難病者が居住する家庭にそれぞれホームヘルパーを派遣し、家事、身体介護等の日常生活の援助を行っています。利用に際しての費用は、利用世帯の収入に応じて利用者負担額が決められています。	
目 標	支援費制度の開始に伴い、障害者が事業者を選択してサービスを受給するため、市内指定事業者が増加するように努めます。また、精神障害者へのホームヘルパー派遣を実施します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	指定事業者5	指定事業者8

施策名	73 在宅障害者短期入所事業者の充実	
担当部所	障害福祉課	
現 状	重度の心身障害者を在宅で介護している人が都合で介護できないとき、障害者が短期的に（7日以内）施設に入所し介護を受けるものです。	
目 標	支援費制度入所施設における増床を働きかけ、必要時にはいつでも利用可能な体制の整備に努めます。また、委託先の施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	市内2事業所 身体2名、知的2名	左記の増

施策名	74 入浴サービス事業の継続	
担当部所	障害福祉課	
現 状	在宅での入浴が困難な重度身体障害者を対象として、福祉の向上と家族介護者の負担軽減を目的として実施しており、移動入浴車の派遣や搬送入浴（送迎）を行っています。1人当たり月8回の入浴を実施しています。	
目 標	介護保険制度の開始により利用者はありませんが、在宅支援サービスとして事業を継続します。	
	現況水準、現在値 年0件	5か年計画、事業量 サービスの継続

施策名	75 全身性障害者介護人派遣制度の移行（再掲64）	
担当部所	障害福祉課	
現 状	在宅の全身性障害者に外出援助等の介護人を派遣することにより、社会参加を促進しています。対象者は、18歳以上の身体障害者手帳1級・2級の人で、特別障害者手当の支給要件に該当する人及び脳性麻痺1級の人です。	
目 標	支援費制度の開始に伴い、全身性障害者介護人派遣サービスは、ホームヘルプサービスの移動介護となります。このため、市内事業者やヘルパーの確保等、事業者の整備を推進します。	
	現況水準、現在値 事業所5ヶ所	5か年計画、事業量 事業所8ヶ所

施策名	76 生活サポート事業の充実	新 規
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	介護者への支援として生活サポート事業者（レスパイトサービス）を市内4施設で実施しております。	
目 標	情報提供を充実し、介護者の交流や既存事業所の利用拡大を支援します。	
	現況水準、現在値 市内事業所4ヶ所 1年利用限度150時間	5か年計画、事業量 市内事業所5ヶ所 個別特性による支援内容の判定

施策名	77 デイサービス事業者の充実	新 規
担当部所	障害福祉課	
現 状	65歳未満の身体障害者を対象とした「デイサービス施設」が1ヶ所あります。なお、知的障害者のデイサービス事業者は、市内には、現在、ありません。	
目 標	介護保険制度に適用される高齢者を除く身体障害者のデイサービス利用は、施設定員を充足していないので、施設を有効活用する方策を研究します。	
	現況水準、現在値 身体1事業者1日15人 知的なし	5か年計画、事業量 需要に応じて知的障害者の受け入れを実施

施策名	78 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業の移行（再掲63）	新 規
担当部所	障害福祉課	
現 状	視覚障害者の外出支援を行うガイドヘルパーを派遣し、社会参加を促進しています。	
目 標	支援費制度の開始に伴い、ガイドヘルパー派遣サービスは、ホームヘルプサービスの移動支援となります。このため、市内事業者やヘルパーの確保等、基盤整備を推進します。	
	現況水準、現在値 市内1事業所	5か年計画、事業量 市内2事業所

施策名	79 補装具・日常生活用具の給付、貸与の拡充	新規
担当部所	障害福祉課	
現 状	身体障害者福祉法による補装具（車いす、補聴器等）の交付、日常生活用具（ベッド、浴槽等）の給付を行っています。また、市要綱により、補装具、日常生活用具の貸し出しを行っています。	
目 標	福祉機器の進歩により、新たに開発された有効的な装備等の利用要求に柔軟に対応できるよう努めます。	

施策名	80 福祉機器の情報提供及び利用の促進	新規
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	各窓口において、補装具、日常生活用具等の福祉機器の情報提供を実施しています。	
目 標	障害者個々のニーズに応じた福祉機器の情報提供に努め、利用の促進を図ります。	
	現況水準、現在値 窓口でパソコン提示	5か年計画、事業量 ホームページで種類揭示

施策名	81 心身障害者地域デイケア施設の運営支援	新規
担当部所	障害福祉課	
現 状	現在市内には、心身障害者地域デイケア施設が6ヶ所あり、それぞれの施設が個性的な事業を展開しています。	
目 標	施設運営の支援を継続するとともに、法人化に向けた支援を行います。	

施策名	82 生活ホーム・グループホームの整備（再掲 38）	新規
担当部所	障害福祉課	
現 状	市内に生活ホームが2施設あります。グループホームは、現在、ありません。	
目 標	障害者の社会的自立を図る生活ホーム及びグループホームの設置を積極的に支援します。	
	現況水準、現在値 生活ホーム2施設 グループホームなし	5か年計画、事業量 生活ホーム又はグループホームを6施設

施策名	83 施設整備の対応	新規
担当部所	障害福祉課	
現 状	市内には、身体障害者療護施設、授産施設、知的障害者更生施設及び、授産施設が各1ヶ所ずつあります。しかし、いずれも定員を満たしていません。	
目 標	支援費制度が開始され、障害者のニーズをとらえながら入所施設のあり方を研究します。当面は現状を維持します。また、通所施設については整備事業者に対して支援します。	

施策名	84 精神障害者施設への支援	新規
担当部所	障害福祉課	
現 状	精神障害者の2施設に対して運営費を補助しています。	
目 標	精神障害者小規模作業所への補助について、国・県に要望し充実・拡大を目指します。	

施策名	85 施設通所者等への支援（再掲31）	
担当部所	障害福祉課	
現 状	デイケア施設に障害者が月 15 日以上通所した場合に、奨励金として月 2,000 円を支給しています。	
目 標	奨励金を継続するほか、施設での授産活動を支援するため、授産品等のPRに協力します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	奨励金の支給	精神施設通所者への支給

施策名	86 入間市健康福祉センターの運営・活用（再掲8）	新 規
担当部所	健康福祉センター	
現 状	入間市健康福祉センターを平成 15 年 4 月から運営します。	
目 標	市民一人ひとりの健康づくり、地域福祉推進の拠点であるとともに、保健・医療・福祉・健康増進に係わる行政、機関及び諸団体（市民）との連携を図り、地域ぐるみの市民健康づくり・地域福祉の向上を目指す「市民の健康・地域福祉ネットワーク」を構築し、調整機能を持った拠点施設として運営します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	未設置	福祉関係 20 団体の活動

施策名	87 相談機能の充実	
担当部所	障害福祉課、健康福祉課、健康管理課、親子支援課、児童福祉課	
現 状	精神障害者とその家族からの相談は、障害福祉課、児童福祉課、健康福祉センターが窓口となっています。各課に専門職を配置し、多岐にわたる相談に対応できるよう配慮しています。また、身体障害者相談員 4 人と知的障害者相談員 2 名により月 1 回市役所相談室及び各地区公民館で相談業務を行っております。 乳幼児期における保護者の相談窓口として家庭児童相談室が設置されています。 知的障害者の権利擁護の相談については、県の権利擁護総合相談センターで行っています。	
目 標	多岐多様にわたる相談ニーズに対応するとともに、専門職の特性を生かした相談を行います。さらに関係機関の連携を密にし、相談体制の一層の充実を図ります。	

VII 計画の推進体制

この計画は、福祉・保健医療・教育等多くの分野にわたっています。したがって推進に当たっては、関係行政機関相互の理解と連携を図るとともに、障害者福祉審議会をはじめ、社会福祉協議会、障害者団体、ボランティアセンター等の組織を活用し効果的な実施を図ります。

また、行政面では組織の整備、職員の資質の向上を図り、厳しい財政状況の中で民生費の有効活用について推進します。また、この計画のほか、高齢者保健福祉計画や児童福祉計画と連携し、総合的な地域福祉計画を策定します。

1 庁内推進体制の整備

(1)財政面での充実	88	財源の確保
(2)職員の意識の向上	89	市職員に対する福祉研修の充実
	90	ユニバーサルデザインの調査・研究及び推進

2 福祉マンパワーの充実

(1)福祉専門職員の充実	91	社会福祉職員研修の充実
	92	保健福祉専門職員の活用

3 福祉活動への市民参加の促進

(1)ボランティア活動の推進	93	福祉ボランティア活動の推進(再掲 59)
	94	活動の場の提供
	95	要約筆記講習の実施
(2)ボランティア活動に対する支援	96	ボランティアセンターの充実(再掲 62)
	97	地域福祉基金の活用
(3)地域福祉計画の策定	98	地域福祉計画の策定

4 コミュニケーション活動の推進

(1)広報・広聴活動の充実	99	広報活動の充実(再掲 50)
	100	広聴活動の充実(再掲 51)
(2)情報提供機能の充実	101	福祉機器情報の提供及び利用の促進(再掲 80)
	102	情報バリアフリーの推進
	103	障害者IT講習の実施

は新規の施策

施策名	88 財源の確保					
担当部所	障害福祉課					
現 状	障害者福祉の推進における一般会計歳出予算のうち扶助費に類するものは年々増加しています。					
目 標	厳しい財政状況においても、障害者が安心して生活できるよう民生費の確保に努めるとともに、国・県に対して補助金による支援を求めてまいります。	<table border="1"> <tr> <td>現況水準、現在値</td> <td>5か年計画、事業量</td> </tr> <tr> <td>H14 年度当初予算の民生費が占める割合は22.78%</td> <td>現状の維持</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	H14 年度当初予算の民生費が占める割合は22.78%	現状の維持
現況水準、現在値	5か年計画、事業量					
H14 年度当初予算の民生費が占める割合は22.78%	現状の維持					

施策名	89 市職員に対する福祉研修の充実					
担当部所	職員課					
現 状	新規採用職員を対象に社会福祉施設体験研修として平成6年度から毎年実施しています。					
目 標	社会福祉施設における体験研修を推進するとともに、福祉講座・研修等を開催し、身体・知的・精神障害に関する知識を深め、障害者に対する理解を一層深めるよう努力します。	<table border="1"> <tr> <td>現況水準、現在値</td> <td>5か年計画、事業量</td> </tr> <tr> <td>毎年実施</td> <td>毎年実施</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	毎年実施	毎年実施
現況水準、現在値	5か年計画、事業量					
毎年実施	毎年実施					

施策名	90 ユニバーサルデザインの調査・研究及び推進	新 規				
担当部所	障害福祉課、健康福祉課					
現 状	各都道府県においてユニバーサルデザイン推進室が設けられ、調査・研究が進み徐々に対応が進んでおります。					
目 標	市においてもユニバーサルデザインの推進に向けて調査・研究を進め、効率的に対応します。	<table border="1"> <tr> <td>現況水準、現在値</td> <td>5か年計画、事業量</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>推進体制の整備</td> </tr> </table>	現況水準、現在値	5か年計画、事業量	なし	推進体制の整備
現況水準、現在値	5か年計画、事業量					
なし	推進体制の整備					

施策名	91 社会福祉職員研修の充実	
担当部所	福祉部、健康福祉課	
現 状	国、県等で実施する研修に積極的に参加し、指導技術の向上に努めています。	
目 標	専門的な知識、技術習得のための研修への参加を推進し、職員の資質の向上に努めます。	

施策名	92 保健福祉専門職員の活用	
担当部所	福祉部、健康福祉センター	
現 状	健康福祉センターの新設に伴い、専門職員を健康福祉センターの他、障害福祉課、高齢者福祉課に配置しております。	
目 標	各部署間の専門職員を活用し、また、部署間の連携に努めます。	

施策名	93 福祉ボランティア活動の推進（再掲58）	
担当部所	障害福祉課、公民館、健康福祉課	
現 状	社会福祉協議会主催によるボランティア教室の中で、介護教室をはじめ、朗読・点字・手話教室等を行っています。また、健康福祉センター内にボランティアの活動の場を設けました。	
目 標	市民を対象としたボランティア教室の開催等、ボランティアの育成を積極的に支援します。また、ボランティア団体・NPO等と調整を行いながらニーズに応じたサービス提供団体への支援を検討します。	

施策名	94 活動の場の提供	
担当部所	健康福祉課、障害福祉課	
現 状	各種障害者スポーツ大会等でのボランティア参加を呼びかけています。	
目 標	障害者の活動の場として、自主的な活動を継続的に支援するほか、スポーツ大会や障害者の日記念事業等を市が主催し、より多くの障害者が参加しやすいようボランティアの協力を頂きながら実施します。また、公民館で障害者を対象とした事業を実施する際にボランティアの参加を呼びかけ、活動の場の提供を図ります。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	障害者との協働事業は年4回	年5回

施策名	95 要約筆記講習の実施	新 規
担当部所	障害福祉課	
現 状	手話通訳者養成講習は実施していますが、障害者や高齢者の多くの難聴者の社会参加を支援する要約筆記者の養成は行っていません。	
目 標	高齢社会の進展とともに、難聴者の人数は多くなると予想されます。中途失聴者や高齢にともなう難聴者障害者の多くは手話によるコミュニケーションがとれないため、要約筆記者の養成が必要となります。このため、要約筆記者の養成にむけた諸活動を実施してまいります。	

施策名	96 ボランティアセンターの充実（再掲 61）	
担当部所	生活福祉課、障害福祉課	
現 状	社会福祉協議会で専任のコーディネーターが相談業務を行っています。	
目 標	社会福祉協議会のボランティアセンターを整備・拡充するとともに、ボランティアの組織間の連携の推進を支援します。	

施策名	97 地域福祉基金の活用	
担当部所	高齢者福祉課	
現 状	基金の運用益を活用して、営利を目的としない各種民間団体が行う地域福祉活動事業に助成しています。	
目 標	地域の民間団体等が実施する地域福祉活動事業に対し有効的に活用し、障害者の福祉の向上、健康づくり等の在宅保健福祉を促進します。 平成15年度以降に策定が予定されている地域福祉計画の中で基金の活用の再検討を行う予定となっています。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	平成14年度 ・交付団体（4団体） ・補助金交付額 （350,000円）	平成16年度 ・交付予定団体（6団体） ・補助金交付予定額 （600,000円）

施策名	98 地域福祉計画の策定	新 規
担当部所	生活福祉課、児童福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、健康福祉課	
現 状	策定していません。	
目 標	県の方針にもとづき、児童福祉計画、高齢者保健福祉計画、障害者福祉計画等を内包し、地域福祉の増進に向けた地域福祉計画を策定します。	
	現況水準、現在値	5か年計画、事業量
	計画なし	策定の予定

施策名	99 広報活動の充実（再掲 49）	
担当部所	障害福祉課、健康福祉課、広報広聴課	
現 状	<p>障害福祉課では、「障害者のしおり」を発刊しております。</p> <p>広報広聴課では、広報いるま、ケーブルテレビ放送、コミュニティー FM 放送、広報用ビデオ等で行政情報をお知らせしています。なお、広報いるま各号は、ボランティアの協力を得て、点字や声の広報を障害者に配布しています。</p>	
目 標	<p>さまざまなメディアでの広報を継続し、障害者の方への情報提供に配慮します。また、広報用ビデオ制作においては、テロップを多用し、手話放送についても実施に向けて検討します。</p>	
	現況水準、現在値	5 年計画、事業量
	声のたより 1 日号 21 本 15 日号 19 本 点字広報 1・15 日号 6 冊	希望者への対応

施策名	100 広聴活動の充実（再掲 50）	
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	<p>障害者団体と継続的な話し合いの場を持ち、可能なことから施策に反映しています。</p>	
目 標	<p>住みよいまちづくりに向けて障害者や障害者団体との話し合いを継続します。</p>	

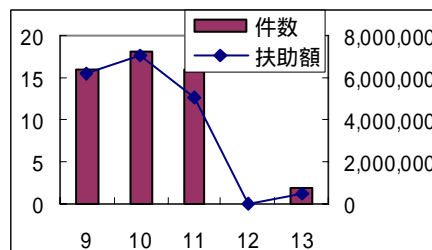
施策名	101 福祉機器の情報提供及び利用の促進	新 規
担当部所	障害福祉課、健康福祉課	
現 状	<p>各窓口において、補装具、日常生活用具等の福祉機器の情報提供を実施しています。</p>	
目 標	<p>障害者個々のニーズに応じた福祉機器の情報提供に努め、利用の促進を図ります。</p>	
	現況水準、現在値	5 年計画、事業量
	窓口でパソコン提示	ホームページで種類提示

施策名	102 情報バリアフリーの推進	新 規
担当部所	広報広聴課、情報システム課、障害福祉課、健康福祉課	
現 状	<p>情報提供における障害を取り除くため、特にホームページをはじめ情報バリアフリーの推進に努めます。</p>	
目 標	<p>情報バリアフリーについて調査・研究し、ユニバーサルデザインの推進とともに、各種情報提供機器及び掲載情報のバリアフリー化を推進します。</p>	
	現況水準、現在値	5 年計画、事業量
	バリアフリー対応ホームページは無し 声のたより 1 日号 21 本 15 日号 19 本 点字広報 1・15 日号 6 冊	障害関係情報のバリアフリー化を実施

施策名	103 障害者 IT 講習の実施	新 規
担当部所	健康福祉課、公民館、障害福祉課	
現 状	<p>平成 13 年度 2 講習（聴覚障害者向け、障害者向け）を実施しましたが、身体障害者向けの講習は障害者用機器が未整備のため実施していません。</p>	
目 標	<p>健康福祉センターに障害者用 IT 機器を整備し、ボランティア講師などにより IT 講習を実施します。</p>	
	現況水準、現在値	5 年計画、事業量
	H13 年度 40 人対象 H14 年度 なし	毎年 20 人程度実施 障害者 IT 機器の整備

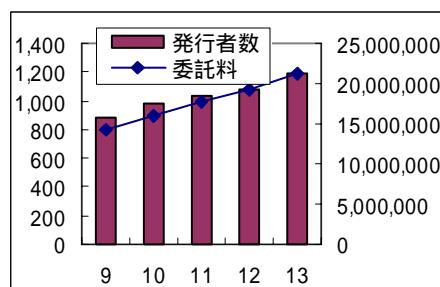
1 居宅改善事業扶助状況

平成年度	件数(件)	扶助額(円)
9	16	6,162,876
10	18	7,064,711
11	16	5,049,447
12	0	0
13	2	493,010



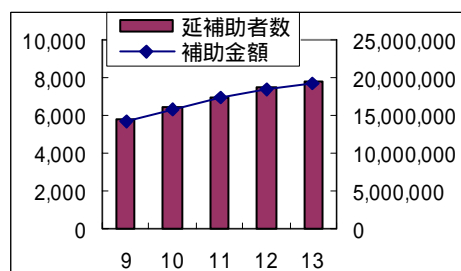
2 重度心身障害者福祉タクシー - 利用状況

平成年度	対象者数(人)	発行枚数 /1人当たり(枚)	発行者数(人)	委託料(円)
9	1,595	60	883	14,221,200
10	1,650	60	977	15,965,500
11	1,712	60	1,030	17,710,670
12	1,811	60	1,073	19,270,730
13	1,838	60	1,196	21,277,930



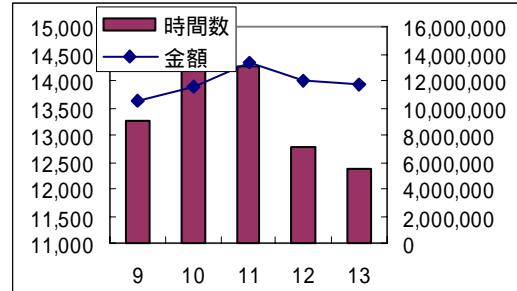
3 重度心身障害者自動車燃料費助成状況

平成年度	対象者数(人)	登録者数(人)	延補助者数(人)	補助金額(円)
9	1,595	696	5,749	14,180,223
10	1,736	768	6,407	15,871,423
11	1,810	866	6,989	17,269,378
12	1,811	833	7,476	18,510,725
13	1,838	850	7,755	19,295,832



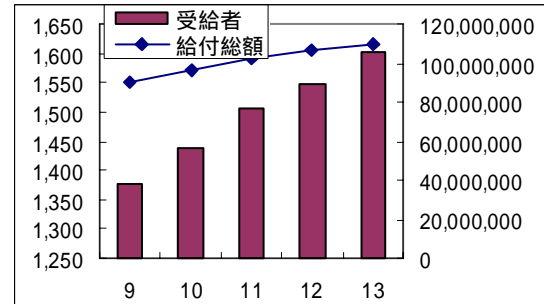
4 全身性障害者介護人派遣事業推移

平成年度	障害者(人)	介護人(人)	時間数(h)	金額(円)
9	16	103	13,248	10,465,920
10	19	111	14,598	11,532,420
11	18	130	14,244	13,389,360
12	19	115	12,775	12,071,440
13	18	108	12,352	11,734,400



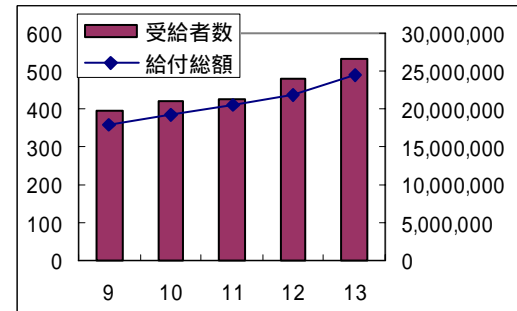
5 重度心身障害者福祉手当の支給状況

平成年度	受給者数(人)	給付総額(円)
9	1,378人	90,414,000円
10	1,439人	96,447,500円
11	1,506人	102,165,250円
12	1,548人	106,394,250円
13	1,603人	109,443,500円



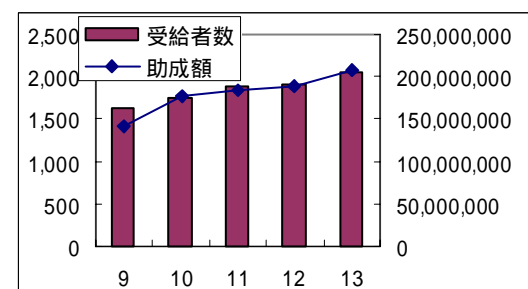
6 難病者福祉手当の支給状況

平成年度	受給者数(人)	給付総額(円)
9	396	17,912,000
10	421	19,312,000
11	425	20,564,000
12	480	21,732,000
13	534	24,448,000



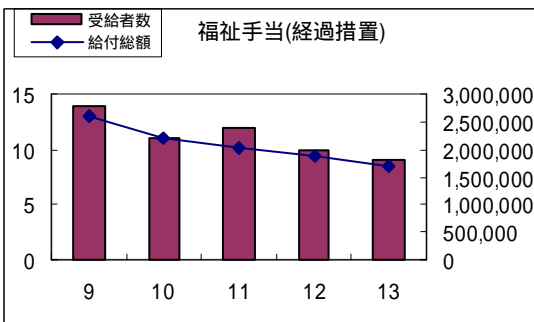
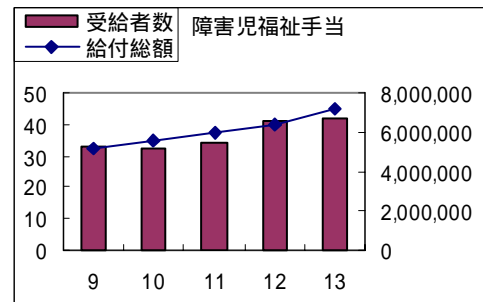
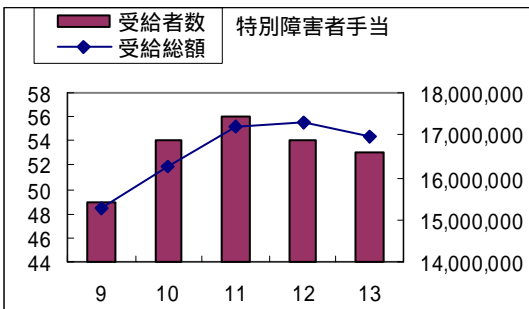
7 重度心身障害者医療の状況

平成年度	受給者数(人)	助成件数(件)	一部負担金額(円)	助成総額(円)	一件当たり助成額(円)
9	1,619	20,051	192,595,914	141,697,598	7,067
10	1,744	24,271	242,214,595	176,644,252	7,277
11	1,898	25,736	258,811,058	184,237,497	7,151
12	1,904	28,290	243,931,500	188,530,436	6,664
13	2,046	33,798	261,486,614	206,467,191	6,108



8 特別障害者手当等の支給状況

平成年度	特別障害者手当		障害児福祉手当		福祉手当（経過措置）	
	受給者数 （人）	受給総額 （円）	受給者数 （人）	給付総額 （円）	受給者数 （人）	給付総額 （円）
9	49	15,292,090	33	5,165,740	14	2,597,140
10	54	16,242,820	32	5,530,640	11	2,200,040
11	56	17,199,660	34	5,969,640	12	2,014,200
12	54	17,270,980	41	6,428,400	10	1,884,690
13	53	16,975,520	42	7,231,950	9	1,694,760



9 補装具給付状況

平成年度		交付件数(件)	修理件数(件)	公費負担分(円)	自己負担分(円)	合計(円)
9	者	1,219	192	18,423,782	5,654,000	30,505,691
	児	102	44	5,331,193	1,105,716	
10	者	1,464	179	26,050,598	6,647,833	38,157,096
	児	75	37	4,584,438	874,227	
11	者	1,578	172	25,798,674	6,224,255	40,056,859
	児	94	78	7,010,897	1,023,033	
12	者	1,434	175	19,516,209	5,064,322	32,779,088
	児	117	78	7,013,109	1,185,449	
13	者	1,483	187	21,145,074	5,142,474	36,239,237
	児	157	119	8,971,690	979,999	

1 0 日常生活用具（補助具）給付状況

平成年度		交付件数(件)	公費負担分(円)	自己負担分(円)	合計(円)
9	者	132	6,050,819	794,213	6,922,635
	児	2	75,850	1,750	
10	者	228	14,441,266	1,013,795	16,228,972
	児	13	624,090	149,821	
11	者	194	10,252,235	1,173,231	11,831,005
	児	4	325,989	79,550	
12	者	148	4,763,435	777,456	5,798,398
	児	5	197,607	59,900	
13	者	119	3,329,281	556,131	4,233,012
	児	4	308,150	39,450	

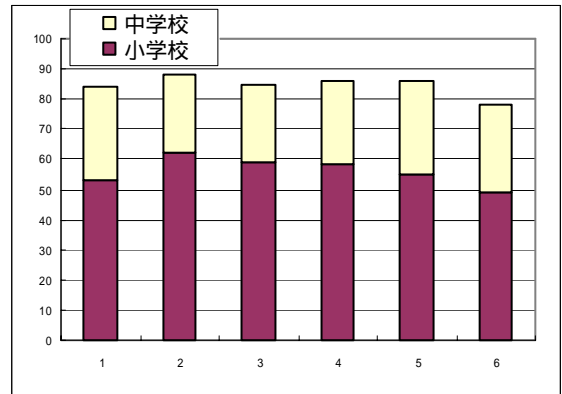
1 1 学校施設のバリアフリー改修状況

(単位：校)

平成年度	障害者用便所		スロープ		手摺		水飲み場		校庭通路整備	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
9	6	1	1		3		1	1		
10	9			1	4	1				
11	5		2		4		1			
12	2	1	1	1		1				
13	2	2	1			1		1		
14	2	2				1		1	1	

1 2 特殊学級に在籍している児童・生徒数の状況

平成年度	小学校(人)	中学校(人)	合計(人)
9	53	31	84
10	62	26	88
11	59	26	85
12	58	28	86
13	55	31	86
14	49	29	78



1 3 養護学校等への在籍状況 (初等、中等生)

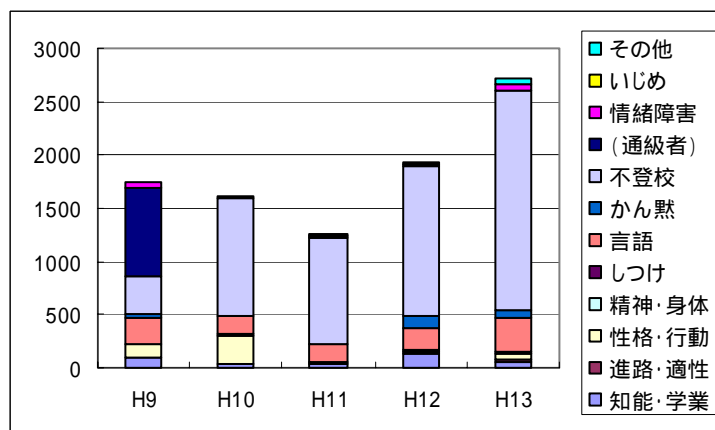
(単位：人)

平成年度	H9	H10	H11	H12	H13
坂戸ろう学校	1	0	1	1	2
日高養護学校	8	7	9	7	8
岩槻養護学校	1	1	1	0	0
狭山養護学校	54	26	29	27	31
寄居養護学校	1	3	1	1	1
村山養護学校	0	1	1	1	1
旭出学園旭出養護学校	0	0	0	1	2
川越盲学校	0	1	2	2	2
合計	65	39	44	40	47

1.4 教育相談状況

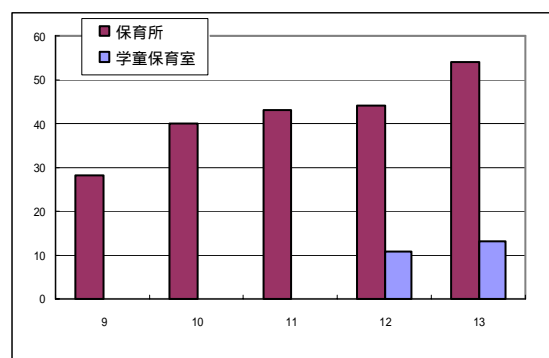
(単位：件)

平成年度	H9	H10	H11	H12	H13
知能・学業	94	36	34	137	65
進路・適性			3		4
性格・行動	137	273	7	16	67
精神・身体			5	1	
しつけ		1	2	15	19
言語	240	178	182	206	319
かん黙	35			111	74
不登校	361	1,098	979	1,402	2,064
(通級者)	827				
情緒障害	46	2	25	21	44
いじめ	4	22	14	13	5
その他	6	9	1	8	52
合計	1,750	1,619	1,252	1,930	2,713



1.5 障害児保育の受け入れ状況 (単位：人)

平成年度	保育所人数	学童人数
9	28	
10	40	
11	43	
12	44	11人
13	54	13人

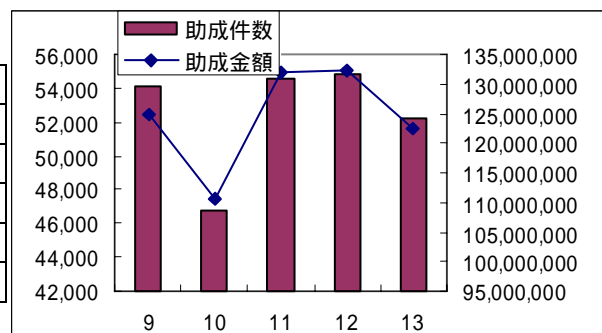


1.6 のびのび教室利用状況

平成年度	在籍者数(人)	延利用人数(人)	開催日数(日)
11	50	1,194	154
12	42	1,147	179
13	51	1,166	207

1.7 乳児医療費扶助状況

平成年度	助成件数(件)	助成金額(円)
9	54,153	124,694,204
10	46,762	110,510,900
11	54,559	131,999,611
12	54,793	132,353,984
13	52,205	122,546,370



1.8 埼玉県福祉のまちづくり条例の状況 (単位: 件)

平成年度	受付件数	適合状況		適合証交付
		適合	指導	
9	45	20	25	1
10	35	13	22	1
11	44	9	35	1
12	27	6	21	6
13	30	5	25	5

1.9 入間市人にやさしいまちづくり要綱の状況 (単位: 件)

平成年度	受付件数	適合状況	
		適合	指導
8	87	1	86
9	51	0	51
10	35	0	35
11	37	0	37
12	27	0	27
13	14	0	14

2.0 市職員への障害者の雇用状況 (単位: 人)

平成年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
雇用者数	10	10	10	10	11

2.1 身障者用資料貸出点数

平成年度	朗読テープ		点字資料	
	貸出本数(本)	貸出件数(件)	貸出点数(点)	貸出件数(件)
9	37	174	0	0
10	40	243	2	9
11	31	115	2	7
12	85	248	1	4
13	63	320	2	7

2.2 人間市ボランティアセンタ - 活動状況

平成年度	ボランティア登録者数(人)	センター依頼件数(件)	相談件数(件)
9	791	120	55
10	774	290	41
11	761	200	52
12	781	281	63
13	764	349	61

2.3 障害に関するボランティア講座受講状況 (単位：人)

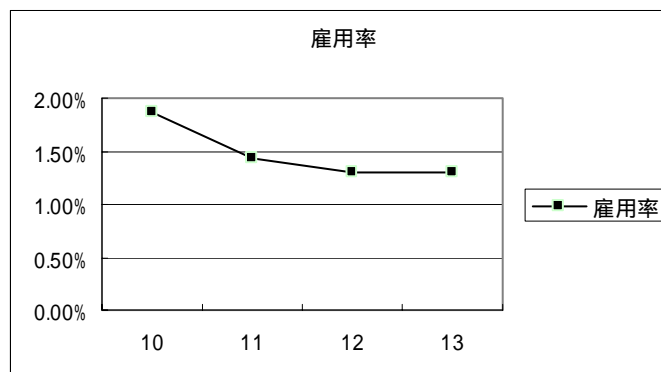
平成年度	H9	H10	H11	H12	H13
手話講習会(昼の部)	30	30	30		38
手話講習会(夜の部)	30	30	30	40	15
朗読講習会	20	20	20		20
点字講習会	20	20	18	20	14
視覚障害者ガイドヘルプ講習会	24	13	18		
運転ボランティア講習会		40	27	29	4
車いす介助ボランティア講習会				9	2
精神保健ボランティア講座				24	20

2.4 障害年金・障害基礎年金受給状況

年度・区分		障害年金(旧)	障害基礎年金	障害基礎年金 (法第30条の4、 附則第25条該当)
平成10年度	受給権者(人)	84	186	571
	年金額(円)	75,414,100	165,087,500	515,621,400
平成11年度	受給権者(人)	86	199	598
	年金額(円)	78,271,300	178,385,400	542,274,500
平成12年度	受給権者(人)	81	211	620
	年金額(円)	73,214,500	188,176,300	559,443,500
平成13年度	受給権者(人)	77	226	641
	年金額(円)	69,595,500	201,721,400	575,824,900

2.5 所沢管内の障害者雇用状況

平成年度	事業所数	労働者数(人)	算定労働者数(人)	雇用者数(人)						雇用率(%)
				重身障	重短身障	身障	重知的	重短知的	知的	
10	129	39,420	29,679	109	1	190	51	1	41	1.86%
11	144	41,602	31,792	106	2	180	10	0	41	1.43%
12	137	40,781	31,348	98	1	170	6	0	32	1.31%
13	138	40,373	31,000	84	2	173	12	0	35	1.30%



2.6 身体・知的ヘルパ - 派遣事業

平成年度	障害派遣世帯(世帯)	総派遣時間(時間)	ヘルパ - 人員(人)
12	37	11,645	61
13	53	16,987	92

2.7 身体・知的ショ - トステイ事業

平成年度	利用人員(人)	延べ利用人員(人)	措置延べ日数(日)
12	9	22	278
13	9	31	147

2.8 入浴サ - ビス事業

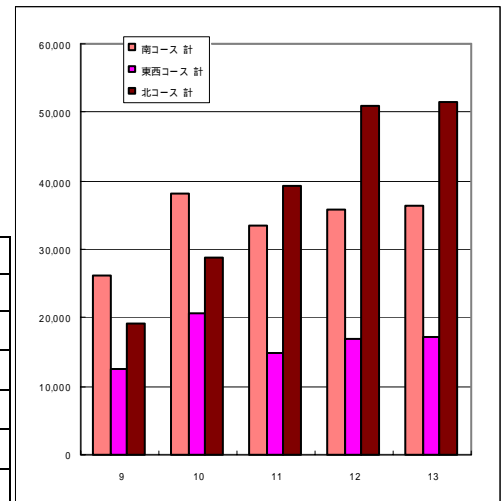
平成年度	利用人数(人)	延べ利用回数(回)
12	1	5
13	0	0

2 9 入間市循環バス、コ - ス別利用状況

平成年度	通行日数(日)	南コース(人)			
		一般	パス	車椅子	計
9	232	8,528	17,752	24	26,304
10	311	10,725	27,370	0	38,095
11	312	9,007	24,390	0	33,397
12	311	9,077	26,630	1	35,708
13	314	8,489	27,872	4	36,365

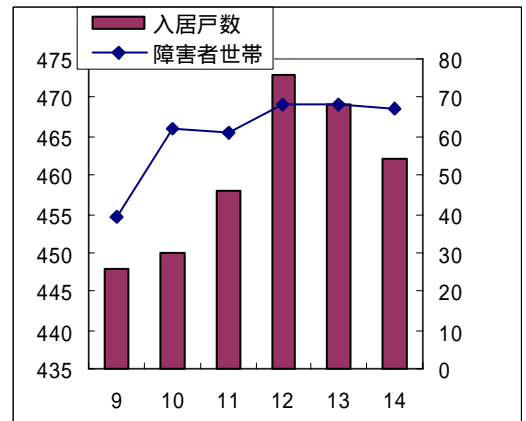
平成年度	東西コース(人)			
	一般	パス	車椅子	計
9	4,707	7,780	4	12,491
10	6,305	14,412	10	20,727
11	3,838	10,947	9	14,794
12	4,317	12,569	7	16,893
13	3,999	13,287	0	17,286

平成年度	北コース(人)			
	一般	パス	車椅子	計
9	8,522	10,589	57	19,168
10	11,042	17,873	2	28,917
11	11,490	27,778	3	39,271
12	13,057	37,888	6	50,951
13	11,660	39,835	13	51,508



3 0 市営住宅の障害者の入居状況

平成年度	全入居戸数(戸)	うち障害者世帯(世帯)
9	448	39
10	450	62
11	458	61
12	473	68
13	469	68
14	462	67



3 1 3ヵ月児健康診査状況

平成年度	対象児(人)	受診児(人)	受診率%	個別相談(件)	事後指導(件)
9	1,388	1,261	90.8	199	167
10	1,280	1,185	92.5	224	133
11	1,295	1,189	91.8	271	137
12	1,245	1,170	94.0	271	250
13	1,297	1,187	91.5	242	148

3.2 3歳児健康診査状況

平成年度	対象児 (人)	受診児 (人)	受診率%	虫歯のある子の数 (人)	虫歯総本数 (本)	個人相談 (件)	要注意者		事後相談 (人)
							身体面 (人)	精神面 (人)	
9	1,540	1,349	87.6	374	1,252	718	313	132	310
10	1,492	1,059	88.8	273	893	566	298	146	270
11	1,440	1,225	85.1	342	1,713	631	349	60	246
12	1,485	1,312	88.4	354	1,701	606	450	47	211
13	1,365	1,177	85.8	320	1,344	533	104	44	232

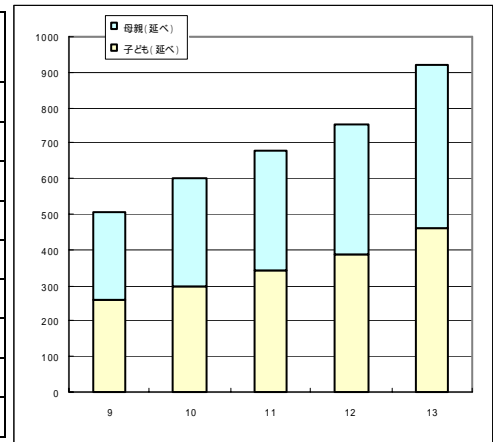
3.3 乳幼児健康相談

平成年度	実施回数 (人)	受診児数(人)			要注意児数 (人)	率
		乳児	幼児	計		
9	40	557	599	1,556	59	3.79%
10	40	465	607	1,072	16	1.49%
11	40	443	583	1,026	18	1.75%
12	40	467	584	1,051	61	5.80%
13	40	477	558	1,035	38	3.67%

3.4 すくすく教室開催状況

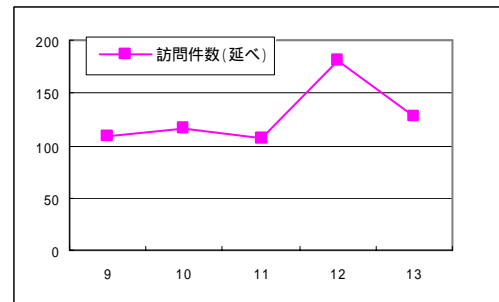
(単位:人)

平成年度	実人数 (子ども)	子ども (延べ)	母親 (延べ)
5	44	289	289
6	33	392	392
7	42	392	392
8	50	374	371
9	34	260	248
10	39	297	302
11	45	340	342
12	49	387	365
13	46	461	461



3.5 乳幼児訪問指導 (単位:人)

平成年度	訪問件数(延べ)
9	109
10	116
11	107
12	181
13	128

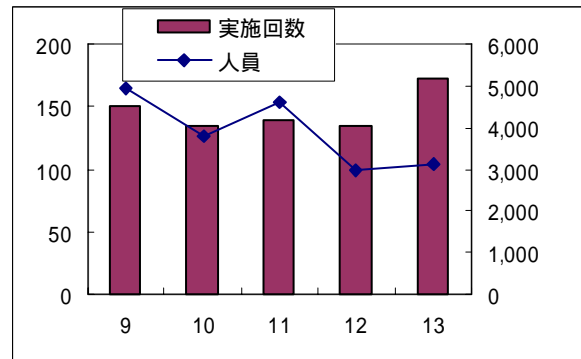


3.6 基本健康診査

平成年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率	異常なし (人)	要指導 (人)	要医療 (人)
9	25,076	7,370	29.4%	1,886	3,264	2,220
10	25,667	7,724	30.1%	2,098	3,444	2,182
11	26,166	7,656	29.3%	2,125	3,222	2,309
12	26,678	8,082	30.3%	2,170	3,310	2,602
13	27,238	8,838	32.4%	2,226	3,833	2,779

3.7 健康相談状況

平成年度	実施回数 (人)	人員 (人)
9	150	4,930
10	134	3,776
11	139	4,614
12	134	2,953
13	173	3,111



3.8 健康教室実施状況（高脂血症予防教室）

平成年度	実施回数	実施日数	申込者数 (人)	参加者延数 (人)	フォロー教室 (人)
9	2回(+2回)	6日(+2日)	100	256	50
10	2回(+2回)	6日(+2日)	96	239	42
11	2回(+2回)	6日(+2日)	121	228	45
12	2回(+2回)	6日(+2日)	84	259	46
13	2回(+2回)	6日(+2日)	79	206	45

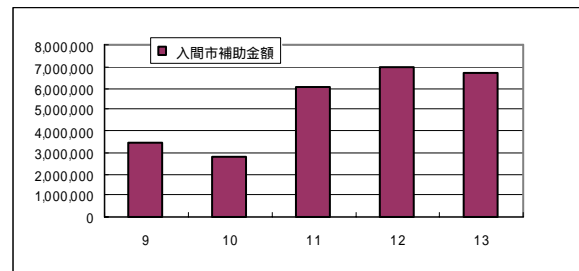
()は、フォロー教室

3.9 機能回復訓練事業実施状況

平成年度	実施回数(回)	実施施設(カ所)	延べ参加者数(人)
9	35	1	561
10	36	1	550
11	36	1	561
12	64	3	565
13	61	3	535

4.0 精神障害者小規模所への支援状況

平成年度	入間市補助金額(円)
9	3,465,000
10	2,752,000
11	6,040,000
12	6,951,000
13	6,704,000



アンケート実施日	平成14年5月	
アンケート募集	平成14年5月15日から平成14年6月15日まで	
調査票配布方法	障害福祉窓口、市ホームページ、各障害者団体・法人へ郵送	
〃 収集方法	障害福祉窓口、電子メール、郵送、FAX	
調査票の種類		
A調査票	一般用	健常者を対象
B調査票	障害者ご本人用	障害者本人を対象
C調査票	団体・法人用又は関係者個人用	団体・法人職員を対象

一般用（A調査）アンケート結果

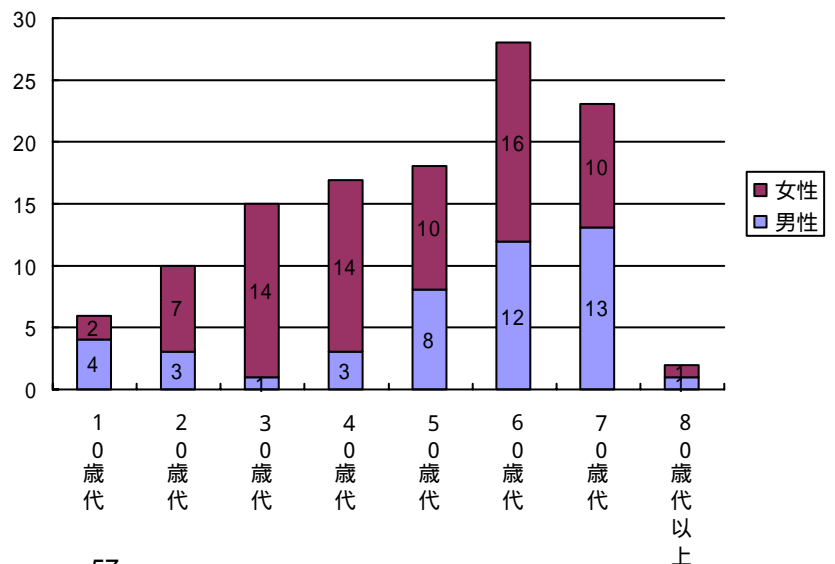
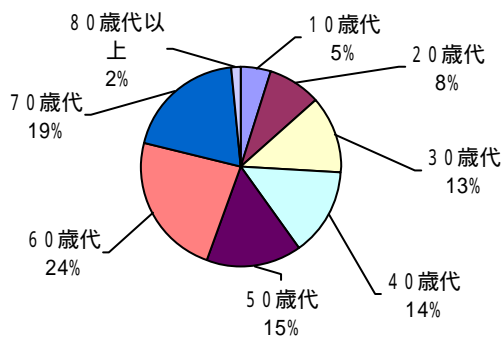
問1 あなたの性別をお答えください。

- 1 男性 2 女性

問2 あなたの年代をお答えください。

- 1 10歳代 2 20歳代
 3 30歳代 4 40歳代
 5 50歳代 6 60歳代
 7 70歳代 8 80歳代以上

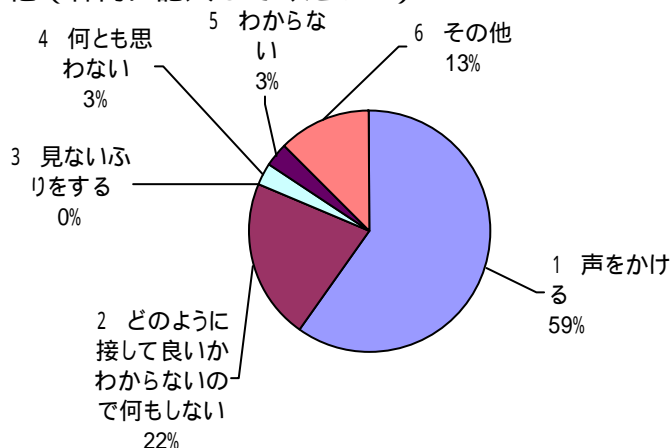
	回答者			人口（H14.5.1現在）		
	男性	女性	合計(率)	男性	女性	合計
10歳代	4	2	6 (0.3%)	8,925	8,623	17,548
20歳代	3	7	10 (0.4%)	11,151	10,709	21,860
30歳代	1	14	15 (0.3%)	10,953	10,236	21,189
40歳代	3	14	17 (0.7%)	10,052	9,873	19,925
50歳代	8	10	18 (0.7%)	12,599	12,563	25,162
60歳代	12	16	28 (1.6%)	8,593	8,135	16,728
70歳代	13	10	23 (2.6%)	3,838	4,695	8,533
80歳代以上	1	1	2 (0.5%)	1,197	2,420	3,617
合計	45	75	119 (0.8%)	67,308	67,254	134,562



問3 まちで困っている障害者を見かけたとき、あなたはどうしますか。

- 1 声をかける
- 2 どのように接して良いかわからないので何もしない
- 3 見ないふりをする
- 4 何とも思わない
- 5 わからない
- 6 その他（枠内に記入してください）

1 声をかける	71
2 どのように接して良いかわからないので何もしない	26
3 見ないふりをする	0
4 何とも思わない	3
5 わからない	4
6 その他	15
合計	119

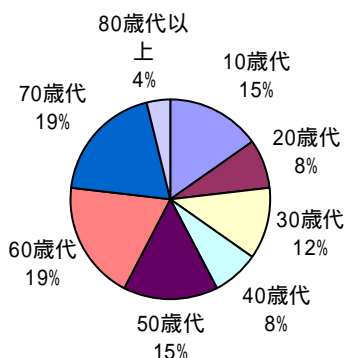
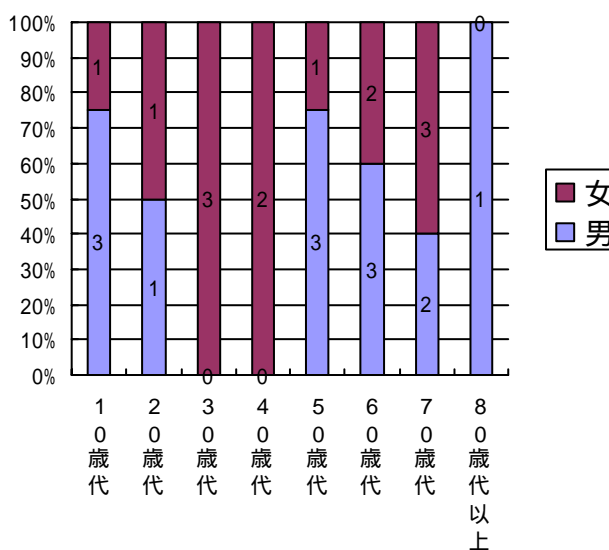


その他の内容

とても気になる。2もあるが時には声をかける。
その時の状況により判断する 3件
接し方がわかれば手助けしたいと思っています
声はかけるが車椅子の場合は困る。
自分にも時間的余裕があり、かつ、障害者が一人では無理な状態の時、声をかける。
困っている理由を尋ね対処する。
困っていたら手を貸す。
困ったり危ない時は手助けする。
様子を見てから声をかける
まず声をかける前に何を困っているのか観察する。
その時、その時で違うが気にする。
困っているなら声をかける。
障害者が困っている時手を貸す。
自分の置かれた状況により。（例えば、時間・・・無ければ誰か他の人がやるだろうと放っておくと思う）
手を差し出し家送った経験があります。
その人が私にもとめてきたら話しを聞く。出来る事なら手助けすると思う。

「2 どのように接して良いかわからないので何もしない」の年齢構成

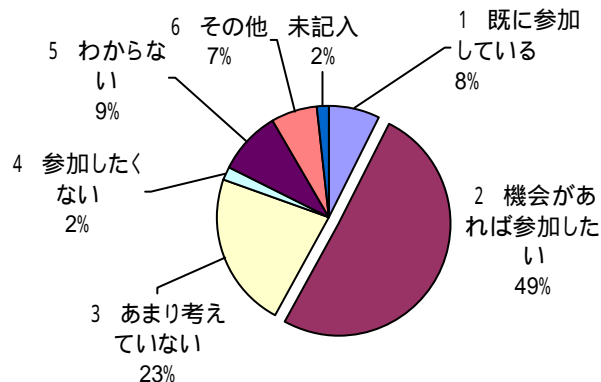
	回答者	男	女
10歳代	4	3	1
20歳代	2	1	1
30歳代	3	0	3
40歳代	2	0	2
50歳代	4	3	1
60歳代	5	3	2
70歳代	5	2	3
80歳代以上	1	1	0
合計	26	13	13



問4 障害者へのボランティア活動に参加することについて、どう思いますか。

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 既に参加している | 2 機会があれば参加したい |
| 3 あまり考えていない | 4 参加したくない |
| 5 わからない | 6 その他（枠内に記入してください） |

1 既に参加している	9
2 機会があれば参加したい	60
3 あまり考えていない	27
4 参加したくない	2
5 わからない	11
6 その他	8
未記入	2
合計	119

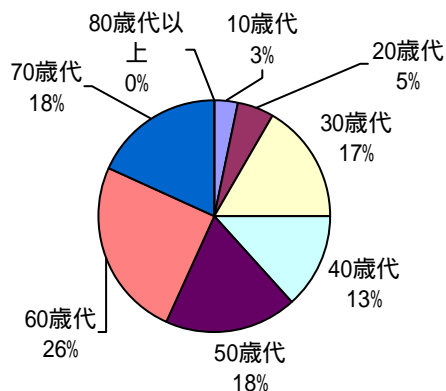
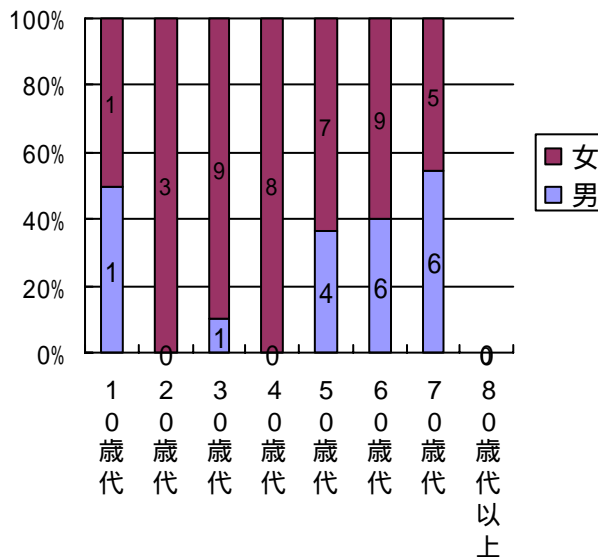


その他の内容

自分の体調が思わしくないので参加できません。
内容次第。腰痛の為。
個人の参加についてはその人の自由だと思う。
体の都合で参加出来ない。
障害によってはボランティアの訓練が必要。
母や主人の世話で忙しいです。参加したいですが。
今仕事を持っているので参加出来ない。
参加をする時間がない。
年齢的に無理（77才）。
参加したいと考えている

「機会があれば参加したい」の回答者の年齢構成

	回答者	男	女
10歳代	2	1	1
20歳代	3	0	3
30歳代	10	1	9
40歳代	8	0	8
50歳代	11	4	7
60歳代	15	6	9
70歳代	11	6	5
80歳代以上	0	0	0
合計	60	18	42

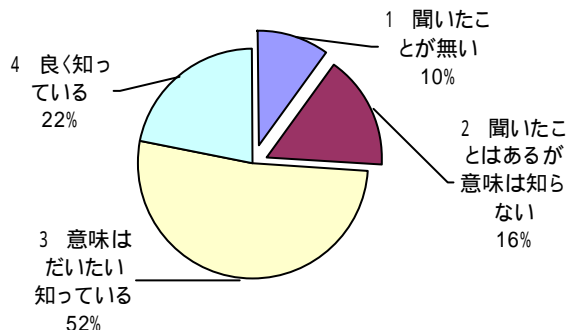


問5 バリアフリーの意味について、あなたはどのくらいご存知ですか。

- 1 聞いたことが無い 2 聞いたことはあるが意味は知らない
3 意味はだいたい知っている 4 良く知っている

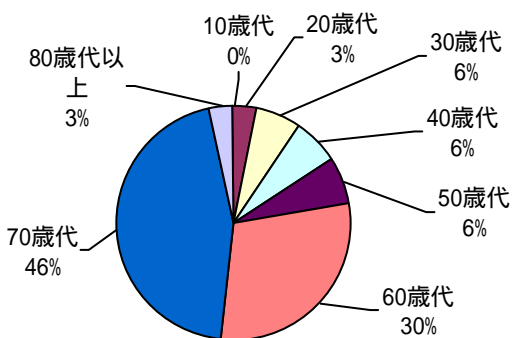
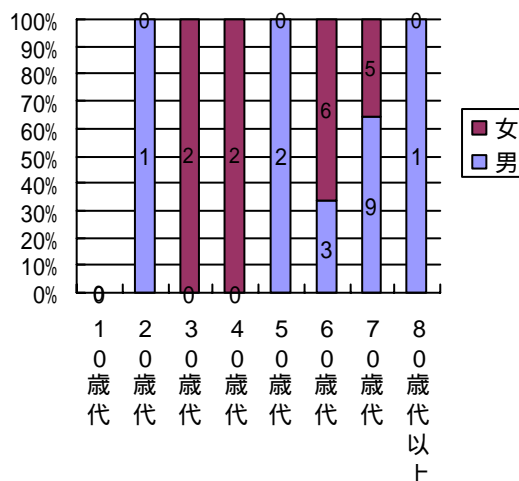
「バリアフリー 健全者の生活を前提としたまちづくりは、障害者や高齢者に対して無意識に障害=バリアを作っており、そのバリアを無くして安心して暮らせる環境をつくること」

1 聞いたことが無い	12
2 聞いたことはあるが意味は知らない	19
3 意味はだいたい知っている	62
4 良く知っている	26
合計	119



「1 聞いたことが無い」、「2 聞いたことはあるが意味はわからない」の年齢構成

	男	女	計
10歳代	0	0	0
20歳代	1	0	1
30歳代	0	2	2
40歳代	0	2	2
50歳代	2	0	2
60歳代	3	6	9
70歳代	9	5	14
80歳代以上	1	0	1
合計	16	15	31

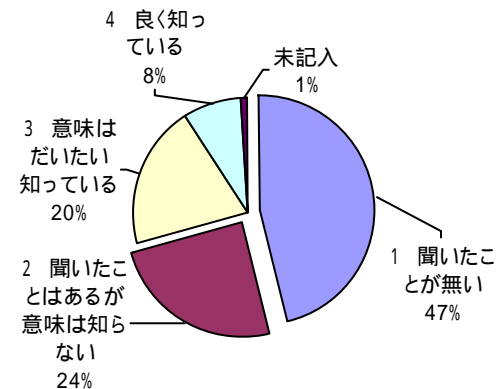


問6 ノーマライゼーションの意味について、あなたはどのくらいご存知ですか。

- 1 聞いたことが無い 2 聞いたことはあるが意味は知らない
3 意味はだいたい知っている 4 良く知っている

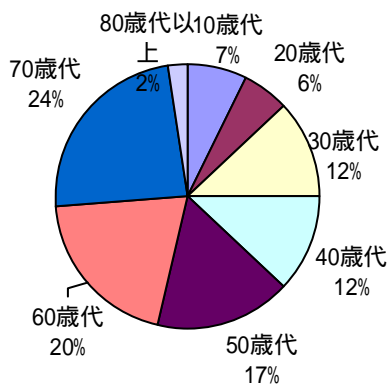
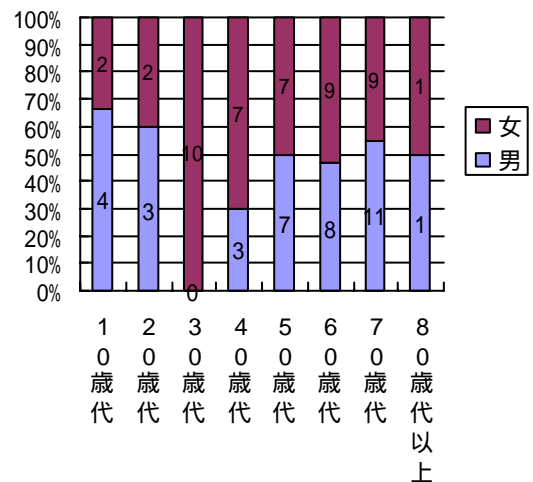
ノーマライゼーション 社会を構成する人々の中に障害者や高齢者が存在することが普通（ノーマル）の姿であり、これらの人々が人間らしく生活できるような社会こそ正常な（ノーマル）社会であるという考え方

1 聞いたことが無い	55
2 聞いたことはあるが意味は知らない	29
3 意味はだいたい知っている	24
4 良く知っている	10
未記入	1
合計	119



「1 聞いたことが無い」、「2 聞いたことはあるが意味はわからない」の年齢構成

	男	女	計
10歳代	4	2	6
20歳代	3	2	5
30歳代	0	10	10
40歳代	3	7	10
50歳代	7	7	14
60歳代	8	9	17
70歳代	11	9	20
80歳代以上	1	1	2
合計	37	47	84



問7 入間市の障害者福祉に関することで、何かお気づきになっていることがありましたら、記入をお願いします。

総合的な意見	年代	性別
まだまだバリアフリーができてないと思う。もっと障害者や高齢者が暮らしやすい町にしてほしい。	10 歳代	男性
藤沢十字路などの大きい道路の信号に視覚障害者のために、音がでるような機械を取り付けた方がよいと思います。	10 歳代	男性
今の道路事情では、福祉施設があっても安心して行くことができません。歩道の確保や大型車の進入の規制など行ってほしいと思います。	10 歳代	女性
入間市駅付近は充実してきているとは思いますが、仏子駅、元加治駅付近はほとんど手がついていないので、そちらの方に力を入れた方がよい街になると思います。	20 歳代	男性
ノーマライゼーション、特に障害者（児）の生活が私たち健常者より身近に感じられるような公共施設、イベント、全ての環境（教育現場、保育、学校教育が生活地域内に！！）があると良いと願う！	20 歳代	女性
仕事が大変でボランティアまでは手が出せない。その代り税金を多く払っている。議員さんムダ使いや私腹の為に税金を使うなら町の中をもっとバリアフリーにしてもらいたい。今時の議員さんにはガッカリです。	20 歳代	女性
都内に比べて全然、進んでいないと思う。	20 歳代	女性
道がガタガタ。舗装が充分でない。年配の方はとくに偏見をもっている。	20 歳代	女性
“福祉”がおしきせにならない様にしてほしい。入間市に住んでいても市の活動というのが身近には感じられないので、どうでもよい。市役所職員の方は“仕事”であって、福祉ではないと思う。	30 歳代	女性
もっと一般の人にも情報提供を、小さなことでもできることがあるはず、少しでも知っているだけで障害者への見方も変わるはず。入間市はかなりおくと聞いているが、そうだと思う。もっとがんばって。	30 歳代	女性
高齢者にとって自家用車運転が出来なくなった場合、病院の通院にも交通の便を良くしてほしい。（バスの本数、特に金子坂付近コースについて）	30 歳代	女性
障害者と言っても様々な種類があると思っています。知的障害については、どう話してよいかちょっと構えてしまいます。そうでない時はできる限りお手伝いしたいです。	30 歳代	女性
障害者の福祉を公共事業よりも徹底してやっていただきたいです。	30 歳代	女性
障害者の理解など一般の人（特に身近に障害者がいなければ）には、なかなか知る機会が無いので、小冊子を作成したり市報にまめ知識として紹介するのはいかがでしょうか？	30 歳代	女性
中心部ではバリアフリー化が進んでいるように思いますが、少し離れた所はまだですね。どこでもそうですが・・・。障害者だけでなく、ベビーカーを押す者にとっても気になる所です。	30 歳代	女性
都内に勤務している為、（残業等が多く家には寝る為に帰ってくる位です）市内の制度等ほとんど知りません。本件に関してのみならず、情報の発信のあり方を考えて頂けるとありがたいです。入間市のホームページを見た事はあります。	30 歳代	女性
道路が車優先で、健常者でさえ危険な歩道ばかり。障害者にとっては住めないに等しい。	30 歳代	女性
夜、寝に帰るだけで日中は都内勤務。入間市のことはよくわかりません。	40 歳代	男性
ボランティア「はづき」（朗読）に申し込もうとしたら断られたことがある。すでに中にいる人達が新しい人を拒否しているようで不快だった。やる気や善意をくじくような体制を考え方、狭い視野では、広がりが望めないと思う。	40 歳代	女性
まるひろ入間店とサイオスとI Potをつなぐ歩道橋に段差があるが、段差がわかりづらく、つまずく人をよく見かける。	40 歳代	女性
健常者と障害者、お互いに理解しあえる関係を作るきっかけが欲しいと思います。まだ私も含めて心のバリアフリーをなかなか実践できていないのが実情ではないでしょうか。	40 歳代	女性
広い範囲で福祉に関する資格を持っている人のネットワーク等を作っていったらよいと思います。（連絡取れる様にする為・・・）	40 歳代	女性
子どもたちが小さい時から障害のある人がいて当然、同じ人間、自分よりもっとすごい才能があることを伝えていくべき。身体で心で普通に感じてほしい。道路の整備を。	40 歳代	女性
車椅子で出かけている姿をあまり目にしないのは、どういう状況なのだろうか？知的障害者の賃金は人権の面や社会生活の面から考えどうなのだろうか？	40 歳代	女性
車椅子で通れる道がどのくらいありますか？自動車と車椅子が同じ道を通っている、おそろしい状況である。	50 歳代	男性
障害者でも安心して歩ける歩道、道路の整備をお願いします。現在は、普通の人でも危険なところもある。	50 歳代	男性
全く知らない。昼間・休日・市内にいないので。	50 歳代	男性
福祉をより充実したものとするためには市民一人一人の理解、協力、参加が不可欠です。行政だけでは限界があります。市民がボランティアとして参加できる工夫が必要なのではないでしょうか。	50 歳代	男性
私も障害の兄をもっています。親、兄妹が高齢に達した時に安心して日々過ごすことの出来る施設作りを力を入れてほしいものです。私の所では親も介護を受けていますので、兄は病院に入っています。	50 歳代	女性
重い障害のある方だけの福祉課でなく目に見えない悩み等もった方にも広い窓口にしてもらえればと思います。	50 歳代	女性
入間市ではそれほど目立ったものがないように思います。全体的に。	50 歳代	女性

白杖を使っている方を見かけたりしますが、そういう時の接し方を市報とかで教えて下さい。そう思っている方は多いと思いますので。	50 歳代	女性
健常者に対するサービス、予算は厳しく、その分を障害者（含、若年の病弱者）、高齢者福祉にまわして欲しい。社会的弱者に暖かい市になって欲しい。	60 歳代	男性
車椅子で移動するのに対し、歩道の段差が多い。デコボコが多すぎる。	60 歳代	男性
障害者、年寄、子供達が暮らす良い環境作りにして自然の緑や自然の林を造ってよいのでは。入間市も大分雑木林が減っている。残してほしい。	60 歳代	男性
障害者の現状をよく現場へ出かけ調べ、適切な対応、実施して下さい。具体例。通院のため車による送迎サービス。10 歳代 3 年度は 860 回でした。ご存知でしょうか？	60 歳代	男性
物的支援やハードウェアの整備に施策の重点が置かれていないか？真に必要なのは生きるための目標を与える事・精神的支援ではないか。	60 歳代	男性
市の福祉にたずさわっている人は現場を経験してよく理解した上で、福祉を考えてほしい。机上と現場の相違は体験しなければ解らない。	60 歳代	女性
障害者を特別扱いしない事。（一分には要注意の人もいる）	60 歳代	女性
知的障害者と精神障害者に対する福祉援助に差別があるような気がします。	60 歳代	女性
道路の段差、穴場など見かける箇所があります。尚入間市で車椅子を利用の方余り見かけられませんが少ないのでしょうか？	60 歳代	女性
余り知りません。興味はあります。お役に立ちたいとも思います。	60 歳代	女性
障害者をみんなで守ろう	70 歳代	男性
障害者福祉推進に限度はないので協力したい。	70 歳代	男性
問 5・問 6 の外国語であるであろうが、日本語で判りやすく表現できないものか、一考お願いします。	70 歳代	男性

障害者本人・ご家族用（B調査）アンケート結果

問1 あなたの性別をお答えください。

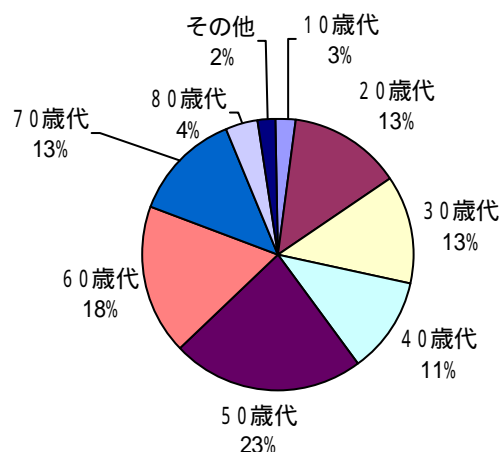
- 1 男性 2 女性

男性	182
女性	120
無回答	5
合計	312

問1 次のアイウの質問にお答えください。

- ア 回答者 1 障害者ご本人 2 障害者のご家族
 イ 性別(ご本人) 1 男性 2 女性
 ウ 年代(ご本人) 1 10歳代 2 20歳代
 3 30歳代 4 40歳代
 5 50歳代 6 60歳代
 7 70歳代 8 80歳代以上

10歳代	8
20歳代	41
30歳代	40
40歳代	35
50歳代	71
60歳代	56
70歳代	42
80歳以上	12
その他	7
合計	312



問2 あなた（障害者ご本人）の障害の状況についてお答えください

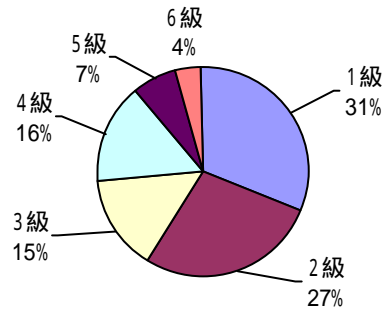
1 次の手帳をお持ちですか

1 身体障害者手帳 障害の区分と等級の該当する項目を で囲んでください。	総合等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	区分	視覚 上肢 呼吸器機能	聴覚 下肢	平衡機能 体幹	音声言語 心臓機能 ぼうこう・直腸機能	小腸機能	そしゃく じん臓機能 免疫機能
2 療育手帳（みどりの手帳） 障害の程度の該当する項目を で囲んでください。	A		A		B		C
3 精神障害者保健福祉手帳 障害の等級の該当する項目を で囲んでください。	1級		2級		3級		

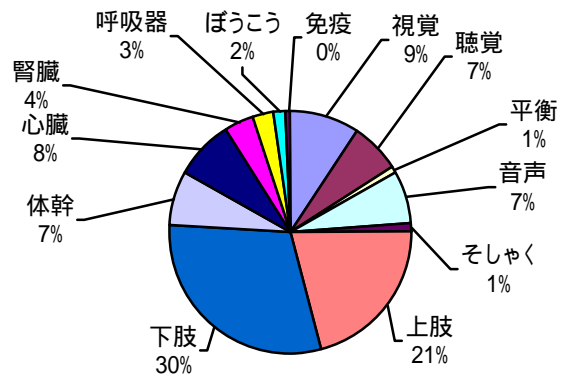
2 障害手帳をお持ちでない場合、障害の状況について記入してください

身障手帳

1級	57(5.6%)	1,005
2級	49(8.5%)	573
3級	27(5.5%)	489
4級	29(4.5%)	638
5級	13(5.4%)	237
6級	7(3.6%)	193
合計	182(5.8%)	3,135

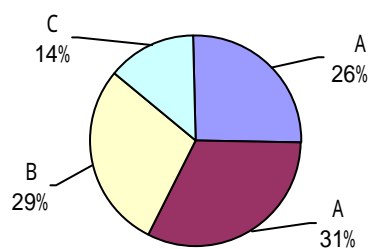


視覚	21(8.1%)	259
聴覚	15	271
平衡	2(6.2%)	
音声	15	35
そしゃく	3(51.4%)	
上肢	46	1,766
下肢	67	
体幹	16(7.3%)	
心臓	18(4.8%)	374
腎臓	9(4.3%)	209
呼吸器	6(2.8%)	70
ぼうこう	4(8.1%)	147
小腸	0(2.7%)	2
免疫	1(50.0%)	2



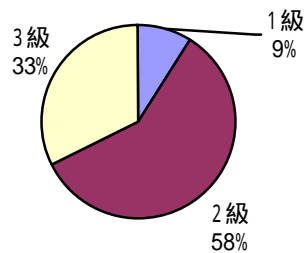
療育手帳

A	22(18.3%)	120
A	27(19.2%)	140
B	25(15.8%)	158
C	12(16.4%)	73
合計	86(17.5%)	491



精神手帳

1級	4(20.0%)	20
2級	25(19.6%)	127
3級	14(31.1%)	45
合計	43(22.3%)	192
	(22.3%)	1,000



精神障害者医療費申込者数との割合

問3 あなた(障害者ご本人)は日頃どのようにして様々な情報を得ていますか。主なものを4つまで記入してください。

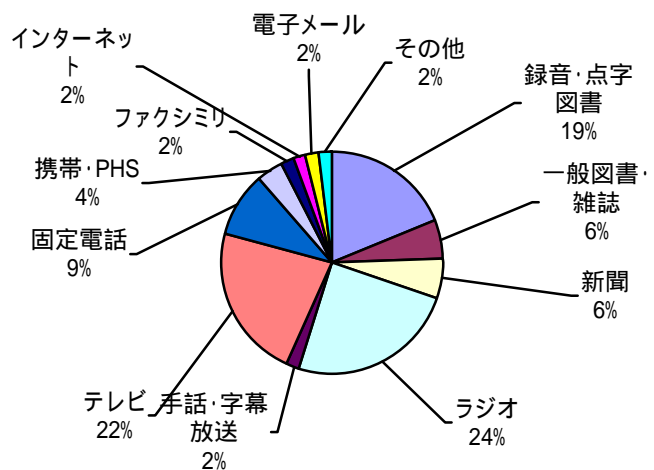
- | | | |
|-----------------------|------------|-------------|
| 1 録音・点字図書 | 2 一般図書・雑誌 | 3 新聞 |
| 4 ラジオ | 5 手話・字幕放送 | 6 テレビ(一般放送) |
| 7 固定電話 | 8 携帯電話・PHS | 9 ファクシミリ |
| 10 インターネット | 11 電子メール | 12 利用していない |
| 13 その他があれば下枠に記入してください | | |

--

問3			

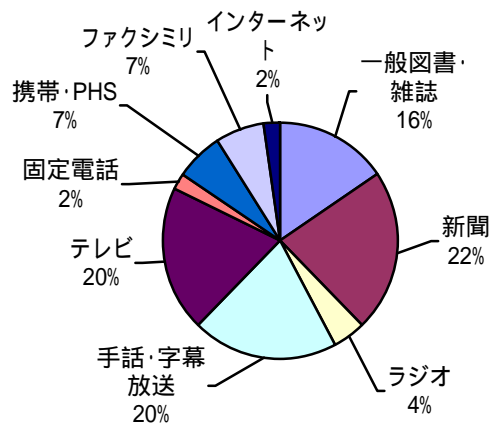
視覚障害者

録音・点字図書	10
一般図書・雑誌	3
新聞	3
ラジオ	13
手話・字幕放送	1
テレビ(一般放送)	12
固定電話	5
携帯電話・PHS	2
ファクシミリ	1
インターネット	1
電子メール	1
利用していない	0
その他	1



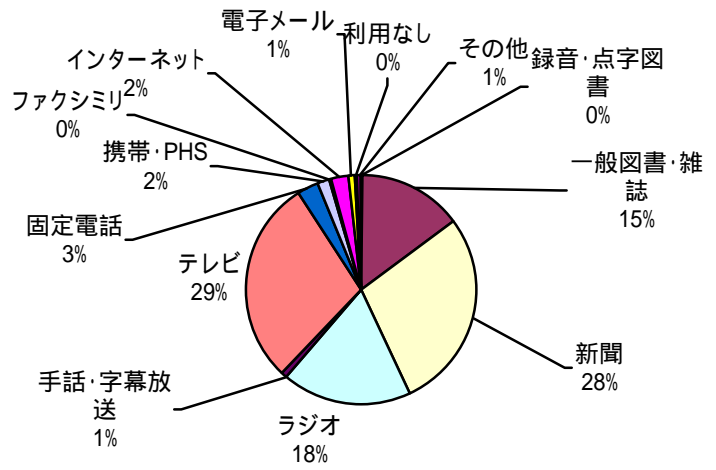
聴覚障害者

録音・点字図書	0
一般図書・雑誌	7
新聞	10
ラジオ	2
手話・字幕放送	9
テレビ(一般放送)	9
固定電話	1
携帯電話・PHS	3
ファクシミリ	3
インターネット	1
電子メール	0
利用していない	0
その他	0



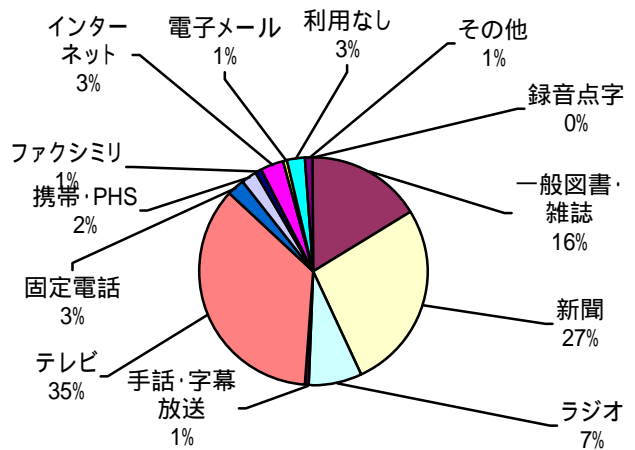
その他の身体障害者

録音・点字図書	1
一般図書・雑誌	58
新聞	111
ラジオ	71
手話・字幕放送	3
テレビ(一般放送)	114
固定電話	12
携帯電話・PHS	7
ファクシミリ	1
インターネット	9
電子メール	4
利用していない	1
その他	2



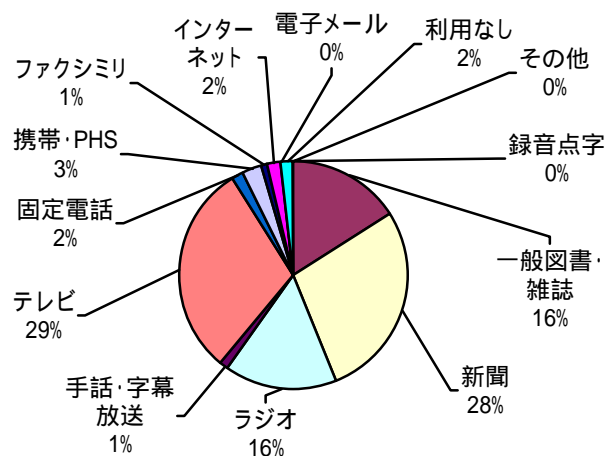
知的障害者

録音・点字図書	0
一般図書・雑誌	31
新聞	51
ラジオ	14
手話・字幕放送	1
テレビ(一般放送)	68
固定電話	5
携帯電話・PHS	4
ファクシミリ	2
インターネット	6
電子メール	1
利用していない	5
その他	2



精神障害者

録音・点字図書	0
一般図書・雑誌	18
新聞	31
ラジオ	18
手話・字幕放送	1
テレビ(一般放送)	34
固定電話	2
携帯電話・PHS	3
ファクシミリ	1
インターネット	2
電子メール	0
利用していない	3
その他	0



問4 現在あなた（障害者ご本人）は仕事をしていますか。

- 1 仕事はしていない 問5へ
 2 仕事をしている 次のアイウの質問にお答えください

問4

- ア 1週間に何日くらい仕事をしていますか
 1 5日以上 2 4日 3 3日
 4 2日 5 1日以下

問4ア

- イ 1日に何時間くらい仕事をしていますか
 1 6時間以上 2 4時間くらい
 3 2時間くらい 4 1時間以下

問4イ

- ウ ひと月の収入はどれくらいですか
 1 1万円未満 2 1万円～3万円未満
 3 3万円～5万円未満 4 5万円～7万円未満
 5 7万円～10万円未満 6 10万円～13万円未満
 7 13万円～15万円未満 8 15万円以上

問4ウ

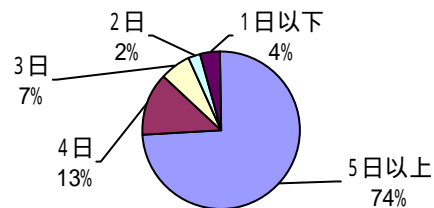
就職状況

仕事していない	132
仕事をしている	160
その他	20
合計	312

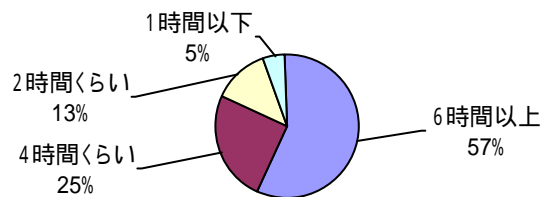


内容

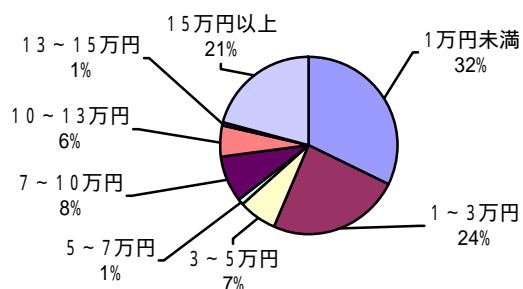
5日以上	124
4日	22
3日	11
2日	4
1日以下	7



6時間以上	95
4時間くらい	43
2時間くらい	22
1時間以下	9

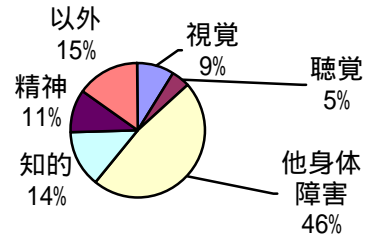


1万円未満	51
1～3万円	38
3～5万円	11
5～7万円	2
7～10万円	13
10～13万円	9
13～15万円	1
15万円以上	33



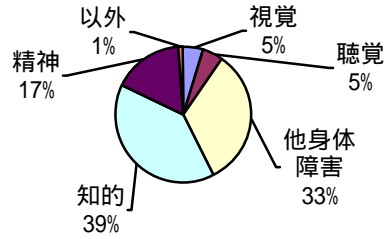
仕事をしていない方の障害別

視覚障害	12
聴覚障害	6
他身体障害	62
知的障害	18
精神障害	14
他	20



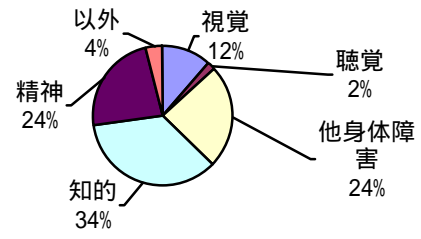
仕事をしている方の障害別

視覚障害	8
聴覚障害	8
他身体障害	52
知的障害	63
精神障害	27
他	2



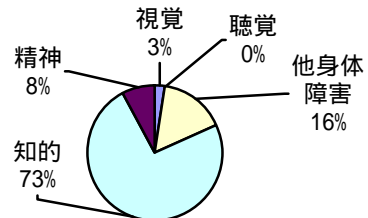
収入1万円未満の障害別

視覚障害	6
聴覚障害	1
他身体障害	12
知的障害	18
精神障害	12
他	2



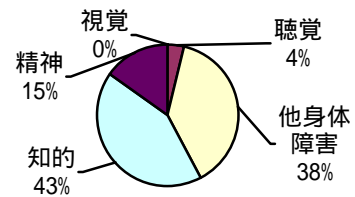
収入1～3万円の障害別

視覚障害	1
聴覚障害	0
他身体障害	6
知的障害	28
精神障害	3



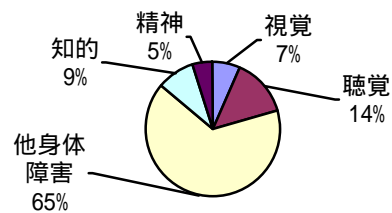
収入5～10万円の障害別

視覚障害	0
聴覚障害	1
他身体障害	10
知的障害	11
精神障害	4



収入10万円以上の障害別

視覚障害	3
聴覚障害	6
他身体障害	28
知的障害	4
精神障害	2



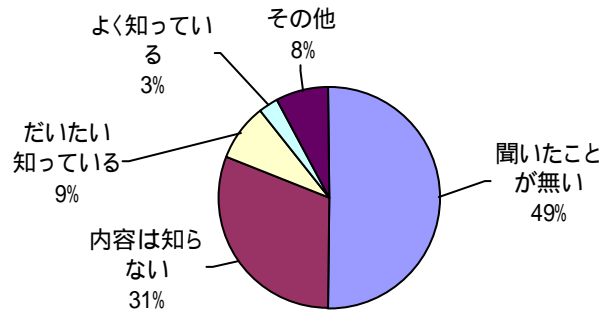
問6 平成15年度から支援費制度が開始されます。あなた（障害者ご本人又はご家族）は、この支援費制度についてどのくらい知っていますか。

- 1 聞いたことが無い 2 聞いたことはあるが内容は知らない
3 内容はだいたい知っている 4 良く知っている

問6

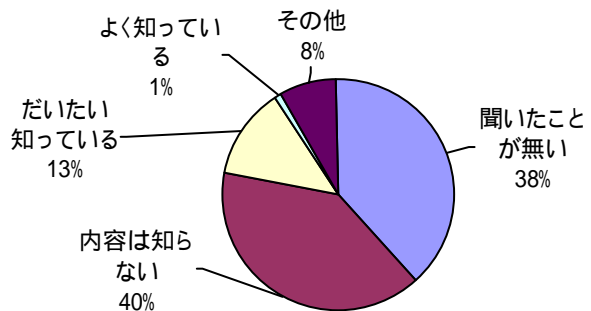
身体障害者

聞いたことが無い	91
聞いたことはあるが内容は知らない	56
内容はだいたい知っている	16
よく知っている	5
その他	14



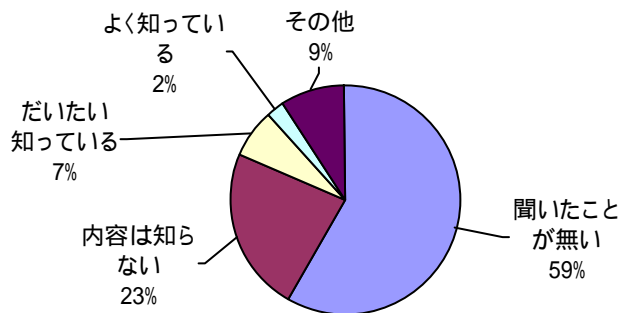
知的障害者

聞いたことが無い	33
聞いたことはあるが内容は知らない	34
内容はだいたい知っている	11
よく知っている	1
その他	7



精神障害者

聞いたことが無い	25
聞いたことはあるが内容は知らない	10
内容はだいたい知っている	3
よく知っている	1
その他	4



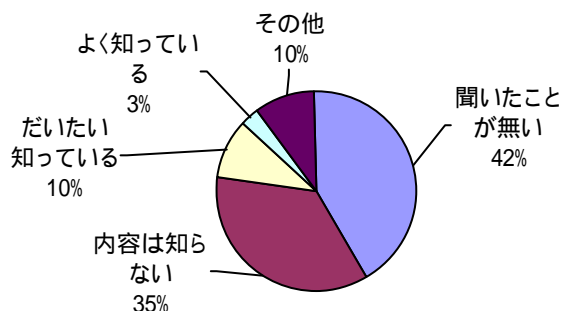
問7 障害者へのケアマネジメントについてご存知ですか。あなた（障害者ご本人又はご家族）はどのくらい知っていますか。

- 1 聞いたことが無い 2 聞いたことはあるが内容は知らない
3 内容はだいたい知っている 4 良く知っている

問7

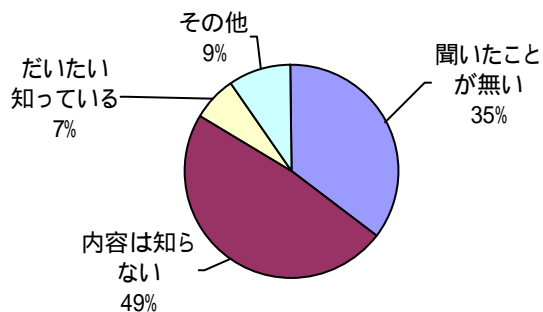
身体障害者

聞いたことが無い	76
聞いたことはあるが内容は知らない	64
内容はだいたい知っている	18
よく知っている	6
その他	18



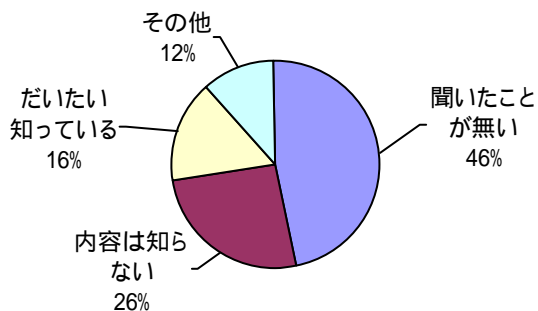
知的障害者

聞いたことが無い	30
聞いたことはあるが内容は知らない	41
内容はだいたい知っている	6
よく知っている	0
その他	8



精神障害者

聞いたことが無い	20
聞いたことはあるが内容は知らない	11
内容はだいたい知っている	7
よく知っている	0
その他	5



問5 あなたは(障害者ご本人又はご家族)障害者の就労についてどのように思いますか。ご意見を記入してください。

ご意見	主な障害区分
障害者も一人の社会人として、社会的な場面で仕事をすることは重要。自分のできることを生かすことが大事だが、そういう場が少なく又、能力をひき出してくれる訓練の場も少ない。	視覚
与えられた仕事の中で自分ができることがあればやりたい。	視覚
もっとつける仕事の巾を広げて欲しい。	視覚
とても助かります。	視覚
生きる勇気と希望を持つためにも働ける様であれば体と相談しつつ体を動かした方が良いと思います。	視覚
働くことは、生活の根本であり、自立感をもっと味わうことの出来る道だと思います。仕事を通して社会の一員として自分も社会に貢献していることを実感致します。障害者と言っても様々です。まず必ずしも営利に結びつかない仕事でも重度障害者の働ける場を一層確保していただきたいと思います。能力のあり、やる気のある障害者には、これからは専門的な知識と技術がなければ仕事にはつけれません。そこで大学や専門学校に行きたい希望者には経済面を含め、いろいろな面で援助していただきたい。さらに自立をめざして障害者が自宅で職場を開く場合、そのための新築・増築等に対しては、固定資産税を軽減し、また融資制度も確立してほしい。また、専門的知識と技術を身につけた障害者には、公共・民間問わず就労出来るよう大いに啓もうしてほしい。	視覚
自立することはよい事だとは思う。	視覚
働ける人は自分の障害に合わせて働けば良いと思う。	視覚
僕は出来ないが、いいことだと思います。	視覚
自立をする為にも就労は必要だと思います。	視覚

働くと言っても程度がある。	視覚
非常に大切な問題であり、自分の家族に障害者をもたなければどうでも良い事だった。様々な問題を考えると一番の弱者に対して社会の理解も必要だと感じる。	聴覚
仕事を探しに行きましたが、なかなか見つけませんが・・・。生活が苦しくなっています。	聴覚
障害者雇用進?法を知った。	聴覚
聴覚障害者のコミュニケーションの仕事に問題が難しいでしょう。	聴覚
社会的に自立する事が大事だと思う	聴覚
定年退職した。パート就労しようと思ったが状況が悪いのでなかなか就労出来ないそうです。	聴覚
少し位仕事をしてもらいたいと思うが余り無理をしない程度が良いだろう。しかし考え方は様々だろう。	聴覚
私は80歳近い高齢者ですので就労について意欲はありません。60歳以前の方達はそれぞれ希望する職に就き働き人生の価値を求めていると思います。健常者と共に働くことは問題が生ずるおそれがありますので、障害者のグループで働き得る職場を研究開発する必要を感じます。	聴覚
自分の意思で働くことができるのであれば就労させたいと思いますが、現在は興味を持った作業をさせるようにしています。	平衡
働きたくとも受け入れてくれる企業が少ないのではないのでしょうか。	音声
障害者とはいえ一日の賃金が低いと思います。	音声
働く体力がある人は幸せだと思います。	音声
大変よいことと思います。せっかちでなく温かく教え見守って。少しでも自立の心と地域や職場で自分に出来る事が見出せる様になればよいね、と思います。	音声
親と致しましては、外にでるとい事が規則正しい生活をおくれて友達やいろんな方に会えるという事で、本人が刺激を受けて楽しく生活出来ると思っております。又、いろんな障害がある方には器具とかテーブルとか改善出来るところはしてあげて、少しでも本人がやりやすいように改善してあげられて、楽しくお仕事を出来るという事が本人の能力をのばす事だと思います。	上肢
現実的には大変厳しいと思う。パソコンを使用した仕事が増えれば在宅勤務の可能性も増すだろう。	上肢
就労の機会が少ない。企業の社会的責任を果たして欲しい。	上肢
もっと働ける様にして欲しい。	上肢
施設入居中で作業をして小遣い程度のお金をもらっているが、もっと幅広く仕事があってその人の能力にあったものがあればいいと思う。	上肢
仕事があればやりたい。	上肢
働くことは良いことです。仕事があれば働きたいです。	上肢
5年前に定年退職し、今は年金生活してます。障害者でも本人のやる気と職場の少しの理解があれば充分に働くことは出来ます。会社側の障害のあるものを雇う勇気が必要です。働きかけて下さい。	上肢
可能であれば就労の機会を与えられるべきで有り、その様な社会環境であり度いが、現国情?	上肢
自分が働くことになったら、つらいと思う。(片手がきかないため)	上肢
出来れば体を動かして居たいと思います。	上肢
賃金が低すぎると思います。	下肢
働く場所が少ないと思う。	下肢
55才で定年退職しました。これからは福祉関係で通勤時間がかからない所で働きたいと思っています。	下肢
必要なことだと思います。	下肢
出来る事があれば良いと思います。	下肢
何でもその意志と能力を有する者、全てにその機会が与えられること。	下肢
逆境にめげず、一生懸命働くと思われたい。	下肢
障害の程度においては、健常者と同等の頭脳、働きをする人については収入も同程度にすべきだと思う。	下肢
毎日が仕事が出来て楽しいです。	下肢
障害者の能力を良く把握して体調に合った就労を考えるべきだと思います。	下肢
健常者とくらべて、一般的に能力が劣っているのは確かなことで、一般就労が難しいのは現状では当然。だから行政の力を待つこと大である。	体幹
市や社会が理解を示してほしいです。就労出来る人が多くいます。	体幹
リハビリを兼ねた生きがい	体幹
出来得る限り就業が望ましい。	体幹
良い事と思っています。	心臓
積極的に行くべき	心臓
働ける場所があれば、どんどん外へ出られれば本人の為にも良い事だと思っています。私も以前は外見は何もありませんので多分周りの人には分からずに動かして頂いて居り、そんな会社に感謝して居ります。(一部の方だけ承知してくれて居りました)体力的に限界が来たと思ひ辞めました。本当にありがたい事だと思っています。	心臓
良い事だと思う。	心臓
本人の為にも良い事だと思う。	心臓
障害者でも出来る仕事があれば就労したほうが良いと思います。	心臓
会社は障害者を使用すると補助金が出るということで大事に使われている。ムリをしないで出来るだけ協力し働きたい。	心臓
出来得る限り就労する様、勤める方が良い。自分の収入も増え社会が尚楽しくなる。	心臓
働く意欲があり、不屈の精神があるなら、どんどん働けばよい。又社会もそれを認める気持ちが大切だと思う。	心臓
受入態勢が整ってれば、大変良い事だと思います。	心臓
出来る範囲内での就労は出来たら精神面・経済面共に潤うと思う。	呼吸器

ケースに依り一概に言えない。	呼吸器
自分の障害を認めて就労されても賃上げその他待遇改善の時は、健康者、仲間その他に随分気を使いました。	呼吸器
良い事と思います。	呼吸器
理解有る職場でできる限りの仕事をさせて下さい。	呼吸器
健常者でも難しい就労ですが、障害者であっても個々の能力に合った就労は必ずあるはず。ほんの小さな仕事であっても毎日、通える場所があるという生きがいは与えて欲しい。	知的
就労先のお昼代にもならない。収入に障害者の世界を改めて思い知らせられた思いでいます	知的
障害者であっても、できるだけできる仕事をした方がよいと思う。どんな事でも他の人とふれ合う機会、時を持って、社会参加をした方が、家族にとっても幸せだと思う。	知的
知的障害のみられる場合は、一般就労は大変難しいと思いますし、作業所に入所さえも厳しくなっていますね。数年後、我が子が在宅になる姿を想像するととても心配です。	知的
「働く」という定義が難しいですが・・・在宅ではなく何らかの作業をしてそれで賃金を得る。我子の場合は生活の為には程遠く、本人の喜びのためです。お給料日を楽しみにそれで自分の好きな事に使う位ですが、それでも喜びは大きい。	知的
ありがたいことです。	知的
ちゃんとした職業につけなく残念に思います。	知的
なかなか就職できません。	知的
一般的に働く場が少なすぎます。まだまだ自宅で待機している人が多いのでは？	知的
家族として・・・軽い障害の人ほどかえって就労がむずかしいと思う。いろいろな形の作業所があったらよいと思う。	知的
指導員の方や、作業所の責任者ですら、障害者1人1人の個性の違いを判ってなく、理解してもらえず、時間がかかりました。	知的
周囲の理解を得ながら社会に参加することは大変重要です。	知的
障害者の働ける場所がもっと沢山ほしい。	知的
生活のリズム(サイクル)が整って良いです。	知的
不景気の為、仕事(現在)作業所でお世話になっていますが、仕事が減っているようで少々不安を感じます。	知的
一般健常者に比べて経済効率が低いので一人一人がそれぞれ頑張っているにもかかわらず低賃金だと思います。	知的
障害に合った仕事につくことが大切だと思います。中小企業がもう少し障害者の就労のわくを広げてくれると良いと思います。	知的
大人として給料がもらえるようにしてほしい。作業所に通所しているが3000円前後は給料とはいえない。	知的
無能力のため就労できません。	知的
景気によって左右され易いと思います。国・県がもっと力を入れて企業側をお願いしてほしいと思う。	知的
3年前に肺炎にかかり全快後は職場の理解を得て毎日半日勤務されて頂いています。仕事をすることにいきがいを感している様です。職場の交流。	知的
きびしい	知的
よく知りません。	知的
障害者本人が好きな仕事の内容が選択出来、良き指導者の元で働けたらいいと思います。	知的
その人なり障害を持つ方の働く場所が多くある社会になってもらいたいと思います。	知的
まだまだ、いじめがあります。目が届かないのかもしれませんがこれだけはやめさせたいものです。	知的
一人一人あった仕事につけると良い。	知的
仕事をして収入を得る事は生きる喜びなので、子供が大きくなったら安定した仕事(福祉就労でも)について欲しい。	知的
障害者といっても障害の種類、程度は様々ですが、その人に見合った仕事をどんな重度な人でも出来るように環境を整えたいと思います。	知的
働く事の意味や大勢の方々と日々を接する場としても大切な事だと思います。	知的
必要とされている喜びつまり生甲斐の為に就労は(半日でも)必要です。絶対に在宅にははいけません。	知的
不景気で就労先をみつけるのが大変難しそうで不安です。	知的
現在不況でレストランや就職難のなかで施設で仕事出来る事で関係に感謝しています。	知的
現在作業所に通っていますが、自分に合った、行きたい作業所を自由に選べるとよいと思います。	知的
精神障害者の作業所でメンバーとして昼食作りの手伝いと内職をやっているのが就労とは言えないが満足感はあると思います。短時間でもよいから安心出来る職場が欲しいと思います。	知的
働く事で給料をいただき、それで好きな物を買う喜びを本人が知っているのが働くはげみになる自活に向けて。	知的
働けることは幸福なことです。社会の中でいろんな事を学んでほしい。	知的
毎日安心して通える場があり、生活のリズムを保つことが出来ることが重要で必要なことと思います。	知的
出来る事はやった方がよい。	知的
土曜日を休日にして貰いたい。日曜日だけの休日でするので疲れる様です。	知的
福祉作業所へ行っているのですが、心身の具合が悪く2ヶ月近く休んでいます。その人の生きがいのためにも、仕事を(出来る仕事)した方が良いと思っています。	知的
地域で就労できる所はないので、作業所に通所している。これから地域福祉の充実がのぞまれているので、行政と地域のより以上の理解と協力、支援が望まれる。	知的
就労について前にした事がありますが、体の調子等で何かとむずかしく、今は働いていず、家の掃除その他いろいろやっています。	知的
就労どうこうよりも、そこに行く過程で一貫した訓練などが必要で、就労の幅も広がると思う。	知的
障害者も就労すべきだと考えます。	精神

頭をそれほど使わない仕事ならできる。	精神
しょうがないと思う。	精神
まあまあ	精神
精神障害者でもいろんな仕事につけること。	精神
早く治して働きたい。	精神
精神障害の場合、デイケア、作業所等の仲間の支えを得つつ、地域に根づいた仕事をしたい方がうまくいくと思う。	精神
もっと働ける場所を作ってほしいです。	精神
友達がいないので友達がほしいです。	精神
生きる力になるので、誰にとっても意欲があればの場合にかぎるが、必要不可欠な要素だと思う。	精神
健常者と同じように接してほしい。	精神
作業所希望とすまい。	精神
人それぞれなので、色々な型の仕事を作っていただきたい。	精神
内職の手当が遅れる。	精神
頑張って一生懸命する事。	精神
働く場所が全くない！給料が安い。こき使われている気がする。	精神
就労はむずかしい。	精神
就労場所、機会を増やしてほしい。	精神
良いほうです。	精神
障害者に対する正しい理解と、協力が得られれば、ぜひ働きたいと考えています。本人のやる気（障害の内容）仕事、ぴったり合えば、大きな生きがいにつながると思います。	精神
長い時間の仕事が出来ない。あきっぽい。	精神
その人に適切な仕事があれば賛成致します。	精神
理解して欲しい。	精神
1日4、5時間あった方がよい。	精神
就労も大切ですが、その準備としての授業所を作って下さい。家から出られない人が多くいます。	精神
大いに賛成です。時給もある程度高いと本人も仕事をする気が増す。（常時は無理と思うが）	精神
当事者の障害に応じて就労を切に望む。しかし精神障害の場合は非常に施設が少ないと、周囲の無理解、偏見と重なり、苦しい思いをしているのが現状です。仕事を持つ事により、わずかな収入がある事は本人の自信につながり生きる目的が出来る。	精神
病気（精神）の知識と理解をもって働ける能力を支援して頂きたいと思います。	精神
人は人の為に成る為に活かされている。	精神
大いに結構ですが。	精神
みんな元気ではたらくように	
就労する事は、生活習慣を維持し、世間を把握する上で、良い刺激に成っている様で必要な事です。しかしながら担当者に傷つく言葉を言われ、会社に行くのが嫌に成るケースが多々生ずるので、次の日に残らない様な人事管理を望む。	
無理をしない程度ならやった方がいいし。	
なかなか自分に合った所がない	
一日、何もしないで過ごすより働いていた方が気がまぎれるし、いいと思う。	
出来るかぎり就労すべき	
障害者も普通の人間です。その人に応じて働きたいのは当然だと思います。このような質問は非常に遅れている福祉の表われと思います。	
生活のリズムを作るため。	
大変きびしいと思う。	
自分が出来る範囲の仕事があればやりたい。	
大切な物	
大変だと思う	
単純作業でも受け入れてもらえる所が欲しい。	
出来る仕事内容であればやりたい。	
職場の理解と思いやりが必要。	
軽度の障害者が企業に就労できればよい。	
働く事はいいことだと思います。	

問 8 人間市の障害者福祉について、何かお気づきの点がありましたら記入をお願いします。（例：災害・緊急時に不安な点、外出時に不便な点など）

ご意見	主な障害区分
何時もお世話になっています。厳しい財政状況の中 無理とは存じますが扇台福祉作業所に通所生用送迎車両があれば高齢の親は非常に助かると思っておりますが、特に雨天の時は・・・御検討の程、お願い申し上げます。	視覚
ガイド、1泊くらいまで認めて欲しい。所沢福祉タクシー、入口まで案内128枚。事務処理。	視覚
これから勉強していきたいと思っています。今までの感想としては	視覚

1、作業所を見学した時、雰囲気暗くて、娘を入所させたくないと思っただけです。 2、身近に精神障害者がいますが、病院入院が1ヶ月以上になった時は（その月は）家賃がでないという話をききました。又、戻ってくるわけですから、おかしいと思います。改善していただきたいです。 3、ある人がグループホームの件で市役所の人と話した時、高飛車な態度で拒否されたそうです。市の職員は、市民のために雇用されているのですから、いつでも市民の立場で、分かりやすく説明するべきではないでしょうか？ 4、狭山市と共催の障害者のお祭りの時、狭山市は障害者の送迎サービスを市が行なったが、入間市は行なわれていないという話を聞いて、狭山市に比べて入間は、障害者福祉に対する考え方が少しおくれるのかな、という感想をもちました。	
駅前プラザから彩森公園に渡る横断歩道に信号がない為、散歩の時等に大変危ない思いをしています。手押しの信号あるいは、横断旗を設置して頂きたくお願いいたします。	視覚
国道、県道等に音声誘導設備がない為、設置してほしい。ガードレールがないので設置を望みます。緊急時に即、対応してもらえる手がほしい。扇町屋通りの歩道の整備・拡充。	視覚
今は施設に入所して特に不便な点はないが実生活になった場合、土・日曜日、祝日のサービスがないため、不便だと思う。	視覚
私は、ぜひ聞いて頂きたいことがあります。それは、市役所からの通知や税金、あるいは料金について視覚障害者家庭には点字でお願いしたいのです。障害福祉課それに高齢者福祉課のあんま、組合関係については、職員のお骨折りにより点字でできるようになったのですが、国民健康保険税、固定資産税、水道料金等点字では来ません。世帯主である私はおかねに関係したことになるため、かやの外になってしまいます。もっとも重要なおかねに関係することですから責任をもって世帯主自ら納得したいのです。点字に直すとすれば職員の中には点字を使える人は、いないわけですからこのてんは課題であり、部外の人をお願いすることになり当然プライバシーの問題が出る訳ですから、このてんは、説明と同意が必要で希望者にと、ということになるでしょう。しかし、NTTや東京電力では、点字で請求書や領収書が来ますのでこのてん大いに参考にしてほしい。	視覚
自宅に来て歩行訓練とか点字、家事一般をして欲しい。通所入所は家庭の事情でなかなか出来ない場合があります。緊急時にガイドヘルパーの派遣を是非考えて下さい！私たちも自立を目指して頑張りますので制度の充実を是非お願いします。強く希望します。	視覚
大震災 表へ行っても面倒を見てもらえない 表へ出れない。	視覚
朝のゴミ出しの方法について、各自の家庭まで個別収集をしてもらいたい。	視覚
録音の図書をもっと増やしてほしい。	視覚
福祉課の方々には日頃お世話様になり、そのつご相談やら適切なアドバイスなど頂き本当に有難く思っています。お仕事の内容から他の課と違ったご苦労があまりに成ると思いますが、其後共よろしくお願い致します。災害・緊急時などは現在の所、家内が元気で居りますので、世話に成って居りますので心配いりません。	視覚
1、施設の安全対策はどうか？（老人が多いので逃場の措置を考えた方が良い。）2、何でも新制度を作る場合必ずといって言い位反対意見があると思うがこれにくじけず、頑張って欲しい。常に改善を望む。	聴覚
警察、消防の緊急時にボタン一つで家との連絡が出来るようにしてほしい。	聴覚
災害が起こった場合、緊急連絡法が、一番心配です。いい方法は消防署や市役所当局や地区自治会などから緊急ボタンを押して自宅のランプ（赤色）知らせを受けたら、近所の人に避難場所へ誘導させてほしい。	聴覚
至れり尽くせりの十二分のご配慮を賜り表心より深く感謝致しています。戦前の時代のことを偲びますと、極楽の世の中とします。	聴覚
入間市の福祉は大変充実していると思いますが、やはり役所仕事的な所が目立ちます。個人的な事で申し訳ありませんが、聴覚障害にて、補聴器の電池を支給して頂いております。しかし、今後の児童の状態や難聴の進行状況を判断して、医師と相談やインターネットにて海外の情報収集にて、人工内耳を決定しました。手術後に人工内耳用の電池が支給されない事を知りました。事前に調べていても恐らく手術を決定したでしょう。それは、金銭よりも将来に希望を持つ事が大切だから。そこで富士見市の例を挙げると、同じ状況で、補聴器から人工内耳に変える育成医療の手続きをする際にすべてを知った職員は、このままの補助内容で続けましょと言ってくれ、電池も人工内耳用を支給されているそうです。判断は市町村の担当者レベルで決定できると聞いています。もちろん決済は県レベルですが・・・もう少し、新しい事に対して真剣に前向きに願いたい。自治体がフォローしてくれなければ、どこに頼ればいいのかわからなくなります。それに限った事だけではなく臨機応変にお願いしたい。宜しくお願いします。	聴覚
他人（他の職員）がジロジロ見ないで欲しい。	聴覚
私達（親）が60歳を過ぎてはまだ、体が動かさずので面倒を見ることが出来ますが、この5年後10年後の事を考えると不安になります。私達が亡くなっても幸せな生活ができるような環境があると安心できます。	平衡
入間市の障害者福祉はとても気配りのある福祉だと思います。とても感謝しております。	音声
ていーろーどを利用したいのですが、バス停までが遠いので路線バスのようにバス停が近くにあればいいと思います。	音声
介護する人が高齢のため、とても不安です。	音声
外出について、介護人の派遣制度があるが介護人（まかせられる）がなかなかいない。必要な時にすぐにもお願いしても相手にも都合があつて難しい。親も年を取り家で介護も大変になって来ましたが親が病気になる時、どこに頼めばいいのか具体的なことが分からない。	音声
手続きが遅い	音声
常々災害や緊急時に私達は何か出来る、又どうするでしょうねと考える事があります。私は外出時は電動自転車です。妻は足の関係でタクシーを利用しています。近くに一寸した店があり買物出来ればと思います。私は家に居てもじっとしている事がきらいで、草とり、植木の手入れ、澆材で何でも作る事が好きです。あとになりましたが昨年35周年記念で大相対招待に預かり大変うれしくございました。目近に見る力士達、それ以来テレビ見ても身近に、面白く4時になれば家に入って見えています。それにしても酸素ボンベを利用している人の多いのでびっくり致しました。何かとお世話になっていましてありがとうございます。（おーい日本埼玉）を見そ	音声

ひれて残念でした。人間市の益々発展を祈っています。	
子供の成長と共に親の高齢化が進み介護が年々厳しくなっています。外出時は介護人派遣制度のおかげで病院への通院等助かっていますが、自宅内の移動、特にお風呂はそろそろ限界がきています。介護する親にも、腰、ひざ、肩等に故障があり、体をだましながら様子をみながらの状態です。ケアマネジメントについてお話（内容）をうかがいたいと思います。	上肢
1、市内の駅すべてを早急にバリアフリー化してほしい。（稲荷山公園、仏子、元加治、金子）2、学校のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が遅れている。3、東京都と比べると社会手当がブアーであるように、県との連携が悪いと思う。近隣のレベルの高くない市町村と比べて満足するのではなく、もっと高次元の福祉先進市町村として人間市が注目を浴びるくらいの積極的な福祉行政推進に期待したい。	上肢
介護保険も支援費制度が始まるにしても、どこでどんなサービスをしているのかなどの情報を知りたくても、実際には無いし、わからないのが現状です。又、施設の内容、質なども実際体験してみないとわからない事もある。この制度自体が不透明なところが多く、実際に使わなければ生活出来ない人にとって使い易い制度とはとても思えない。その辺をもう少しどうしていったら良いのかを協議して、人間市独自のものを作って行けないかと思う。又、介護保険が始まってから以前受けてたサービスを受けられなくなった人は、その部分はどのようにしているのか、又、どうしてもらったら良いのかなどの情報収集をして、介護から外れている部分を地域のボランティアを活用したり、今あちこちで行われている地域通貨の様なものを人間市でもやってみてはどうか？	上肢
緊急時に他の人達に迷惑がかかる事があるかもしれない。	上肢
交通について、坂道が多いので外出が大変。	上肢
今は元気なので不自由な事はあまりありませんが、そのうちどうなるかはわかりません。	上肢
市の福祉対策への対応処理は或る程度整えられているにしても、それを受け入れる障害者側の得る情報容量は少ないものと思われる。特に高齢障害者。しかも独り暮らしの者にとっては尚更である。折角の良き対策も宝の持ち腐れにならぬ様、マンツーマン式の情報提供及び障害者側の受け入れ方法は考えられぬものだろうか？市の担当者のマンパワーも限りあり、民生委員等の実効ある活動が希まれる。そんな気もする。	上肢
支援費制度が始まる前にぜひ、各団体ずつとか、説明していただければ幸いです。何回も聞かないとわからないという人もおりますので、ぜひお願い致します。本人が忘れていたりして、支援費制度の申請をしないまま、過ぎてしまわない様に、ぜひ忘れていない方には声をかけてあげてください。	上肢
私は手帳は頂いておりますが、現在手続きなどしておりません。まだ自分自身何でも出来る状態ですので、大変な事は少しありますが、別にこれと言って外出等は不便ではありません。	上肢
福祉課の人が施設に入ってから来ていないが、どうなっているのか（自分が福祉について知りたいことがあっても聞けない）一年に2回くらいは来て欲しい。電話をしても自分の言葉が聞きとりづらいいいか切られてしまったことがあった。自分も年をとっていくので、不安だ。	上肢
車椅子で自由に働ける場所が少ない（ほとんど無い）。歩道と車道の区別が無く道幅もせまい。	上肢
緊急時（災害）については、不安はない。高速道路のチケットがもっと欲しい。	下肢
作業所の建物が老朽化している為（トイレも仮設）設備を整えてほしいです。	下肢
仕事に行く時にていーろーど（市内循環バス）を使用したいのですが朝の時間帯が遅いので利用出来ません。北コースの市役所発を7：30にして下さい。月曜日を休まないで1週間通して運行して下さい。公共施設が休みでもバスだけは行ってください。	下肢
市の障害者に対する福祉面で努力されていることには感謝しておりますが、障害者自身が前向きに考えて或る程度は色々な面で努力すべきかと思えます。	下肢
私の障害が比較的軽いせいもあるが、普段福祉について気にとめることもなく過ごして来ている。そんなこともあってか、上記の設問の6・7については全く知りませんでした。又、昭和47年に転入届を出して以来、市の福祉課などからのアクセスは今回が最初です。	下肢
第一種身体障害、2級交通障害による両下肢機能の著しい障害。	下肢
人間市に限ってではありませんが、現在車椅子を使用しており、外出時には電車を利用することが多いのですが、最近になってエレベーターを設置されている駅も増えてきていますが、まだまだ不便な場所も多く、エレベーターがある駅を選んで外出せざるを得ない状況です。駅員の方の助けをかりることも出来ますが、その都度、頭を下げるのは・・・？と思います。歩道等も段差のある所がまだ多いようにも思います。少しの段差でも大変です。人間市駅の外のエレベーター、朝はもう少し早く使用出来るようにして欲しいです。	下肢
人間市の障害者福祉関係で何かお手伝いが出来れば協力したい。	下肢
人間市駅までの市営バスの本数を増設してほしいと思います。	下肢
人間市駅前、仏子駅前等に障害者乗降専用の場所を確保していただければありがたい。	下肢
本当に何のコミニテもなく、事にまで至りました。役所も、機械的な返事ばかりで、役に立った事はありませんでした。金銭的なものにすぎただけでなく、もっと健全者に劣らない生き方を指導してもらいたいです。知る限りでは、障害者は甘えてばかりいるようです。	下肢
老人ホームがないのが一番心配です。	下肢
1、人間市障害福祉課窓口の態度が悪すぎる！・・・窓口に来客があっても職員でおしゃべりを続けている。投げやりな態度。税金で生活しているという自覚がないのか？2、医療費公費負担を受けている（自己負担金）が社会保険の場合、病院等窓口でお金を払い市役所で申請しなければならない。障害者は自分で動くのもたいへんだし、役所の窓口迄出向かなければいけないのは辛い。神奈川県や宮城県、秋田県では社保・国保ともに役所でいちいち申請などしなくてもよい。秋田や神奈川でできることが何故人間（埼玉）でできないのか？怠慢ではないか？	体幹
身障福祉会の方々がよく働いてくれて有難い。	体幹
総合健康福祉センターができるようですが、交通手段が具体的に示されていないのでは、障害者にとって足は大切に・・・立派な建物施設も多くの人利用があつて生きるのではないですか？もっと声をかけるのも大切かと・・・デスクワークではだめ現場の声を・・・何事も。	体幹
いつもお世話になって居ります。行き届いた心使いを頂き有難く思っています。日中は一人なので何かあった時	心臓

はと思うことがあります。	
いつも私達の為に温かい心で接してくれる職員の方々に感謝して居ります。これからもよろしくお願い致します。	心臓
以前に住んで居りました地域(他県)では福祉課のかたや民生委員のかたから時々声をかけていただき“おかわりございませんか?”の一言がとても心強いものでした。人間に越して来てからは私は本当に障害者なのだろうか、忘れられているのだろうか、何かあったら大丈夫なのだろうかと不安になる時があります。今のところ安定していますので良いのですが・・・でもこの「アンケート調査」が来たことで少し安心したところです。	心臓
障害により、何の福祉及免税が得られるか、其の1人1人に明記した書類を年1回は配布して下さい。今は障害者が聞きにいかないと提示されない。又其の部門しか明らかにならない。	心臓
障害者福祉について、とても親切にして戴いています。とても有難く思っておりますが私の場合は今は心臓機能がおとろいて散歩するにも自分なりの歩きでないと息苦しくて暫らく休まないと歩き出せません。病院側からは人工弁を入れ替えるようにと言われて居ります。先生がおっしゃるには高齢の為施術に耐えられないと不安今は家族と相談中なのです。それと8年前交通事故で足の指を3本切断しております。どこへ行くのもタクシーを利用しないと出掛ける事が出来ません。福祉の方に電話でお伺いしましたら、1級2級以外には駄目とことわられました。なんの不自由のない人でも年齢が来れば戴いております。1枚も使わず捨ててしまう人も居ます。タクシー券を私などは少し出して戴きたいのです。本当に不自由してます。よろしくお願い致します。	心臓
障害者福祉に格別の生活支援をいただき誠にありがとうございます。今後とも充実した福祉をお願い申し上げます。	心臓
常時何かとお気づかい戴き感謝しています。埼玉県の該行政施策は、例えば東京都などの施策に比して全体的な懇一、統合されたものが何も見当たらず、各市町村まかせてであり、その点、後進県or発展途上県と言える。県として大いに他県の良策を検討し、逐次全県施策化することを望みたい。障害者のみならず、老人、幼児等を含めて、バリアフリー的施策を推進するに当って、一番ネックになっているのが、人権保護という大義のため、各地域(例えば集合住宅国地などの)のバリアフリー化が遅々として進んでいないのが現状である。	心臓
西武線を利用しますが、その際、駅員に手帳を提示し、説明しなくてはならないため、めんどです。	心臓
入間市の障害者福祉行政の充実、努力により、又医療の発達により私の場合は高齢ではあるが、今の所生活に或る程度の制約はあるが、健常者に近い生活が、出来ている事を感謝しながら日々を送って居ります。これからは年を重ねて参りますと、又色々とお世話になる事が多くなる事と存じます。宜しくお願い致します。	心臓
入間市障害福祉課の職員のかたはとても親切だと主人が話していました。もし1人で居る時に災害が起きた場合はどうすればよいか心配です。今は自分で有る程度の事が出来ますが寝たきりに成ったらどうしよう。介護保険とかいろいろの支援制度が有ると聞いていますがとにかく心配です。	心臓
普段体の調子が良い時は良いのですが、風邪をひきやすく治りにくく食事も作れず出前をとって掃除も出来ず買い物も行けず困る事が時々あります。そのような時手助けしてほしいのですが、定期的でないと無理といわれました。いつも体が動かないわけではないので、体の具合の悪い時だけ手伝ってもらえるようにぜひ改善お願い致します。	心臓
じん機能障害で週3回人工透析加療中です。独身です。もしもの時のアラームがないので手段がありません。不安です。	じん臓
外出には不便。	じん臓
都内は本人に負担をかけないように役所が直接払い込んでいるが、入間市はいちいち立て替えて払わなければいけない(一部負担金、薬代)。自宅で腰痛で動けなくなったりした場合、入間市の病院に電話してもベットが空きがないと言われ都内に入院するので差額ベット代の支払が大変です。(人工透析のため)	じん臓
現在特にありませんが、私は今年始めて手帳を交付されました。申請時、交付時、係の方の対応が非常に親切でした。老人ですので親切に対応していただくと感謝します。	呼吸器
今の所見当りません。他市の噂によれば当市は良い方との事。福祉課の方々も親切でたすかります。	呼吸器
私は肺性心(心肺機能低下24時酸素吸入患者)酸素の補給。外出時一人では歩行に自信ない。現在介護保険を通して身体介護、その他を頼っていますがヘルパーの方に酸素ポンベの取扱を指導してもらいたい。今、ヘルパーの方は学習してないのでできないとのことで自分でやっています。身体介護に入っていないのでしょうか。ポンベの重さ約5kg位あるのでとても大変です。	呼吸器
私、現在杖を使用して居りますが杖では歩行困難となりました。ウォーキングカー又車椅子を必要となりました。買い求める際は障害者補助を助けて頂きたいと思います。	免疫
1、障害者本人もその保護者も高齢化していくので、さきゆきについて非常に不安です。2、重病になったときの入院はどうするのか、一般病室に入院しての治療を受けることはむずかしい。個室の長期入院は経済的に困難です。3、特別養護老人ホームでの受入れは期待できないし、介護保険でのサービスにも不安を持っている。4、措置制度から契約制度へと福祉の大変革と言われているが、自己選択・自己決定(知的障害者の何%ができると思っているのか?)選択する社会資源はまったく乏しい、そのつけざらづくりが先決。5、知的障害者の自己決定と言っているが、そのFollow体制は誰がどうしようとしているのか不明確。6、障害者と言ってもそれぞれの障害によって事情がことなるので、きめのこまかい対応が必要であると考えている。	知的
1. 外出時帰りが予定より遅れた場合等に一人留守にして外出した場合非常に不安である。2. 現在作業所に電車で通所しているがその途中で勧誘セールス等に誘われ高い金額の物を買わせられた事があり定時刻に帰らないと不安である。	知的
1人で外出、出来ない為、買い物など不便である。	知的
いろいろありますが、一人になるべくしない様心がけています。	知的
グループホーム等寮母さんがいて身障者が生活出来る場が身近にあるといいですね。	知的
ていーろーどは(時間・場所・通勤もダメ)なんのために走っているのか・・・わからない!!	知的
意味がわかりません	知的
医療費の助成や、福祉手当等、なにかと援助いただきありがとうございます。今後共よろしくお願い致します。	知的
何かあった時にショートステイが安心してお願い出来る施設があると良い。親が年をとった時に、本人が一人残された時入所をお願い出来る施設がほしい。子供が小さい時は、お医者様の指導の他、療育相談が出来ましたが、それに似た様な、専門的な方が、保健所なりにいて、親はこれで良いのかわからない事を、お聞きしたり出来るが良い	知的

と思います。よく市報などとみると、病院にかかっている人は、ご遠慮したいと様々書かされているのですが、近くに時々相談に行かれたらと思います。障害も一つだけでなく、体が元気でなければ心も元気でなくなり困ってしまいます。一人一人皆違う状態なので、本人もつらいでしょうし、親しいの社会も大変です。理解もお願いします。	
家に居て家族の目が届く時や職場に居る時は職員が手助けして下さいますが、子供の移動時の災害の時は手のほどこしように無くなる不安があります。	知的
休日の過ごし方について悩んでおります。一人では何も出来ず、家にいられない為、つねに親子3人で外出して時間をつぶしております。体調の悪い時など大変です。	知的
緊急時にはいつでも預ってもらえるようにしてもらいたい。(お盆時など、ショートステイを断られた時があった)	知的
現在本人は自閉症的な障害なので行き場がなく、精神障害者の所へ通所している状態です。軽度の知的障害者が通える作業所が欲しいです。今の所でも良くしていただいています但し受け入れの範囲が広がるとありがたいです。自立ホームも多くして欲しいです。サポートする人々が仕事として成立出来るくらいの規模で考えて欲しいと思います。両親がいなくなった後の事を考えると本当に大変な事です。この地域(人間)で思い切ったモデルとなるようなものを考えて欲しいです。偏見から脱することをそんな生涯教育を考えて欲しいと思います。特に作業所+自立ホームを希望します。よろしくお願いします。	知的
阪神大震災を経験しましたが、ハンディをもつ人は普通の人でも不自由な避難所生活はかなり苦しいものがありました。いつもと違う状況でいつも以上に多動になる人やどうしても家から離れられず、こわれそうな家にいた痴呆のお年寄り・・・流動食しか食べられない身障の方・・・等。例えばそういう方には養護学校を開放するとか災害用の行政常備食に離乳食や流動食も用意するとか・・・。障害者用のトイレもかなり普及してきましたが更に・・・、成人した男の子と母親あるいは逆の異性の組み合わせだとこれは切実！ヘルパー制度をもっと知的障害の人に活用させて！平成15年からの制度移行についてパンフレット等で見ているがもう少しわかりやすく。また、障害によって配慮すべき点は異なるのだからこの様なアンケートやこれから支援費の本人請求書類等を作成する時は全部おなじではなく何種類か作ってほしい。視覚障害者やマヒのある人はもっと字や解答欄を大きくするとか、知的障害はあっても記入できる人もいるのだからルビをふるとかやさしい言葉にするとか・・・作成前に各団体に時間をかけて意見を聞くとかしてはいいか？大きい部分では人間のやさしさも感じますが肝心のところでつめが今一つ。	知的
作業所に通っている息子は言葉が出ません。親が近くにいなくて時に災害などに合った時のために、名前、TEL、子供の状態、連絡先等書いた共通のカードのようなものがあつたらよいと思います。	知的
作業所等が人間川北の地区にはなく、ほとんど福祉施設の所在が片寄っている。保護者が高齢化すると共に、歩いて通える施設の配置を重視して考えてもらいたい。	知的
市の施設を利用する場合、なかなか健康な方と同じ場所と同じ時間帯で使用するのは大変です。例えばベアレーのようなプール施設を1日(月に1回程度)でいいので開放してほしいです。サビオ等となりの狭山市にもありますが同時に使用しているの、元気な方がとなりのレーンで大きな水しぶきをあげると横波が来て足の悪い方など、こわくてと言う話を聞きました。一日ゆっくり使用できたらと言う話しも聞きました。実現できるとありがたいです。その時は是非利用させたいと思います。	知的
支援費制度、障害者ケアマネジメントについて、詳しく知らせて下さるとありがたいのですが、いるま広報、社協だよりなどにでも結構です。よろしくお願いします。	知的
私達個人が知らないことが多いと思いますが、ちゃんと教育を受けた人が障害者の家庭に来て下さり、一緒に(障害者と)食事を作ってくれたり、話しをしてくれたり、外出(買物)に付き合ってくれたり、私と夫が田舎の親戚の処へお見舞いに一年に一回でもいいから行けたり今、すっごく出来るといいと思います。とにかく、けっこう大変な毎日をすごしていますので・・・。	知的
障害が軽度と言うことで、援助もなく低賃金の状態で厚生年金、健保と差し引かれ近い将来介護保険料はどうなるんですか。せめて免除扱いにしてほしいと思っています。	知的
障害者が短期間(1~3日位)宿泊してもらえる施設はありますか。今は自分で何でも出来ますが、将来の事を考えますと、火事でも出さないか留守番させるのが不安です。	知的
親の会の行事には参加しているので詳しい情報は得ています。	知的
親子で安心して生活出来感謝しています。	知的
生活支援サービス事業「みんなのいえ」を利用して頂いています。市からの補助金増額などで登録当初(4年前)に比べればかなり利用しやすい金額となったことは感謝しています。しかし、利用したくてもまだ、経済的な面で登録できない知人がたくさんいるのも現実です。毎年の年会費だけでも払込む必要がない様に更に補助を増額等して頂けるとありがたいです。障害者の家族を持つと、人として当たり前に行えること(旅行する、友人と会うなど)が制限される場合が多く、生活支援事業に対するニーズは今後さらに高まるのが必至と思われます。「元気な人間」「生き生き人間」のキャッチフレーズどおり私たちが安心して暮らせる人間であってほしいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。	知的
精神の福祉がかなり遅れていると思う。障害もまざっているような人もいるので、表に出てこないこともあると思うが、いろいろな制度を公開していただきたいと思う。	知的
全くもって遅れていると思う。情報を提供しなすぎ。(一般の人でも、そういう情報を知っている地域ほど、いい市・町だと思う。)障害者にとって、あまり住み良い町ではない。障害者のいる家族は安心して(その人を置いて)外出できない。もっとレスパイト事業を増やして欲しい。(老人福祉だけでなく)	知的
他区や市などでは、市営の作業所や福祉施設等たくさんありますが、人間市はとて少ないと思います。又、障害者のためのガイドブックも無く、情報が得にくいところも気になります。	知的
他市では、障害者向けに各科の病院、専門外来などを中心に地域で利用できる様、パンフレットを配付しているところがあります。人間市ではどうでしょうか。その様なパンフがあるととても助かります。宜しくお願い致します。又、もっともっと障害者が働けるように様々な企業にはたらき掛けをお願いしたいです。	知的
知的障害の子供が学校を卒業し、働ける場(含作業所)が、定員いっぱい、これから卒業して行く人達の就労の	知的

場が無い。大人としてあたり前に生きて行く為にも、地域にグループホーム等があれば良いと思う。今の所、入間では話しを聞いた事が無い。	
東京都との境に住んで居りますので何時も用事は豊岡中心ですので、出かけるのに不便で困っております。運転ができないのでいーろーどを使っていますが一日に何本も出ないのでもう少し増やしていただきたいと思います。	知的
藤沢～宮寺線の県道は段差があり歩道も所々整備をして欲しいです。	知的
道路（歩きやすい歩道が欲しいです）。それ以前の問題としては、市民の思いやりの心が欲しいです。ケアの受けられる事がある時にはその情報がすみずみまで行き渡る様をお願いしたいです。一二度の提供では、忘れてしまう事も。繰り返しの提供をお願いします。	知的
入間市でも障害者のためのクラブを作ってほしいです。私のまわりの多くの方は、自分でプールのサークルを作ったり（狭山市）の方へ行きます。そしてバスケットは所沢方面、勉強会は（遊びも含）は秩父学園（所沢）と市内ではありません。障害者交流センターへは遠すぎて、毎週というわけには行きません。それとグループホームにショートステイが受けられる施設がほしいです。今はみんなの家がありますが、やはり何万円とかかかるとなると、利用できません。男の子が一番甘えられる女親に強く、反抗するようになり、手がつけられない状態になります。そんな時、ちょっと親から離れる時間が必要です。それがひどくなると本当に一緒に死んだ方が・・・と思うこともあります。難しいけど何十年先でも計画があってくれば・・・前進出来ると思います。	知的
福祉は遅れていると思います。これからどんどん養護学校などから卒業してくる人が多い中、社会へ巣立とうとする時、行き場が少なく、特に企業などへは、ほとんどが行けない（不況で一般の人でも難しい）状況の中、限られているのが現状だと思います。もう少し作業所を増やして子供達が、精神的にも安心して生活できるようにしてほしいと願っています。また入間市は施設も1つしかなく、将来的には、親としては不安です。自立するのが困難なので施設も考えてほしいと思います。	知的
歩道について。花みづき通りの様に新しく出来た歩道はとても利用し安い。最近改装された扇町屋通り等一部をのぞいては横断歩道を渡っても歩道との段差が有り車椅子では利用出来ない所や歩道の傾斜がひどく非常に危険な場所が多々有ります。其の場合是一時車道に出ますが大変不安を感じます。障害者も元気な入間にふさわしく行動出来る町にして下さい。	知的
本人をおいて外出が出来ない。安心して親が病気などで見る事、食事等の出来ない時あずける所がほしいです。	知的
両親が亡くなった時の生活が不安です。	知的
1人で生活出来るだけの年金がほしい。	精神
あまり親切ではなく頼りない。	精神
とても感謝している。	精神
近くの作業所に通えるようにして欲しい。近くに通える作業所がいろいろたくさんできるようになって欲しい。自分に合った作業をしたいから。	精神
作業所までの交通費が出る様にして欲しい。	精神
私は家族3人暮らしなのですが、もし、両親がいなくなった場合私が1人になった場合どうすればいいのか分からないのです。私が心配なのはこのことなのです。	精神
奨励金が15日通わないともらえないのが厳しい。	精神
障害にたいするいろいろと事業を取り組んでいただいてありがたく思います。家族が安心して暮らして行ける事をお願いします。作業所へ行ってもそれぞれが楽しめる場所もほしいです。新しい保健センターが完成したら、その1部屋を障害者のかたらしいの場所もあると良いと思います。入間市に住んでほんとうに良かったと思えるような福祉にたいする行事ケアサポート福祉課の皆さんにご協力宜しくお願い致します。	精神
親が60才をすぎていて、いつ何があってもおかしくない年齢なので、親がいなくなった後の不安があります。	精神
親なきあとの本人との相談相手になってほしい。	精神
精神の方は他の市より遅れていると思います。他の障害者は、精神科の事は良く知らないとの事です。精神科は障害になったのは新しいけど、形見の狭い思いです。他の障害者の行事場にも精神障害者の人も入れて下さい。	精神
精神障害者の立場から。今迄の市の障害課では精神障害者に対する意識があまり感じられませんでした。14年度から市への移行開始からは、とにかく“わかってくれる”職員の配置をして下さい。家族としては病人を持った時、とても大変な思いをします。そのような時は適切な対応で救われます。又、知識もない時、受けられる行政の制度等、積極的に教えていただきたい。入間市の場合精神障害者の自立訓練施設が少ないように思います。身近な地域で通所できる作業施設がほしいです。	精神
東京都などと比べると手当の額が少ない。	精神
病気のこと障害（特に精神）のことを学生の教育にもっと取り入れていただいて多くの人々が知識を身につけて下さるようになれば偏見もなくなり、病気の予防になり、世の中明るくなると思います。よろしく願い申し上げます。	精神
福祉ホーム（安心して永住できる場所）や支援センターを早急をお願いしたいと考えています。よろしく願いします。	精神
僕は精神障害があるが、入間市に限らず、精神障害者に対する福祉は他の障害に比べて大変遅れている。ケアマネジメントにしろ支援費制度にしろ精神障害者は福祉の対象からどちらかという軽視されているところがある。精神障害は目に見えない障害のため理解する事が難しいところがあり、理解できないのだから、脳、また精神を病む、そこに障害をもつという事は人間の生活の根本に関わる事で他の障害に比べて軽いという事は絶対にない。入間市の障害福祉は少し、その辺の所を軽視していると思う。もっとやる気を出してほしい。具体的には精神障害者が病気（障害）、経済状態、対人関係、将来の事、生活の事等、具体的に何に困っているのか個別に調査するなど（他の障害と一緒にではなく、アンケート調査でもいい）して欲しいと思う。	精神
入間市は福祉には積極的ではないという、うわさを聞いて不安に感じている。	精神
一人になった時にトイレの出入りが不安である。病気になった時、どのように対処したらいいのか分からない。	
外出を頻繁にしたい。1人で電車に乗りたい。デパートに行きたい。	
災害緊急時等で一時避難が必要な時、どの様にしたらよいか困ると思う。	

<p>社会復帰をする上で、一番の問題は就労支援をしてくれる施設がない事です。現存する作業所等では、スタッフ不足等でとてもそこ迄面倒をみられません。ぜひ「地域生活支援センター」を早急に設立し、障害者の就労支援の為、職能訓練、就職先斡旋、就労後のフォロー等を専門家に担当してもらいたい。5月28日NHK教育テレビ午後7時30分、ゆうゆう精神障害者の社会復帰で放映されてました、福岡県久留米市の生活支援センターのスタッフ活動の照会、千葉県の支援センター（パンプキンハウス）の活動等、大変心強く感じました。入間市にも支援センターの設立を切に望みます。</p>	
<p>車がないと出かけるのに大変なので困っています。以前のように自分で運転できる様になればいいと思っています。</p>	
<p>障害者になって始めて町の中はまだまだ段差、坂道があり、町の中のバリアーを少なくももっとも外に出て楽しくなるように。</p>	
<p>障害福祉と在宅介護とは別のものでしょうか。在宅介護を受けてる方で災害・緊急時の措置として消防署の方が見えて登録手続きを済ませた話を聞きましたが、その様な待遇を受けられますか。</p>	
<p>親が高齢になってくると急に具合が悪くなって面倒が見られなくなった時にどうしたらよいかと心配です。</p>	
<p>精神障害者が病院の休日や時間外に具合が悪くなった時に相談にのってくれたり、一時的に預ってくれる施設を作ってほしい。</p>	
<p>精神障害者に対する理解度が無い。支援体制も浅い。予算も少なく何もかもこれからと言う所ではないでしょうか？</p>	
<p>段差が多く、不便を感じる。道路を整備して欲しい。</p>	
<p>日本の福祉の遅れは嫌という程聞かされていますが、入間市はとても遅れていると思います。福祉行政にたずさわる人の質の向上を切に望みます。障害というものに特別な人間という気持ちで仕事をしているからでしょうか。長寿社会は誰もが障害を多かれ少なかれ持つ時代になると思います。日本の中で入間市と注目されるような障害者が安心できる街になってくれればと夢のようなことを思っている。これから新しい福祉の充実を切に望みます。この調査票について非常にわかりにくい。又この調査自体の意味がはっきりわかりかねます。</p>	

団体・法人用又は関係者個人用（C調査）アンケート結果

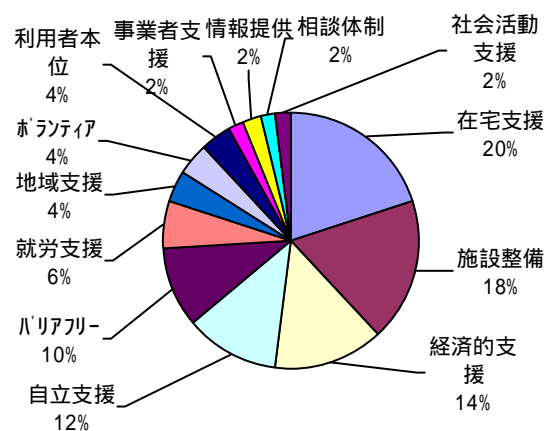
問1 障害者が日常生活を不自由なく営むために、必要と思われる制度等があれば具体的に記入してください。

番号	ご意見
1	グループホーム、援護寮、福祉工場
2	グループホーム、援護寮
3	現在我々が関わっている派遣制度はかなりの利用者の要望をカバーしていると思われるが、対象者全体から見ると利用者の割合が少ない。利用者にとって利用し易い、もっと気楽に使えるヘルパー制度のあり方を工夫する必要がある。
4	障害者の抱えている問題を把握し、利用する人が中心に考えられる制度が良いと思う。
5	経済的な保障。
6	障害者の自立生活への支援制度。東京都では日野市、八王子市などで行われている。障害者が一人でも安心して暮らせるようにしてほしい。
7	市報、社協だよりに多くの制度が載っていますが、それ等を障害者本人、家庭・周りの人達が仕組を理解し、有意義に利用できる様な方法があればよいと思います。自治会など小さな単位で、障害で困っている人達を把握し話し合う。
8	住宅保障制度・・・知的障害者のグループホームを保障する制度。
9	障害者に介護保険無料制度
10	環境や道具となるものを整える。
11	わが施設では園外買物、園外食事等を取り入れています（入居者の希望に答えて）施設外活動である為自己負担によるものです。年金等家族管理になっている人もいます。その為不自由している方がいるのも事実です。障害者の為の年金を自立の為に使えないというのは矛盾しています。自立選択し生活を楽しむ為には自由になるお金も必要です（年金は自己管理で）
12	障害者憩いの家。老人憩いの家が各地区にあるのに対して、障害者の方がつどう場所がありません。在宅の障害者の方に自宅以外の居場所の提供は必要と思います。
13	盲導犬や介護犬が店や電車、バスに自由に乗り降り出来る様に色々な許可書を背負って歩かなくて済む様な制度を早く通してあげて下さい。自由にどこでも出入り出来るようになることが第一だと思います。
14	生活支援のための充実したグループホームを市内数ヶ所に設ける。本人の経済状況により、ある程度の生活費の補助。
15	利用者と介助者又は介護者との1対1で取り組む事のできるような、日常生活介助又は介護。集団での1日の動き、流れの中では、利用者が職員を日常生活内で、時にひとりじめしてしまうことで、流れ（乱れ）や利用者間等の反発を生むことがある様に思われる。
16	障害者をもっと働けるような制度が必要だと思う。雇用者側に障害者が受け入れられるように社員や環境を整える。又、在宅や施設とうでも仕事が出来るように整える。会社、デパート、駅、道、すべての公（私）共の建物等が障害者も1人で使えるような設備を整える。（障害者用となっても障害者の立場になると、狭かったり傾斜がひどいことが多々ある）福祉用具や福祉タクシー等が一般のものに比べ高すぎ、又少ない。
17	金銭面での不安をなくせるような制度。自分の等級について相応の支援をして頂いているのか。
18	歩道に自転車置いてある。歩道に商品を陳列している。歩道を駐車場として使用している会社。（常駐と思われる。黒須薬局横の会社）歩道の整備等いろいろ考えて欲しい。
19	本人（障害者）をささえている家族が（例えば美容院へ行きたいというような）ちょっとした用事で手をかけられない時の為に、本人の近くで10名～3名のグループを作り、ささえる人の方の会、グループを作ってほしい。
20	家事に対しての支援制度（在宅の障害者の方へ）市からのホームヘルパーの方は、回数や時間に制限があり、一般のホームヘルパーの方に頼むと高額になってしまったことがあったため。
21	グループホーム、福祉ホーム、生活支援センター、ヘルパー制度、各種作業所、授産施設、福祉工場、給食サービス、安値で利用できる自動車のサービス（バス路線、回数やミニバスなどの工夫も含めて）障害者ひとりひとりのニーズに合うきめ細かいサービスができるコミュニティビジネスの制度。
22	生活をサポートするための支援はやはり人力です。有償ボランティア制度は如何でしょうか。その人のニーズに合った人の手が必要だと思います。
23	障害にあったPCを1人1台用意、無料貸出、無料アフターケア。
24	自立の支援、グループホーム、地域生活支援センター、ホームヘルプサービスでの利用費などを考慮していただける制度。
25	親と子が、家で生活が出来ることがベストなので、ボランティア（有償）の援助。
26	視覚障害者にとっては、パソコンがとても有効なのでパソコン講師派遣制度。
27	不自由のない自立した生活を営むには雇用してくれる企業への就職を斡旋する制度。
28	お風呂の介助。小学生でも高学年ともなりますと重くて大変です。年齢に関係なくリフトが使えるとか、少しでも介助の人が楽になるような制度があればと思います。
29	車椅子でも、一人でいきたい場所に行く場合など、環境的なもので、バリアフリー法は、もっと活用すべきだと思う。また車椅子を乗せた車が置ける駐車場のスペースや例えば駅のロータリーでの乗降スペースが

	ほしい。
30	バリアフリー、公共の施設をすべて（新旧）バリアフリーに。バリアフリー化している施設でも使い勝手が悪い所があるので改善を。
31	リハビリ施設、無料の公営施設等の開設。交通費・医療費等の削減。
32	現在、ある制度の充実が重要と思われる。例えば、知的障害者へのホームヘルプサービスや障害児・者生活サポート事業など。
33	困った時にすぐに相談にのり、力になってくれる人や組織があれば、不自由さは解消されると思う。そしてその組織を安価で利用できることが必要だと思う。
34	現在のサポート事業に対応している時間150hを制限なしにすること。TAXY券をもっと有効に使えるように工夫する。どんなに重い障害をもっている人でも、グループホームをたくさん作り1人1人の生活の保障を実現して欲しい。（人とお金があれば可能）
35	きめ細かく対応できるホームヘルプサービス。（その為の障害者にきちんと対応できる専門のホームヘルパー育成が急務）通学・通所・通院他、地域での活動等に対しての介助を伴う送迎サービス、あるいはそれにかかわる団体、事業所への助成。
36	地域ぐるみで障害者を見守って欲しい。
37	障害をもっている人が気軽に使え、低料金のもの。ホームヘルパー e t c .
38	生活上の不安や事故に対応できるバリアフリー構造や世話つきの住居

参考 キーワードによる分類

在宅支援（ホームヘルプ、生活サポート）	10
施設整備（グループホーム、援護寮、福祉ホームなど）	9
経済的支援	7
自立支援	6
バリアフリー	5
就労支援	3
地域支援	2
ボランティア	2
利用者本位	2
事業者支援	1
情報提供	1
相談体制	1
社会活動支援（補助犬など）	1



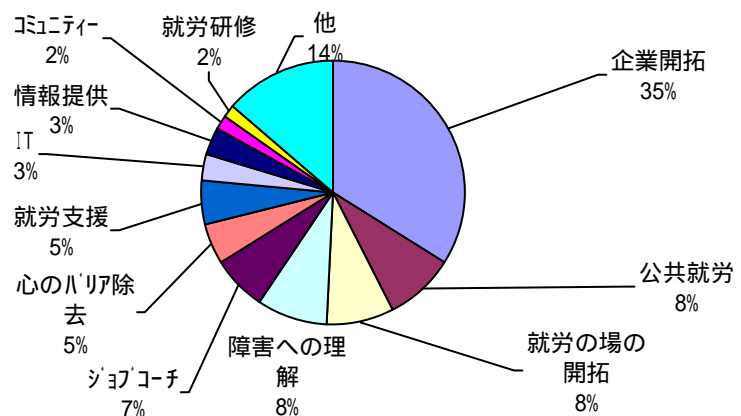
問2 障害者に対する就労支援について、どうすればよいとお考えですか。ご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	受け入れ先の開拓、技術の指導・教育
2	長期的なケアが必要
3	企業側、雇い主側、同僚の認識をかえないと、いくら支援しても、障害を持つ方が、見えない苦勞するだけだと思う。
4	個人の考え方もあるが、仕事に対する意欲によっても違うと思う。しかし、何もせずに日々を過ごして行くのはどうかと思う。
5	障害があっても働ける様積極的に受け入れる企業を増やしていただき、訓練をする。
6	あまり障害者の方が働いている姿を見かけない。民間の企業などでも、働ける場を増やすべきだと思う。
7	自治体やボランティアグループで受け入れる場所を多く設けて下さい。
8	一般企業の雇用率を上げるために、企業にもっと障害者の能力を理解してもらいたい。（インターンを活用するなど・・・）
9	企業に障害をもっと理解してもらい仕事を与えてもらいたい。
10	一般の職場でも障害者のための作業所でもできることはある。通勤しやすいよう支援してはどうか。
11	障害を持っている人達が社会に出て働いていくには事業主の理解が必要です。市役所その他公的な場でも障害者（働ける）の枠を広げるとい事も必要ではないでしょうか。
12	パソコン、IT教室の開催。障害者のIT教室は他市町村に出向いての参加が多い。ぜひとも人間市内の障害者の方は人間市で受講できるようにして欲しい。
13	何と言っても就労の場がなければ、どうにもならないので市が職場開拓し、働く場所を提供すること。（一例、市役所関係のパート的職員に採用）
14	協力団体、企業（地域に密着されている等）の参加を促し、相当のアピール、知名度も考慮し、生産職種（以外の）や小売り（販売のみ）農産物等の出店や簡単な管理方法で就労への意欲を増進させる。
15	障害によって出来る仕事内容や出来る時間等は違ってくる為、選択できる様に、様々な形や職種があると良い。（情報をもっと増やす）就労が出来るような施設や環境を整える。（障害者の立場に立って）
16	受け入れる企業の体制を強化し、共に働く人の理解や支援がとても必要だと思う。又障害者が伝えたい事などを言える場を作る。

17	障害者雇用のない会社も多いと思います。このような会社は、罰金はさる事ながら会社名公表も。もっともっと積極的に取り組んで欲しい。
18	単純な作業を10年もつづけ、さすがに仕事をやめたダウンの方を知っています。もう二度と仕事はみつかりません。健康な人でも仕事をかわる昨今、気分を変えたい時、仕事を交代出来るような助けも必要と思う。
19	一般企業への就労は困難なことが多いが、その仲介として、個々の障害に応じて一般企業で障害を克服して働ける工夫をする福祉の仕事をメディアを通じて知った方が、そのような支援を増やせていけたらよいと思う。
20	雇用する側、される側お互いに知識、認識不足と思うので、工夫し合う必要がある。公共の場でまず、試みて関心を起こすことも必要。障害者雇用に協力する企業に金銭だけでなく、営業面でも支援が求められる。福祉工場、各種授産施設開校、パートナー制度の育成。
21	残存能力を使って、その人に合った就労を考えるわけですから、いくつかの就労パターンをまず、検討したらいいと思います。
22	社会全体のバリアフリー、リスト（教育、心、人）社会、行政（減税）も積極的に受け入れる。技術を学ぶ機会、場所、サポートする人、受け入れ（出来たら自分達で作れたら）
23	例えばSOHOシステムなんかどうでしょう。働きたいという意志がある方に、パソコンの勉強の場を提供し家にいながら社会参加でき、仕事ができるように。
24	生活訓練施設、小規模作業所、工賃の保証があれば、障害年金を頼ることない生活が出来る。
25	障害者が何か身につけたいという気持ちを持つ様、小さい時から親の教育が必要ではないのでしょうか？成人してからべったり、施設まかせになっている人に働こうという気持ちがない様です。
26	障害になって働けないからといって生活保護を受け、朝から友達を招いて酒を飲んで・・・人もいれば、それ以上の障害でも片マヒでも働けるよう所があれば働いている人もいる。年1回位の訪問をして聞き取り調査等をしてほしい。働けるのに働かない人にはカットでもしてほしい。
27	（例えば）障害者の人が作った物を製品として、売る場合にこれは障害を持っている人の手に依って作られたものだからとの感覚で完成度が今一つの品物でもあえて売る様なことは、避けるべきだと思います。健常者と同レベルを追求することを支援することで就労に対してのよりよい理解が深まると思う。
28	視覚障害者にとっては、パソコンがとても有効なのでパソコン講師派遣制度。
29	福祉作業所へ仕事だしてくれるのはごく一部の企業。障害があっても一般の人と同じ仕事をこなす人は多勢いるので企業へのよびかけ。
30	働く場所をもっとふやしてほしい。
31	障害者を受け入れる会社を増やし、情報を公開する。どんな仕事内容か、給与、バリアフリーの有無等。
32	障害の度合いにより、公営の資格取得制度をつくと良いと思う。
33	（人間市の）市としてのバックアップ。広報等でのPR（市内企業と市民へ）。障害者の方々へ何かしら技術（パソコン等）を身につけていただいて実力をつけ、やる気と自信を持って仕事につなげられればよいと思う。
34	障害者を来ようとする為の企業への援助が必要。ジョブコーチをつける為のお金やその人材提供。社員の理解を促す為のアクションも必要。
35	ジョブコーチが必要だと思う。援助者が居れば就労できる、という人がたくさん居る。企業にとっても受け入れ易くなる。就労困難な方には、行き届いた援助がされる小さな作業所活動の場が必要。
36	障害を持った人たちに対し、必ず1人のジョブコーチがついて就労できるようなシステムを作ればトラブルも減り多数の人が就労できるはず。ジョブコーチは調整役と共に本人を十分理解する技術が必要です。
37	関係者等ばかりでなく、一般市民にも働く職場で、各人の段階を追って、労働とその人自身を援助できる人がつく、あるいは見守れる体制が作ればいい。
38	自分は以前働いていた所で知的障害者が3人働いていた。まわりも本人もとても良い関係が出来ていたと思う。障害者であっても健常者と共に働ける人は沢山いる。それを受け入れてくれる所がもっとあれば良いと思う。
39	もっと一般の企業が積極的に雇用をするべきだと思う。
40	障害者の人が働ける企業を増やす 作業所を増やす

参考 キーワードによる分類

企業開拓	20
公共就労	5
就労の場の開拓	5
障害への理解	5
ジョブコーチ	4
心のバリア除去	3
就労支援	3
IT	2
情報提供	2
コミュニティ	1
就労研修	1
他	8

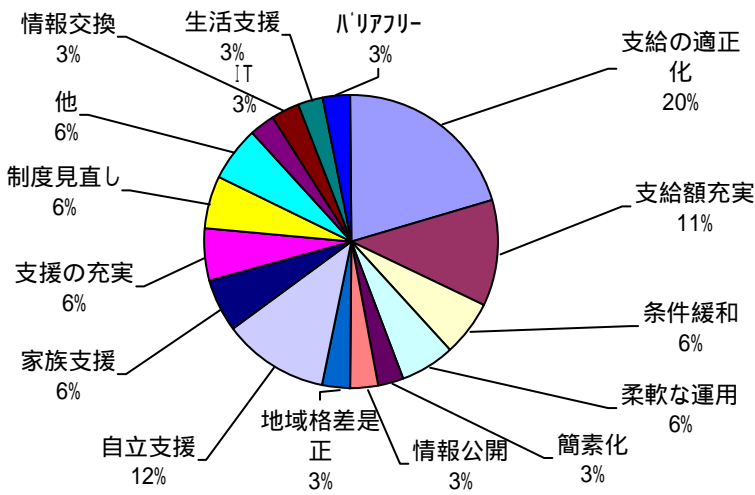


問3 障害者に対する各種助成について、今後どのようにすればよいとお考えですか。ご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	奨励金が通所15日以上の人に支給されているが日数を減らして欲しい。
2	奨励金の支給条件(15日以上通所)を緩和していただきたい。
3	色々な活動を行なっている様だが、障害区分をきちんと分けて、活動できるようにした方が良い。特に、知的障害、そして身体、その中に60才~の身障とさまざまいる様だが・・・。
4	「必要な人に必要な助成を」がどのように実現できるか難しいと思います。ケースワーカーの人数を増やし、キメ細かい対応をすることで、必要な助成ができるのではないのでしょうか。
5	助成を受ける事も必要だと思うが、自分で少しはどうかして行こうという考え方も必要なのでは。
6	必要性のあるものは型にはめるのではなく、新しいニーズに合わせて作り出して欲しい。
7	年金などは今のままでよいと思う。市として上乘せするサービスは増やしてよいと思う。
8	まだまだ日本は外国に比べ助成が少ない。外国に近づくように努力してほしい。
9	平成12年度に介護保険制度がスタートし高齢者(障害者)が各種の制度を利用しているわけですが、家族の都合によっても異なっている家庭もあると聞いています。スタートして2年が過ぎた今、見直す必要はないのでしょうか。身体介護、家事援助金の統一(どっちが高い安いでなく利用者にとって必要な援助を受ける為に)
10	障害者間の差を公平にする。「無料サービス、ボランティア、行政の助成など使えるものはすべて使って楽しく生き方が勝ちよ。他人に何を言われてもかまわない」と言いきって生活している方と、遠慮がちに「必要な部分だけサービスを受ける」と言っている方、又、助成やサービスを知らない方との間の差があります。平等、公平が必要です。
11	ヘルパーによる家事援助。保健婦による通院服薬等の確認及び指導。単身者の総合的生活支援。
12	自立へ向けての自らの意欲の評価を強化させ、それに伴う保障の幅を広げる。
13	各個人によって変わりが大変あると思うので、本当にその人に合った助成を行えているのかが必要だと思う。
14	家族の負担が、金銭、労力、共に軽減出来るようなはからいの推進をしてほしい。
15	地域差(たとえば東京都と埼玉県など)をなくして欲しいと思う。
16	障害者個々又は障害の種類によりニーズが違うので、分かりません。
17	当事者、家族、関係者の意見を吸い上げ、専門の委員会で検討結果を逐次公表、市民みんなの問題として解決するようにしたい。だれでも、いつでもどんな障害を負うかわからないのですから、市民皆が自分の問題として考える雰囲気を作りたい。(財政のためにも必要)
18	財団法人を立ち上げてそこからの助成を(その人に必要な金額とまではいなくても上限を決めて)考えたら如何でしょうか。
19	1人1人のニーズに合ったものを作ってあげられたら。
20	必要に応じて、各ボランティア団体に協力をたのみ、PCを通じて独立できるよう、又、市や福祉団体ともいつでもインターネットで連絡がとれるようにしておく。各自使いこなせるまで教える。障害の種類、程度により「100通りをひとつずつ、ひとつずつ」を相言葉にPC設定を各人に合ったつかいやすい物に。
21	就労先への障害の理解、能力開発事業を行う事業主に対する保証によって受け入れのばが広がる。
22	知的障害者を持つ家族への教育、指導。
23	1度認定すればいいというのではなく、年に1回位の聞き取りをして、身体がよくなれば打ち切るという位の態度で対応してもらいたい。
24	道路の段差をなくしてほしい。点字ブロックの所に車椅子がはさまってしまうと動きがとれなくなってしまう。
25	障害者の方々の多くの意見を聞き、今現在のニーズに応えるように、アンケートや話し合いの場を多く持つ。
26	障害者が社会復帰するように支援してあげれば良いと思う。
27	もっと簡単に利用できるものにすべき。手続きに手間と時間がかかったり、提供する側の認識不足でトラブルがあったりすることのない様に。
28	知的障害者を持っている方の援助には、何より“人(の手)”が必要だと思う。サポート事業の助成をもっと充実される様、望みます。
29	問1の件と同じ。障害を持った人がもっと働きやすく、普通の人と共に仕事ができるように人もお金も援助して欲しい。(問1の件:現在のサポート事業に対応している時間150hを制限なしにすること。TAXY券をもっと有効に使えるように工夫する。どんなに重い障害をもっている人でも、グループホームをたくさん作り1人1人の生活の保障を実現して欲しい。(人とお金があれば可能))
30	一例:障害を持っていると、登録されている人たちに、その為の予算があるからと、配り物をするような助成ではなく、真に必要な人にきちんと届く助成を。
31	現在の助成は150時間、家族は年間を通しての時間を考えながら使っている。しかし現実的に預けたくても預けられない程、時間数が少ない。家族への支援も考えもっと時間数は増やして欲しい。
32	障害者の方や家族の方の意見を聞き、受け入れられる様にする

参考 キーワードによる分類

支給の適正化	7
支給額充実	4
条件緩和	2
柔軟な運用	2
簡素化	1
情報公開	1
地域格差是正	1
自立支援	4
家族支援	2
支援の充実	2
制度見直し	2
他	2
IT	1
情報交換	1
生活支援	1
バリアフリー	1

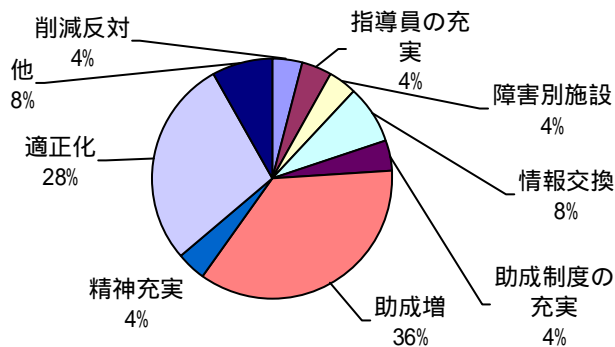


問4 障害者団体・法人に対する各種助成について、今後どのようにすればよいとお考えですか。ご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	職員の給与面で厳しいところがあるので、何等かの助成があれば有難い。
2	ただでさえ、団体行動がむずかしい知的障害の方を、身体それも60、70才の方たちと一緒に活動するのは無理があると思う。別々の施設を！
3	活動の内容を良く見当の上、必要のある事業にはご一考を。
4	NPO法人への税金免除のワクを増やしていけばよいと思う。
5	作業所の指導員6人に対して1人は少ない。
6	障害者が家に閉じこもらず外に出て行きやすい環境を作っていくには団体、施設でももっと枠を広げる事が必要になってきています。団体、施設に係らず障害者がもっと利用しやすいように受け入れる建物等を充実する必要もあります。その為の助成金の補助が必要です。
7	団体及び規模法人職員は劣悪な条件（低賃金等）で、公設施設職員以上の労働を課せられているので、せめて人並みの賃金保障、社会保険費等の補助、助成を強く願う。
8	施設運営をする上での年間補助の率を上げる。施設設立後の老朽化等も考え経年に見合う補助をする。設備機能の早期改善で更にオープンなイメージ作り、清潔さを保つ。
9	障害者団体、法人に対する各種助成に関しては、削られていく方向に向いていかない事を望む。
10	実状をオープンにして公正に行きわたるようにして下さい。3障害平等といわれても後発の精神障害関係は特におくれています。私たちの作業所も基礎となる建物をぜひ市から提供して頂きたいと願っています。また、スタッフが安心して働ける給料支給に要する助成も必要です。
11	今現在、NPOの活動が盛んになってきています。非営利組織が中心となって法人格を取得して助成をと思えます。営利を目的としますとどうしてもそれだけに固執しがちですので・・・。
12	必要な所に必要なだけ、正しく適切に。
13	職員のサポートによって障害者への理解が増す。
14	職員は、非常にきびしい仕事をやっております。労働時間の短縮、??出来る様、職員を増員する為の、法人への助成金のアップをお願いします。
15	団体、法人の助成金等の差をなくす。
16	公営の障害者の住宅を作ってほしい。もし、民間にかりるのでしたら、補助金を出してほしい。
17	各団体や法人との話し合い、アンケート等での意見集約を実施し、市や県、国との意見を交換する場を多くつくっていく。
18	現状を見極め、足りない分に関しては支援すれば良いと思う。
19	障害者の真のニーズに込えているかどうかを、きちんと見極めた上で助成をすべき。
20	大人数をまとめて援助する組織では、人が(その)人らしく生活できない。個別援助ができる組織、団体が生まれ易くなる様又、存在していられる様、助成(サポート事業の充実、家賃補助、人件費)して欲しい。
21	人件費の補助、家賃の補助を是非お願いします。車の利用がとて多いので車の寄附も是非お願いします。
22	いろいろなことを行うのに必要な分、助成してほしい。
23	話し合える機会を作る(障害者の方と一般の人が一緒に)

参考 キーワードによる分類

削減反対	1
指導員の充実	1
障害別施設	1
情報交換	2
助成制度の充実	1
助成増	9
精神充実	1
適正化	7
他	2



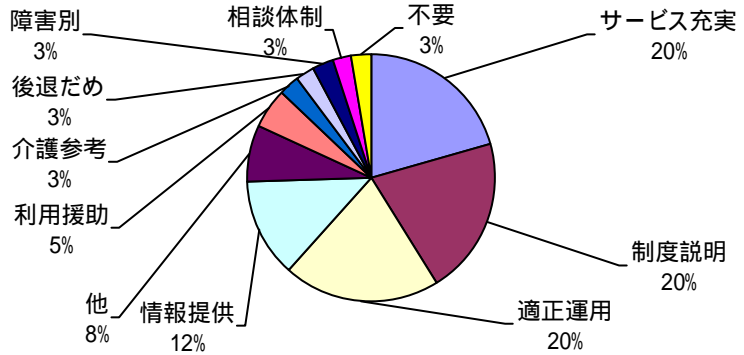
問5 平成 15 年度から開始される支援費制度について、入間市ではどのようにすればよいとお考えですか。ご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	利用者本位のサービスを考えるならやはり、障害区分をきちんと別けて、施設や作業所、行事を行なうべきだと思う。障害区分をきちんと別にしてもっとたくさん、一般の方や他の作業所どうし交流ができる行事を市から提供してほしい。
2	介護保険が措置制度から契約制度に移行されて現在どういう問題点があるのか、参考にして考えるべきです。本人の意見に基づく契約制度は大変いいようですが、福祉の切り捨てといわれる現状もあるのではないのでしょうか。
3	利用者とサービスを契約するのだから、相方の意見を上手にとりまとめられる様にしていければ良いと思う。
4	支援のランク等は、平等に判断出来る様にしっかり本人にも説明して欲しい。
5	障害者の方も家族の方にも、分かりやすい制度にしてほしいと思う。制度がはじまっても、混乱することのないようにして欲しい。
6	オンブズマン制度を充実させることで支援制度がどれくらいいいかされているのか把握できると思う。
7	1人1人のデータを確実に希望を取り入れる努力をしてほしい。
8	新制度が発足しスムーズに動き出すまで大変な事だと思います。障害者自らが選択し、よりよいサービスを受ける(受けられる)ような情報簡潔な手続き等も必要かと思ます。
9	この制度、自体よく熟知していないので、具体的な提言は差し控えるが、今言える事は制度を作って中味なし制度作って利用者泣かせに成らない考慮願いたい。
10	障害者を家族だけでめんどろをみている家もあると思いますので、市の支援制度の利用の裾野の拡大と公平、判断の正確等ぜひ支援費制度定着に期待しています。
11	サービスを提供する際の利用者のニーズは限りなく発生すると考えられ、必ず自らの希望するサービスを受けられるのだろうか?疑問である。選択を実現する為、情報収集の方法枠を広げておくべきではないか?
12	実際に、障害者の自己決定の尊重、利用者本位のサービスとは何か、具体的にどうしていけば、それが出来るのかを現場を観察しながら見付けられたいと思う。(人員、人数、設備、対応等)
13	支援制度は勉強不足、ごめんなさい。
14	サービスの選択をできない障害者の方への支援に対して施策を考えてほしい。
15	いつも同じ人が支援をしていくと気心もつてきて良いようにも思いますが、反面お互いに「このくらいいい」の気持ちが出てきて、気持ちがすれ違ってきて、うまく行かない時もあります。心の中にまで入ってくる問題で難しいです。
16	建前、趣旨は素晴らしいと思いますが、実際には、障害者とその家族が対等で事業者と交渉することは難しい場合が殆どと思われます。監督や援助する機関がそれぞれの障害者の実状と制度を把握して適切に対処する必要があるでしょうが、その為の人材、チームの組み方、財源、啓蒙活動・・・支援者側も含めて大変ですね。
17	支援費制度については、積極的な障害者、家族は支援を受けやすいでしょうが、消極的な障害者も気持ちよく支援を受けられるよう開放的な支援制度にして(もちろん市報でPRするでしょうが)頂きたいと思ます。
18	よい制度だと思いますので、利用者の意見を尊重して進めて行かれたらよいと思ます。
19	当事者も家族も不安のない地域生活をするため、ショートステイで経験をさせる。
20	親と障害のある子供との関係をよく調査し、判断して欲しい。
21	これ以上必要ではない。税金を無駄使いしてほしくない。
22	支援費制度が浸透するには文章がかたく文意を理解しにくいので解りやすく、口頭での説明も同じ解りやすく。
23	障害者を職員の研修をかねて旅行に連れて行って頂くと職員自身も勉強になると思ますし、何よりも毎日介助している人の身体が休まりとても助かると思ます。(他の市ではしている所もあります)
24	社会資源の提供をして多くの中から選択してもらおう。
25	支援費制度の内容をまずは障害者本人、その家族に解りやすく説明を、不安に思っている人がたくさんいます。関係する施設職員、さらに一般の人にも理解してもらえるように、セミナー等を開いてみたら?

26	障害者に対する最低限の基本的支援サービスの実施にあたり障害者や家族の意向を踏まえたサービスにする。
27	できれば障害者自ら、又その家族が選択したサービスには、支援費制度を適用してもらいたい。小人数の作業所、レスパイトサービス、生活ホームなども。措置制度による既得権を守るものではあって欲しくない。
28	本人、家族が選択できるだけのサービスをそろえなければいけないと思う。人がらしく生活できる指定事業所はどれだけあるのか。疑問に思う。
29	今の状況では選べるだけの資源が少なすぎます。もっと選べるように資源を整えるべきです。有能なカウンセラーや社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャーを選び、チームを作るべきだと思います。
30	開始するにあたって、一番先に必要なのが、地域での受け皿、社会資源の充実と利用者が真に望むサービスをきちんとコーディネートできる現場を熟知した人材。それらを整えてほしい。
31	利用する人その家族の方々に今まで以上に理解してもらおうように又一般の人にもこういう制度があるという事を知らせる

参考 キーワードによる分類

サービス充実	8
制度説明	8
適正運用	8
情報提供	5
他	3
利用援助	2
介護参考	1
後退ため	1
障害別	1
相談体制	1
不要	1



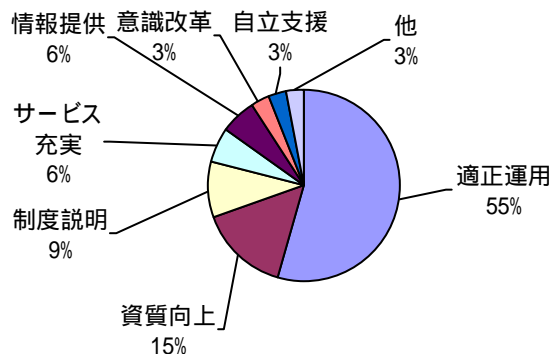
問6 人間市では障害者へのケアマネジメントの実施について検討しておりますが、障害者ケアマネジメントについてどのように実施すればよいとお考えですか。ご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	安心してサービスを受けられる様、市民への広報活動を十分にしてほしい。
2	以前、介護保険制度が導入された際、介護認定の有り方が問題になった。利用者の状態は一定ではなく変化するものである。利用者のニーズに合致したサービスを提供していただきたい。
3	実施するにあたって、全体会、障害をもつ方の保護者・各施設・各団体に統一した説明を！
4	下の解説をみると、必要なものだと思います。問題は、これを扱う人の質の問題です。
5	障害のある方々を弱者と考えるのではなく、出来る事を増やし社会の中で役割を持てるよう支援をすることが大切ですが、本人の自覚のこともあります。よく話し合い意識を変えていくことが大切です。
6	老人に対する介護保険の例を参考にし、サービスがスムーズに行えるようにしてほしい。
7	希望者と話し合う時、複数で対応してびったりとした計画をたてる。各々の分野の人が継続して(見直し等しながら)いって下さい・・・など。テレビ新聞等でいろいろ不都合があちこちであるようですが、人間ではしっかりやって下さい。
8	介護保険制度のように、サービスを民間にまかせる部分があつていいと思う。しかし責任は公で負うべきだと思う。
9	障害者個々のケアプランを作成するにあたって各セクションの専門家の方達が個人にあったプランをたてて下さると思います。施設に入居している入居者の事は施設の職員が把握していますので、少しでもその人にあったプランのアドバイスもできると思います。個人の意見を尊重し、よりよいケアプランの作成が望まれます。
10	問5同様。計画倒れに成らないよう、きめ細やかな遂行をお願いします。
11	市の財政もあると思いますが、ぜひ一貫性をもったものにして頂きたい。
12	ケアマネジメントの意味が市民一人一人に理解されているのだろうか？実施する場合の継続的なサービスの供給は、利用者一人一人の自立への変化に伴い一定期間そのサービスを行うだけでなく、早期の調整、改善を図るべきであると考え。
13	常に障害者の立場に立って考えていく。又、様々な社会資源等の受け入れる側の意識改革(統一)も必要。
14	障害者がなるべく多様な人生を選べるように個々のケースにあわせて努力してほしい。
15	中途障害者の方の中には、その障害を受け止めることができずに、社会参加に対しても拒否し、閉じこもってしまっている方もいます。心のケアを大切にしつつ、ケアマネジメントを実施して欲しいと思う。
16	ケアマネージャー、サービス提供者側の人材の養成と確保が大切だと思います。最初から出来上がった人はいません。知識、技術ばかりでなく人柄、熱意のある方を実地をふまえて養成、資格を与えることはできないでしょうか。市民みなにとって、一番身近な問題と思うので、実際に「あ、助かった」という経験例を重ねて支持を得ながら資金も含めてすすめることができればと思います。
17	まず、アセスメントになるかと思いますが。その人の全てをマネージするというのではなく、もっている能

	力で生活していくために何処の部分をアシストしたらいいかを検討することが大切だと思います。
18	よい制度だと思います。利用者の意見を尊重して進めて行かれたらと思います。
19	障害によって当事者が希望する内容が理解出来ません、家族の方へ色々な情報のサービス。なによりも大切に思うことは早期判断による療育、家族全員での協力が一番大切にながら地域の皆さんにも協力を願うことによって受け入れが出来るのではないのでしょうか。
20	福祉関係に携っている職員だけでなく、人間市職員全員が障害者施設に実習に行き（せめて2週間）、障害者、施設の職員の姿を見て下さい。
21	お年寄りとか収入のない人達にとっては、病院へ行くのにも大変だと思います。病院への交通手段を気がねなく無料で連れて行ってもらえるようなシステムがあると助かると思います。
22	多くの人に知ってもらおう。社会資源を一般の人でも理解し易く、障害を持った人への関心などを持ってもらおう。多くの人で支えていき、その人（障害者）が安心してサービスを利用できるようにする。
23	実施については良いと思いますが、もっと詳しく教えてほしい。
24	リハビリ・医療・看護・カウンセリング等、家族では充足することのできない専門的サービスを受けられる利用施設の開放。
25	障害者の地域での生活に日頃から関わっている人達が、携うことが大事だと思う。とにかくかたよりのあるマネジメントにならない様、きちんと線を引くべきと思う。
26	聞き取り調査の際の、本人の周りの方、例えば学校教員や施設職員らの意見を聞いて本人、家族の“真のニーズ”をつかんで、ケアプランをたてることが大事だと思う。既存の入所施設の紹介に留まらないよう改善、開発、推進して欲しい。
27	とても難しく大変な事だと思います。1人の人をいろいろな角度が見て、判断していかななくてはなりません。有能なケアマネージャーが必要です。とても大きい責任がかかってくるからです。1人の障害を持った子供がどのような経過をたどっていくのか、わかりやすく記録していけるようなシステムが必要（大津式のように）です。（誰が見てもわかるように）
28	あくまでも利用者の日常を知り、何が必要なのかを実感できる現場の社会福祉士等の人材が参加できる体制でケアマネジメントをしてほしい。
29	障害者がもっと使いやすくその人達が選べる施設が少ない。私もヘルパーの勉強はしたが、障害者に対する勉強は老人に比べてあまりにも少なかった。ヘルパーにももっと現場での経験を（実習）を重視して欲しい。自分もこの仕事につく前は、障害者は大変と思っていたが今はこの仕事が出来て良かったと思う。
30	一人一人にあったケアマネジメントを行ってほしい。
31	利用者のニーズを的確に把握し、介護サービスを行う一般の人にも多くしてもらおう

参考 キーワードによる分類

適正運用	18
資質向上	5
制度説明	3
サービス充実	2
情報提供	2
意識改革	1
自立支援	1
他	1



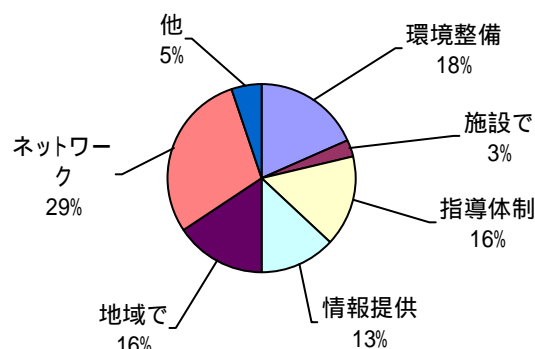
問7 障害者の災害対策として、どのような施策が望まれますか。ご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	知的障害を持つ方が、災害にあわれたりその家族の場合、本人の避難先などは、普段の顔見知りが良いと思うので、作業所（団体）単位で集ったり、指導員さんにお世話になってしまうのは、しょうがないのでは。
2	障害者に対して、行政・地域のネットワークづくりが必要だと思います。本来は社協がやっている「近隣たすけあい」のようなものが必要。ただ、現在組織されている「近隣たすけあい」もうまく機能しているとは思えません。もっと行政が本腰でかからないとだめでしょう。
3	避難場所に行く時に、本当に車椅子で行けるのかをもう一度見直して行くべきだと思う。
4	自分の身は自分で守ることが基本ですが、身体的に不可能な方々が多い中で、いかにご本人達が自分の身を守るかも情報提供のなかで選択して欲しい。
5	避難場所においての、介護が必要な人のためのケア。介助者がいないと生活できない人は不安なのではないか？それから避難場所の障害者用のトイレの設置など、必要なものを備えて欲しい。
6	消化訓練、救急法の徹底。
7	自治会が集り災害時の具体的な協力方法、指導、実際に訓練をしてほしい。
8	緊急通報システムの設置と共に地域の中において障害者の把握、民生委員地域消防団の協力体制等、日頃から災害時にはどうするか決めてあるといざという時に、的確な対応ができるのではないのでしょうか。（地域の中の施設の協力も必要と思われます）
9	地域、障害者間のネットワークづくり。障害があるかどうかはプライバシー、人権尊重の立場から障害者の

	住所、障害の程度などわからずじまい。せめて の会等に加入している方だけでも、地域に公表してもよいのではないのでしょうか。
10	常日頃、障害者相談員等単位のグループを編成しておき、災害時に迅速かつ果敢に対応出来る体制を作っておく。また重度障害者の場合民間警備会と連携しておくのも一考かも。
11	施設設備の強化、増設を求める。
12	阪神・淡路大地震の際の障害者の方にお声を思い起こし、避難先等で取り残される事のない様、近所の方に、各種ボランティア団体等、行政もちろん障害者の方々の訓練も必要かと思ひます。
13	近隣の人のグループで支えがほしい。問1の時のように、数人の支える人のグループが出来ていれば、その時、手助け出来る人がいると思う。たとえば私は(月と木)私は(火)だけのように。
14	施設でも在宅の障害者の方でも、実際に何かしらの災害が起きた場合に人手が足りないことが現状であり、そのためには、近隣の人たちと日常生活においても連携をとるべきだと思う。
15	近所とのコミュニケーション、何かの時にはそのお宅へかけつけられるような人がいると安心と思ひます。その為には、遠くの人でなく、ご近所の方の応援や声かけがあれば・・・と思ひます。
16	平常から障害者の実状を把握しておくこと、その対処法を具体的に手順を整えておくこと。一般市民の協力を得て当事者とチームを組んでおくこと。
17	かなめになっている所とドッキングした緊急用のプザーの設置。障害の状態によって設置場所が異なってくると思ひますが。
18	本人、家族はもちろんですが、地域でのサポートを決めておいて援助する。(特に一人暮らしの方)
19	日頃の話しあいにより避難場所を決めておく。
20	消防署の方が、障害者の家庭、施設を調査し、訪問をお願いしたい。
21	自分が違反等して障害者になった場合は援助しない。日本の法律は甘すぎる。
22	障害者も健康な人達も共に使える事が大切だと思う。(区別をしない)
23	地域での防災訓練等に参加呼び掛けして、地域の人達に住所や障害の程度を知ってもらおう。
24	障害によって手助けも違いますので、災害が起きた時に手助けをしてくれる人を確保してほしい。
25	障害者の避難訓練を実施。災害ボランティアの育成をはかる。災害時の緊急受入先の確保。連絡体制。
26	障害者自らの確認が困難なため施設の職員の災害適応能力が必要。
27	市民レベルで動けるような施策が望ましい。行政の危機管理の中の位置づけは、どうなっているのでしょうか？
28	福祉の網の目からこぼれ落ちる人が居ない様にすること。災害後、避難生活について 知的障害の方は、大人数や騒音、広いところ等が苦手な人(パニックになってしまう)がいる。優先的に個室を用意する必要がある。
29	細かいシステムを作らないと大変な事になる。迅速に対応できるように人の配置を細かく、分担式に考えていく必要がある。細かい区域ごとに何度か練習しておく必要もある。
30	施設入所者、又は在宅者を適格に把握し、災害時、障害者それぞれの安否を確認できるような専門に係われる担当システムを行政がしっかり準備してほしい。
31	災害後の生活の援助。

参考 キーワードによる分類

環境整備	7
施設で	1
指導体制	6
情報提供	5
地域で	6
ネットワーク	11
他	2



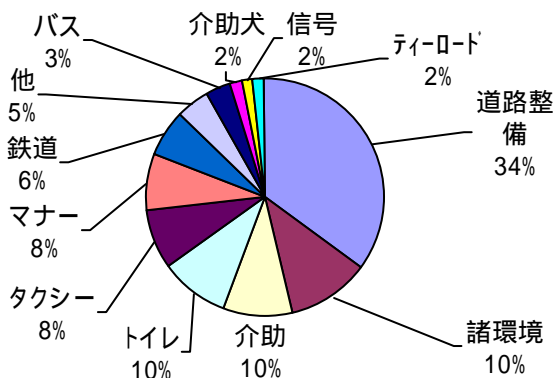
問8 障害者が外出する際、どのような点が不便だと思われますか。お気づきの点について記入してください。

番号	ご意見
1	道路が狭くて歩きづらい。
2	道路が未整備な場合が多い。
3	電車の乗り降りなどが、周りのペースについていけない。と聞いた事がある。ていーろーどの本数が少ない。
4	外出介助に携わっている者として、痛感することは、障害者が行きたいところに、行きたい時に、行きたい人と外出するには、どうすればいいかということです。
5	車椅子対応のタクシーやバスはまだ不足をしていると思う。また、電車ももう少し使い勝手を考えていければ良いと思う。
6	実際に一歩外に出て見ると自分で出来るだろうことも物理的な面で介助者の必要が出てきますので、いかにその部分を改善するかが社会参加や地域生活を可能にするのかに関ってきます。

7	「坂道が多いこと、歩道がせまかったり、段差があるため、外出できない」という声をよく聞く。電車なども利用しづらい面が多く、金額は高いがタクシーを利用するしかない。
8	道路の不備。信号（青信号の間、渡りきれない人がいました。歩行困難）。買物などではトイレ、レジ、陳列が適当でない。
9	障害者に限らず、歩道が狭い（又はない）道路がある。
10	付き添いが必要な人が多い為、ボランティアの人を希望するが現実はいません。
11	外出先での移動。トイレ。
12	昨今では福祉タクシー、バリアフリーの建物等確立されつつありますが、障害者の外出はまだ大変です。ノーマライゼーションに基づいているんな方達が外出できるようになればとてもよい事だと思います。車椅子での外出が安心してできるよう歩道の確保が必要です。
13	盲導犬や介護犬が店や電車、バスに自由に乗り降り出来る様に色々な許可書を背負って歩かなくてすむ様な制度を早く通してあげて下さい。自由にどこでも出入り出来るようになることが第一だと思います。
14	障害の過程によってまちまちだろうが、少なくとも元ボタン式信号機が自動式信号機に変わった場合は旧ボタン装置の撤去を警察当局に働きかけてほしい。（視覚障害者の方の危険な場面を2度程、目撃しているの）
15	道路の狭さ、混雑、交通の不便ぜひ解決に期待。
16	買物時では大量に買い込む場合も多く一時預かり等の荷物置場が設けてあると便利かと思う。
17	福祉タクシーが少なく、値段も高い。道路が車椅子や視覚障害者通るには通りづらい。建物の中やトイレが狭く、行ける所が限られてしまったり、又、介助者を付けないと外出出来ないような環境。
18	道路の段差やガードレール内の幅、お店の入口（ドア）、雨天時、夜間等に不便を感じると思う。（車椅子利用の場合）
19	ていーろーどは大変有難いのですが・・・財政面でも大変でしょうが、もっと細部まで運行して頂けたら、便利かと思います。
20	道路、建物、周囲の人々、すべて意識が低いと思う。
21	福祉タクシー等、普及しているが、実際には、高額になってしまうため、障害者側としては、利用しづらい。また、外出先でも車椅子でのトイレの利用ができない所も多い。
22	障害の種類にもよりますが、交通の便、介助、ガイド等。
23	バス路線・回数は調査して工夫できないでしょうか。ミニバスの利用は？タクシー利用は高すぎるので、低料金、簡易に利用できるサービス団体（退職者のグループなどで）設立はできないでしょうか。
24	その人の障害個所によっても異なるでしょうが、まず、何と行きたい所に行ける足です。
25	段差が多い、歩道が狭い、歩道がない所もある。バス停、雨、日差しをさえぎれる屋根がほしい。
26	放置自転車、道路の傷み。
27	歩行者用の道路が狭い。
28	社会の偏見を感じます。最近はサポートして下さるサービスもありますので家族の方が積極的に利用する。
29	道路の不備。車を運転している人のマナーの悪さ。
30	車を使用が出来ないこと。
31	まず、道路の問題です。段差が多すぎます。信号が青でも自転車などは、スピードをゆるめずに無視して走ります。
32	段差を少しでも無くす。思いがけない段差で足の不自由な人が転んで怪我をしたとよく聞く。
33	道路の段差をなくしてほしい。点字ブロックの所に車椅子がはさまってしまうと動きがとれなくなってしまう。
34	歩道が狭かったり、案内が見つけづらい。一人で外出出来ない人は、介助者の確保。
35	駅のエスカレーター、1度に1個の車椅子しか移動出来ないの、何人が行くとかなり時間がかかってしまう。障害者用トイレ、場所によっては女子用、男子用いずれかにしかなく入りづらい。
36	歩行困難、視覚障害、聴覚障害等のケースがありそれらに適応させる支援設備が少ない。
37	道路の整備。安全性。信号の設置。入間市民（特に学生等）へ自転車に乗る時のマナーの教育。学校等での交通安全指導の際、生徒の安全という視点ばかりでなく歩行者への思いやりということも指導してほしい。
38	段差や歩道、入口の狭さはお決まりですが、外出先で対応する人達の意識のレベルがもう少しアップすればいいと思う。特に知的障害者への認識がまだまだ、浅いと思うことが多い。
39	問3や4でも記したが、障害者には、援助が必要でそれには、何より“人の手”である。現在、男性の手が足りず、異性介助にならざるを得ない。特に外出時は、そうになってしまう。男性福祉従事者が働き続けられる様な助成をお願いしたい。
40	歩道の狭さ、エレベーターの設置が少ない。店舗の通路の狭さ、お店、駅、人の対応。一人一人の意識、自分の身になって考えることができる人が少なすぎる。自分勝手な人が多すぎる。
41	道路、鉄道等交通手段等、良くなったと言ってもバリアフリー化していない、階段だけの施設もあったりする。駅にせつかくエレベーターがあっても、一定時刻以降、終電前にもかかわらず、止まっていたりする。
42	公共の場所で公園に行くが障害者用トイレがない所がある。自立でトイレの出来ない人が大半である為、公園や公共施設には必ず障害者用を作ってもらいたい。
43	障害者用のトイレがこわれていることが多い。
44	歩道を広くする

参考 キーワードによる分類

道路整備	22
諸環境	7
介助	6
トイレ	6
タクシー	5
マナー	5
鉄道	4
他	3
バス	2
介助犬	1
信号	1
ティーロード	1



問9 その他、入間市の障害者福祉について、ご自由にご意見を記入してください。

番号	ご意見
1	職員のモラルが低い。意識をもって行動して欲しい。
2	窓口での対応がよくない。もう少し意識を持って働いてもらいたい。
3	4、5年入間市の障害者福祉に関してきているが、やはり行事や内容、身体障害者にかたよりがちのような気がする。たくさんの人達との交流は大切だが、知的と身体はまったく別、と考えてもらいたい。とくに脳梗塞などの中途障害で60才以上の方たちと、20才の知的障害が、一緒に生活したり、同じ行事を行う上で、知的の方に無理がいてしまいます。知的の方はその無理が理解できず、ならなくてよりパニックになってしまうことが多々見られます。知的障害（一般参加あり）のみの行事（運動会）など頻繁にやってほしい。
4	障害者に対する行政の窓口が解り易やすく、大きく、明るく開かれていることを望みます。個々には確かに親切でキメ細かい対応もみられますが、一般的にはまだまだ、行政の「敷居」は高いという印象です。
5	福祉の進んでいる東京都などを参考に良い面はとり入れ、悪い面はとりさることが必要。もっと障害者の声、老人の声、支えている家族の声に耳を傾けて欲しい。
6	平成15年～の支援費制度にむけての取り組みに期待しています。段階的な内容でもいいので過程などアピールしてもらいたい。
7	高齢化とともに障害者の数が増えている現状はこれからも増えると言われていますが、地域の中であたりまえに生活していくには、福祉と共に本人の自覚も必要です。障害者も参加し、いろいろな方面での勉強、資格の修得等やりがいの持てるような窓口ももうける必要があると思います。入間市は高齢者も障害者も住みよい街だ、にぜひそうなるようにしていただきたいです。
8	入間市役所の窓口の対応。障害者の方にあつた対応をしないと、無視された、バカにされた、厄介者扱いされた、雑に扱われたなどと思ってしまう。職員の教育が必要です。障害者も「お客様」です。ねぎらう言葉かけも必要だと思います。（いらっしゃいませ、ご用件は、ていねいな説明、話しをじっくり聞く、わかりやすい言葉づかい、ありがとうございます、他）
9	何もわかりませんし、何からお手伝いして良いかわかりません私です。自分に出来ることから協力して行きたいと思います。入間市全体が1日も早くバリアフリーの道路（歩道）、店入口、駅などにすることがはじめではないでしょうか。
10	新しい街づくりで、歳出も大変だと思うが、東京区部と比較した場合入間市と言うより、特に埼玉県全体が、精神障害福祉部分野で立ち遅れていると言わざるを得ない。公施設が無いので、民間団体が身を削る思いで運営しているようだ。都政に携わった者の一人として、助成金の少なさに困惑の面持ちである。せめて、我が入間市ぐらい、東京都並みのゆとりある助成金の歳出をしてあげたら良いと願ってやまない。納税者の切なる思いです。
11	近隣の市に比べて良いと思いますが更なる充実をお願いします。
12	先日、入間市社協の回覧を拝見し、会員を募り会費を求めるとの書面であったが、少々の会費アップを検討してもよいのではと思えた。明日はわが身と考えた際、小額すぎると思える。
13	知人にもご意見を伺いましたら、作業所の数が不足し、待機者が大勢いらっしゃるとか、スタッフ不足との事でした。行政のご努力をお願い致します。
14	点字を勉強して参りましたが、実際に視覚障害のある方と接した事がありません。何を求められているのか、役に立っているのか、知りたいものです。市報その他はどのように理解されて利用されているのかも知りたいものです。
15	まだまだ、今後への期待感のみです。どうぞがんばってください。
16	障害者福祉の支援活動について知らない方、また利用方法がわからない方のために、市報だけでなく、情報提供をしてほしいと思う。
17	障害者の方ひとりひとりの意見や要求を聞くことは難しいとは思いますが、その方たちの意見を聞いてこそ、役にたてるような福祉になるのではないのでしょうか。とかく健常者の考えは、机上の考えで、役に立たないこともあると思います。障害者の方の中にはこれを言ったら悪いか・・・と思って遠慮してしまう方も

	あるようです。少しのお金を払っても遠慮なくたのめる方がよいと思っている方もいるようです。
18	高齢化、ストレス社会、物理的、科学的な危険など障害問題は結構差し迫っていると思うのですが、余りとりあげられていない感じです。皆が関心をもつように、また具体的に着実に一つずつ解決するように、市としても努力して頂きたいです。
19	障害者に対する助成が思っていた以上にあったと感じた。利用者がそれを知っておられるのか？利用されているのか？これからも障害者の意見を尊重して行って下さい。市民の心のバリアフリー。理解してもらえ運動、講座、子供が小さい時から係りをもてる機会を作ってほしい。
20	当事者が地域で安心して活動できる場所づくり、障害のちがいで相談の内容もちがいますが、家族と社会、両者の責任で対応していけると良いと思います。ノーマライゼーションにより地域での生活を希望しますが、障害によっては親や家族とは別にグループホームでの生活で自立を。親が元気に動ける時にこそ、障害年金のいきた使い方が出来るのではないのでしょうか。（自宅近くでのアパート生活、又は作業所近くのアパート）
21	障害者及びケアしている人々の事を考えた。（家族、施設職員、ボランティア）色々な対策をお考え下さい。
22	障害者が無料なのをいい事にして、わがままになっている。介護保険みたいに金額をつけて（買物は 円、散歩は 円みたいに）1割か2割の負担をしていただくようにしたらどうでしょうか。何から何まで国の負担となると、私の税金がそれでも人間市は高いのに、ますます、とられるのではないだろうか。一度認定されるとずっと続くのではなく、元気になったら級が上がるとかしてほしい。認定を受けた時は重病でどこへ行くにも手帳があるから、ただで行けるのだといっていたのに、少し元気がでて身体の動けるようになって、自分が何でも出来るようになったのに、手帳をもってまだいばっている人がいる。
23	役所へ直接来た対象者だけでなく、障害者に福祉サービス、就労などの声掛けを積極的にしてほしい。
24	どこの駅がよくてどこの駅がダメという事ではなくて全部の駅に、エレベーターをつけるとか考えてほしい。外出先が限られてしまいますので。
25	障害者と健常者が交流できる場を多く作ってほしい。
26	より住みやすい人間市になるために障害者の方々の意見等に絶えず耳を傾けてほしい。今回のアンケートについても皆さんの意見を尊重してほしい。このアンケートに答えるには日頃の勉強不足のために、私にとっては難しいものでした。今後市政にもっと関心を持ち勉強していきたい。
27	障害者が地域で暮らす為のメニューが少ないのは人間市に限ったことではないと思うが、そのことに対し、ネガティブにならず、積極的な改善、開拓対応をしていただきたい。既存のサービスにたよってしまうのではなく、サービス利用者が本当は、何を望んでいるのかを掘り下げられるような対応をして欲しい。その為にも実際の現場での生の声に耳を傾けていただけようをお願いしたい。
28	現在のことで手いっぱいなのですが、これから学童児が加齢した時の行き場が整っているのか、とても心配です。小さな作業所や店、グループホーム、又本人が楽しめるレスパイトハウス等、たくさん生まれる様、祈る思いです。
29	みんなが暮らしやすい街にしていく意識を高めること。障害を持つ人も持たない人もいつか、持つかもしれない人も、自分の身になって考える必要があると思います。もっと多くの方が障害を持った人と接するべきです。是非たくさんの触れ合う、出逢う場を作って下さい。どちらにも必ずメリットがあるはずで。よろしくをお願いします。

構成

委員数 14名
 任期 平成14年4月1日から平成16年3月31日まで
 会長 松本 寿昭
 副会長 松井 幸子

選出区分	人数	氏名
(1) 市議会の議員	2名	山下 修子
		高橋 満男
(2) 市民からの公募	3名	石原 英雄
		飯島 和美
		福島 慎吾
(3) 障害に関する団体・役員等	7名	貫井 覚太郎
		高田 憲
		松井 幸子
		清水 義昭
		齋藤 美佐子
		白石 昭人
		上山 欣子
(4) 知識経験者	2名	松本 寿昭
		塩屋 和雄

活動状況

	上段：日時、下段：内容	
第1回	平成14年7月3日(水) 午前10時から2時間	
	委嘱、会長選出、諮問	傍聴7名
第2回	平成14年8月28日(水) 午後6時から2時間	
	計画実績報告、アンケート調査結果、精神障害関係施策について	傍聴5名
第3回	平成14年9月25日(水) 午前9時30分から2時間	
	障害者及び法人等への支援状況	傍聴2名
第4回	平成14年11月6日(水) 午前9時30分から2時間	
	見直し計画の施策体系について	傍聴6名
第5回	平成14年11月25日(月) 午後1時30分から2時間	
	支援費制度及び見直し計画の内容について	傍聴10名
第6回	平成14年12月18日(水) 午後1時30分から2時間	
	見直し計画案の内容について	傍聴3名
第7回	平成15年1月29日(水) 午後1時30分から2時間	
	見直し計画案の内容について	傍聴5名
勉強会	平成15年2月28日(金) 午後6時30分から3時間	
	見直し計画案の答申、提言の内容について	
第8回	平成15年3月27日(金) 午後1時30分から2時間	
	答申、提言	傍聴4名

諮問書

入障発第493号
平成14年7月3日

入間市障害者福祉審議会
会長 松本 寿昭 様

入間市長 木下 博

入間市障害者福祉計画の見直しについて（諮問）

入間市障害者福祉審議会条例第2条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 入間市障害者福祉計画の見直しについて

答申書

平成15年3月27日

入間市長 木下 博 様

入間市障害者福祉審議会
会長 松本 寿昭

入間市障害者福祉計画の見直しについて（答申）

平成14年7月3日付け入障発第493号で諮問のあった入間市障害者福祉計画の見直しについて、当審議会では計8回の会議を開催し、慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり「入間市障害者プラン ～ささえあう元気な入間～」としてまとめたので、ここに答申します。

なお、国、埼玉県で見直しを進めている新障害者プランの内容も踏まえ、また、入間市の障害者福祉施策の推進に関する提言を別紙のとおり提出します。入間市における障害者福祉のさらなる充実にむけて、本提言の実施にあたり格段のご配慮を賜りますようここに要望いたします。

提言書

平成 15 年 3 月 27 日

入間市長 木下博様

入間市障害者福祉審議会
会長 松本 寿昭

入間市障害者福祉施策の推進に関する提言

障害者福祉の向上を目指す支援費制度が平成 15 年 4 月から開始されます。

当審議会では、入間市における障害者福祉施策及び障害者福祉計画の実施における課題を取りまとめました。障害者が地域で安心して暮らせるまちづくりに鋭意努力されますよう、下記のとおり提言いたします。

記

1 入間市障害者プランの推進について

- (1) 入間市障害者プランについては、当審議会において平成 15 年 4 月からの 5 カ年計画として、議論を重ねてきたものです。早期実現にむけて全庁的に努力してください。
- (2) 障害者福祉計画の進捗状況を把握し、随時、市民に公開してください。

2 支援費制度について

- (1) 支援費制度においてサービス受給者と事業者の対等な関係を確保するために、サービス受給者のさまざまな意見等を聴取し、事業者との調整等についてきめ細かな対応を行ってください。

3 障害者の生活支援等について

- (1) 障害者のためのケアマネージャーを養成し、障害者ケアマネジメント体制を整備してください。また、障害者の日常生活における諸問題の解決を図るための相談や就労支援を行う生活支援体制を整備してください。
- (2) 平成 15 年 4 月から開設される入間市健康福祉センターを、障害者の活動の拠点として有効に活用され、障害者のための生活支援サービスについても実施してください。

4 その他

- (1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の 3 障害に対する福祉サービスについて、その格差を解消するとともに、難病者に対する支援の充実にも努めてください。
- (2) 障害者の地域生活を推進するためには住民の理解が欠かせないことから、障害の理解・普及に努めてください。特に精神障害に関する誤解、偏見等の解消に努めてください。

あ

NPO 民間非営利組織、民間公益団体と訳され、寄付金や会費等を主な財源としてボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的にすることなく、社会に対するサービスを提供する組織のこと

か

グループホーム 4～8人程度が1グループとして入居し、小規模な生活の場において、食事の支度、掃除、選択等を含め、共同して生活を送ることを目的としたサービスを提供する施設。

ケアマネジメント 障害者の地域における生活を支援するために、障害者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療のほか、教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけ調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

ケアマネージャー 利用者の必要とする多様なニーズを充足させるため、適切な社会資源（家族・行政・ボランティア等）と結びつける手続きを行う人。

権利擁護 判断能力が不十分な方に、特定のサービスの利用にあたって利用者 に不利益がないように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うこと。

さ

支援費制度 行政が障害者や家族の意向やニーズを判断してサービスの提供を決定する措置制度が、平成15年4月から、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する支援費制度となります。

障害者の日 1981（昭和56年）年の国際障害者年を記念して、国民の障害者問題についての理解と認識を深め、福祉の増進を図ることを目的として、毎年12月9日を「障害者の日」としています。毎年、全国各地で障害者問題に関する行事等が行われています。

授産施設 障害があるため就労の機会がない方が、入通所しながら必要な訓練を行い、仕事を行いながら自活能力を高める施設。

成年後見人制度 判断能力の不十分（知的・精神障害等）な方の財産管理や身上監護の契約等（支援費制度に係る契約等）について、公正な支援を行うための制度です。

ショーステイ	介護者が社会的理由（冠婚葬祭、出張等）や私的理由（旅行、休息等により、介護ができない場合に社会福祉施設等に短期間（一週間程度）入所すること。
生活ホーム	自立した生活を望みながらも家庭環境や住宅事情等により出来ない障害者に、生活の場として提供するもので、集合住宅（アパート）形式が多くあります。
た	
デイサービス	自立の促進、生活の改善、身体の機能の維持向上等を図るため、通所（宿泊を伴わない）により創作的活動、機能訓練等を行うもの
デイケア施設	在宅の心身障害者に対し、身近な地域で通所により必要な自立支援や授産活動を行い、社会参加の促進を図ることを目的とした施設です。
な	
ノーマライゼーション	社会を構成する人々の中に障害者や高齢者が存在することが普通（ノーマル）の姿であり、これらの人々が人間らしく生活できるような社会こそ正常（ノーマル）な社会であるという考え方。
難病	原因不明で治療方法が未確立かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。また、経過が慢性にわたり、経済的、家庭、精神的に負担の大きい疾病のこと。特定疾患ともいう。 ⇒98ページの埼玉県指定疾患一覧表をご覧ください。
は	
バリアフリー	健常者の生活を前提としたまちづくりは、障害者や高齢者に対して無意識に障害（バリア）を作っており、そのバリアを無くして安心して暮らせる環境をつくること。
ホームヘルプサービス	自宅で暮らし続けていくうえでさまざまな困難を抱える人（高齢者、障害児者、難病患者、ひとり親家庭）に対し、自宅を訪れ家事や介護などさまざま援助を行う援助サービス。
や	
ユニバーサルデザイン	全ての創造に対して、障害者や高齢者に配慮することは、健常者を含め全ての人にとって利用しやすいものであるとの考え。
ら	
リハビリテーション	医学、社会、教育及び職業的方法を組み合わせ調整して用い、障害のある人々の機能を最大限に高めること。「全人間的復権」
レスパイトサービス	在宅の心身障害者の介護者の疾病等による一時的な介護需要に応じて、迅速かつ柔軟なサービスを提供する事業。

1 特定疾患 次の疾患を患っている方です。

1. ベーチェット病	26. 特発性拡張型(うっ血型)心筋症
2. 多発性硬化症	27. シャイ・ドレーガー症候群
3. 重症筋無力症	28. 表皮水疱症
4. 全身性エリテマトーデス	29. 濃疱性乾癬
5. スモン	30. 広範脊柱管狭窄症
6. 再生不良性貧血	31. 原発性胆汁性肝硬変
7. サルコイドーシス	32. 重症急性膵炎
8. 筋萎縮性側索硬化症	33. 特発性大腿骨頭壊死症
9. 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎	34. 混合性結合組織病
10. 特発性血小板減少性紫斑病	35. 原発性免疫不全症候群
11. 結節性動脈周囲炎	36. 特発性間質性肺炎
12. 潰瘍性大腸炎	37. 網膜色素変性症
13. 大動脈炎症候群	38. プリオン病
14. ビュルガー病	39. 原発性肺高血圧症
15. 天疱瘡	40. 神経線維腫症
16. 脊髄小脳変性症	41. 亜急性硬化性全脳炎
17. クローン病	42. バッド・キアリ症候群
18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	43. 特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)
19. 悪性関節リウマチ	44. ライソゾーム病(ファブリー病含む)
20. パーキンソン病	45. 副腎白質ジストロフィー
21. 原発性アミロイドーシス	46. 溶血性貧血
22. 脊柱靭帯骨化症	47. 橋本病
23. ハンチントン病	48. 特発性好酸球增多症候群
24. モヤモヤ病(ウイルス動脈輪閉塞症)	
25. ウェゲナー肉芽腫症	

2 先天性血液凝固因子欠乏症等

1 第I因子(フィブリノゲン)欠乏症
2 第II因子(プロトロンビン)欠乏症
3 第V因子(不安定因子)欠乏症
4 第VII因子(安定因子)欠乏症
5 第VIII因子欠乏症(血友病A)
6 第IX因子欠乏症(血友病B)
7 第X因子(スチュアート・ラウアー)欠乏症
8 第XI因子(P T A)欠乏症
9 第XII因子(ヘイグマン因子)欠乏症
10 第XIII因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
11 von Willebrand(フォン・ウィレブランド)病

3 小児慢性特定疾患

対象疾患群	治療区分	対象年齢	疾病の例示
悪性新生物	入院・通院	20歳未満	白血病・脳腫瘍・悪性リンパ腫 等
慢性腎疾患	入院・通院	20歳未満	ネフローゼ・慢性腎炎・水腎症 等
ぜんそく	入院 (通院)	20歳未満	気管支ぜんそく 等
慢性心疾患 (内科的治療のみ)	入院 (通院)	20歳未満	心室中隔欠損症・川崎病・特発性肥大型心筋症 等
内分泌疾患	入院・通院	20歳未満	成長ホルモン分泌不全性低身長症(下垂体性小人症)
	入院・通院	18歳未満	甲状腺機能亢進症(バゼトウ病)・甲状腺機能低下症・ターナー症候群 等
膠原病	入院・通院	20歳未満	若年性関節リウマチ
	入院のみ	20歳未満	リウマチ熱・リウマチ性心疾患 等
糖尿病	入院・通院	18歳未満	インスリン依存型糖尿病・非インスリン依存型糖尿病 等
先天性代謝異常	入院・通院	20歳未満	軟骨異栄養症
	入院・通院	18歳未満	骨形成不全症・先天性胆道閉鎖症 等
血友病等血液疾患	入院・通院	20歳未満	血友病・アレルギー性紫斑病 等
神経・筋疾患	入院のみ	18歳未満	ウエスト症候群・結節性硬化症 等

入 間 市 障 害 者 プ ラ ン

平成15年4月

発行：入間市

編集：入間市福祉部障害福祉課